

(案)

資料 1-1

第3期

大阪市地域福祉基本計画

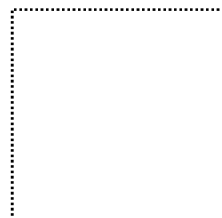
令和6年度～令和8年度

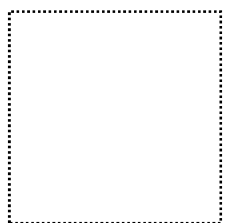
(素案)

だれもが自分らしく
安心して暮らし続けられる
地域づくり

大阪市

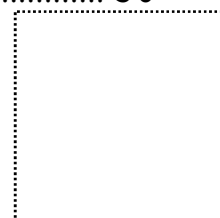
この冊子の各ページの角には、音声コード（Uni-Voice）^{ユニボイス}がついています。
スマートフォンに専用アプリをインストールしてこの音声コードを読み取ると、
冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。
（音声のみの表現が難しい、表などのページにはコードが無い場合もあります。）





目 次 **調整中**

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 地域福祉基本計画の位置づけ	3
(2) 大阪市基本構想との関係	4
(3) 区地域福祉計画等との関係	4
(4) 分野別計画・関連計画等との関係	5
(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係	7
3 計画期間	9
4 圏域の考え方	10
5 計画の推進・評価の体制	12
第2章 地域福祉を取り巻く現状	13
1 統計データ等から見る大阪市の現状	13
(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移	13
(2) 市民の意識と活動の状況	14
(3) 地域における団体等の活動の状況	15
(4) 地域における社会問題の状況	16
(5) 地域福祉活動におけるコロナウイルス感染症の影響	16
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	17
(1) 地域共生社会の実現	17
(2) 成年後見制度の利用の促進	26
(3) 地域福祉にかかるその他の動向	29
3 各区の取組状況	32
(1) 取組状況について	32
(2) 課題と今後の方向性	37
4 第2期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況	39
(1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備	39
(2) 福祉人材の育成・確保	40
(3) 権利擁護の取組の充実	41
第3章 基本理念と基本目標	45
1 基本理念	46
2 基本理念の考え方	47
(1) 人権尊重の視点	47
(2) 住民主体の地域づくりの視点	48
(3) ソーシャル・インクルージョンの視点	48
(4) 福祉コミュニティ形成の視点	48
(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点	49
3 計画の基本目標	50
4 計画の指標	51



第4章 基本目標の達成に向けた具体的な取組

基本目標1	気にかける・つながる・支え合う地域づくり	54
1	住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	54
(1)	地域での支え合い、助け合いの意識づくり	54
(2)	地域福祉活動への参加の促進	54
(3)	住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	55
(4)	専門職による地域福祉活動への支援について	56
(5)	地域における見守り活動の充実	56
(具体的な取組)	地域福祉活動への参加促進	61
(具体的な取組)	地域における見守り体制の強化	62
2	地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	66
(1)	多様な主体の参画と協働	66
(2)	社会資源の有効活用	66
3	災害時等における要援護者への支援	69
(1)	災害時における要援護者への支援	69
(2)	災害時に備えた地域におけるつながりづくり	70
基本目標2	だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	74
1	相談支援体制の充実	74
(1)	複合的な課題等を抱えた人への支援	74
(2)	社会参加に向けた支援	76
(具体的な取組)	複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	80
2	権利擁護支援体制の強化	83
(1)	虐待防止の取組の推進	83
(2)	成年後見制度等の利用促進	83
(具体的な取組)	虐待防止に向けた地域連携の推進	86
(具体的な取組)	成年後見制度の利用促進	88
3	福祉人材の育成・確保	92
(具体的な取組)	福祉人材の育成・確保	93

資料編

用語解説	99
別掲 統計データ（グラフ・図表）	104
別掲 引用法文等	143
大阪市社会福祉審議会条例	155
大阪市社会福祉審議会条例施行規則	156
大阪市社会福祉審議会運営要綱	158
大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿	161
大阪市地域福祉連絡会議設置要綱	162
「大阪市地域福祉基本計画」策定の経過	164
「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について	165



第1章

計画の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアや文化活動など、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

地域福祉の推進は、平成27年の国連総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす、「誰ひとり取り残さない」社会の実現にも不可欠な取組です。

大阪市では、社会福祉法に基づき平成16年3月に第1期「大阪市地域福祉計画」（計画期間：平成16～平成20年度）を、平成21年3月に第2期計画（計画期間：平成21～平成23年度）を策定し、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

また、「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、平成24年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画」や「地域福祉ビジョン」等（以下「区地域福祉計画等」という。）を順次策定し、特色ある地域福祉の取組を進めてきました。

一方で、少子高齢化の急速な進展や家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、こどもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待、ヤングケアラー問題など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

このような地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取組を、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取組など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組の成果を活かしながら、地域福祉を推進していくため、大阪市では、平成30年3月に第1期「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）を、令和3年3月に第2期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定しました。

第2期計画では、第1期計画からの基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を継承し、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」と「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を基本目標に、地域福祉の推進に取り組んできました。

令和2年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは大きく変わり、生活困窮の問題が顕在化するとともに、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となるなど大きな影響を受けました。対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人との気かけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、工夫を凝らして地域福祉活動を継続させるための努力が続けられています。

また、近年の大雨や地震などの災害時の状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。

今回策定する第3期「大阪市地域福祉基本計画」（以下、「本計画」という。）においても、第1期・第2期計画の理念を引き継ぎ、このような非常事態やその他の人生の様々な困難に直面した時にも、人と人とのつながりあい、支えあい、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。

【詳細については、第3章1基本理念及び2基本理念の考え方（◆P.46～49）に掲載】

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉基本計画の位置づけ ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉の推進を図ることは、社会福祉の基本理念の一つとして社会福祉法に規定されています。

本計画は、各区の区地域福祉計画等と一体で、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取組等を示し、各区の地域福祉の取組を支える計画です。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置づけや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している人々の自立を支援する取組についても記載しています。

【制度の概要については、第2章2(1)①(イ)生活困窮者自立支援制度の創設(◆P.18)に掲載】

さらに、本計画は、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心して暮らしていくことを支える重要な手段である、成年後見制度に関する大阪市施策の方向性等についても記載しており、平成28年に公布された、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

【取組内容については、第4章 2-2 具体的な取組② 成年後見制度の利用促進(◆P.88)に掲載】

【各関係法の条文については資料編(◆P.143以降)に掲載】

(2) 大阪市基本構想との関係 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、大阪がめざすべき将来像を明らかにし、市政の方向を定めるにあたっての基本的な考え方とすると同時に、都市活動の主体である市民をはじめ、大阪に関わるさまざまな人々が、ともにまちづくりに取り組むために共有する目標として、平成17年3月に「大阪市基本構想」を策定しています。

本計画は、同構想の掲げるめざすべき3つの都市像のうちの1つである、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の考え方を踏まえて、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。

【大阪市基本構想については資料編◆P.146に一部（抜粋）を掲載】

(3) 区地域福祉計画等との関係 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、各種サービス提供上の基本単位であり、福祉の取組の中心である区において、区地域福祉計画等を策定し、区民ニーズと地域特性に基づく地域福祉を推進しています。

このような地域の実情に応じた取組を各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取組等の基礎的な事項を内容としています。

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等	区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画	・ 地域福祉に関する区の方針 ・ 住民の地域福祉活動を支える取組 ・ 区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画	・ 基本理念、目標 ・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

【区地域福祉計画等の一覧は◆P.33に掲載】

(4) 分野別計画・関連計画等との関係 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市には、**高齢や障がいなど**保健・福祉の分野別にそれぞれ計画があり、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものです。

このため、まずは、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、それぞれの計画の取組を支える基本的なしくみづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。

【参考】分野別計画（保健・福祉）の概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

《基本方針》

1. 健康でいきいきとした豊かな生活の実現
2. 個々人の意思を尊重した生活の実現
3. 安全で快適な生活環境の実現
4. 利用者本位のサービス提供の実現

障がい者支援計画・障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画

《基本方針》

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

こども・子育て支援計画

- 基本方向1 こども・青少年の
「生きる力」を育成します
- 基本方向2 安心してこどもを生み、育てられる
よう支援す仕組みや環境を充実します
- 基本方向3 こども・青少年や子育て家庭の
セーフティネットを確立します

こどもの貧困対策推進計画

- 施策1 こどもや青少年の
学びの支援の充実
- 施策2 家庭生活の支援の充実
- 施策3 つながり・見守りの仕組みの充実
- 施策4 生活基盤の確立支援の充実

健康増進計画「すこやか大阪 21

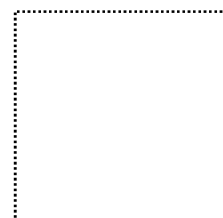
《取り組みの方向性》

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化
予防の徹底及びこころの健康づくり
- (2) ライフステージに応じた生活習慣の改善
- (3) 健康を支え、守るための地域づくり



すこやか大阪21
(いっぽくん)

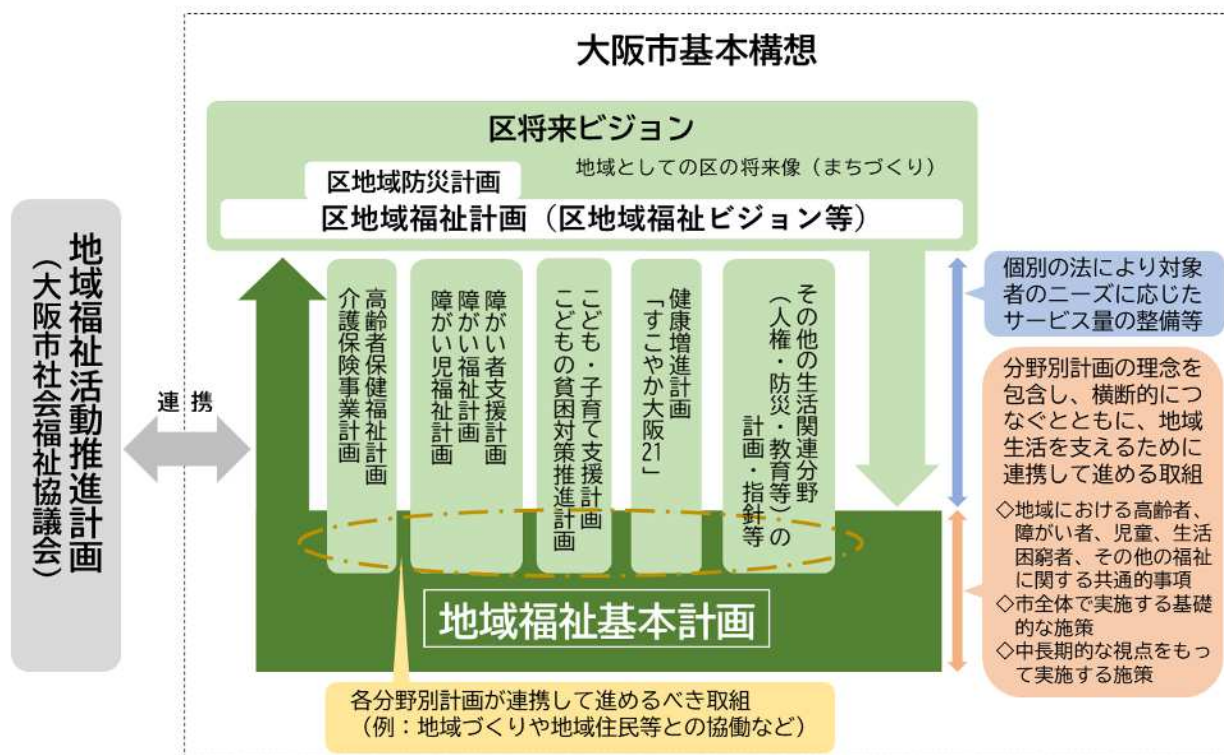
【「各分野別計画が連携して進めるべき取組」にかかる、各分野別計画への実際の記載については、◆P.147以降に掲載】



さらに、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応することや、隠れている生活課題を発見し解決していくためには、人権尊重を基調とし、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。

こうしたことから、本計画では、保健・福祉や生活関連分野計画等の理念を包含し、人々の暮らしの場である地域において大阪市が実施するさまざまな取組の関係性やつながりを踏まえて、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために連携して取り組むことをめざします。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



【参考】その他の生活関連分野の計画・指針等（主なもの）

	名 称		名 称
人 権	大阪市人権行政推進計画	教 育	大阪市教育振興基本計画
	大阪市男女共同参画基本計画		生涯学習大阪計画
	大阪市多文化共生指針	そ の 他	市政改革プラン
防 災	大阪市地域防災計画		Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～
	大阪市避難行動要支援者 避難支援計画（全体計画）		大阪市空家等対策計画
			大阪市再犯防止推進計画
			大阪市消費者教育推進計画



上記の各関連計画・指針等については、大阪市ホームページでも紹介しています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000439502.html>

(5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 ● ● ● ● ● ● ● ●

社会福祉協議会は、社会福祉法において規定された地域福祉推進の中心的な担い手となる団体であり、大阪市及び全区に設置されています。大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、大阪市では、極めて公共性の高い団体として、準行政機関と位置づけています。

市社協では、地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体が協働して取り組んでいくための目標や方向性を示すための活動・行動計画である「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しています。



第3期 大阪市地域福祉活動推進計画

令和6年度～令和8年度

基本理念「つながり・支えあうことができる

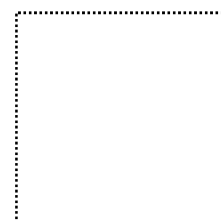
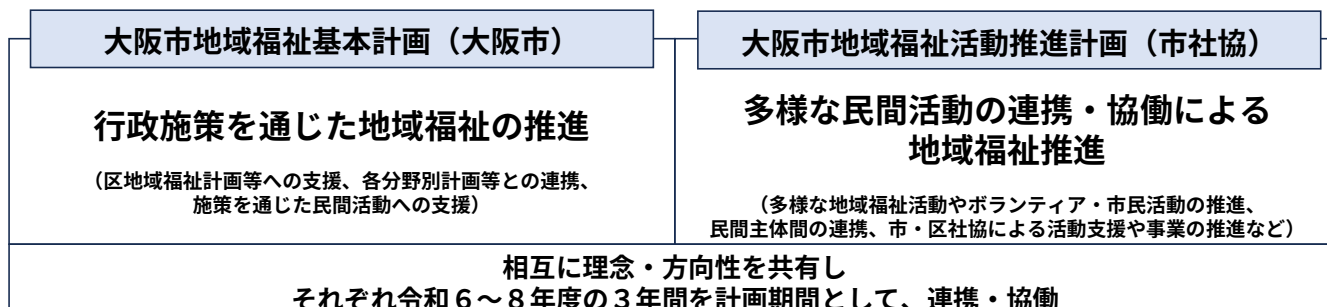
福祉コミュニティをつくる」

基本目標（1）つながりをつくる（地域づくり）

基本目標（2）くらしをささえる（相談支援）

大阪市と市社協は、地域福祉を推進していくにあたり、相互に連携・協働しています。そのため、本計画と市社協の地域福祉活動推進計画も、策定にあたっては、相互に理念・方向性を共有しながら進めていく必要があります。

○連携・協働のイメージ図



社会福祉協議会（市社協・区社協・地域社協）

大阪市社会福祉協議会とは

- 大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

区社会福祉協議会とは

- 住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

地域（地区・校下）社会福祉協議会とは

- 概ね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。

大阪市では、地域福祉の推進を図るため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、すべての区役所と区社協の間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。

【参考】大阪市福祉局と市社協が締結している連携協定（平成29年4月1日）内容

○連携・協働事項（第3条）

- （1）複雑化・多様化・深刻化する地域福祉課題の解決に向け、地域住民が主体的に参加・参画する地域福祉活動などを通じた安心・安全な地域づくりの取組に対して、区役所、区社会福祉協議会及び関係機関等と連携し、支援する取組
- （2）支援を必要とする市民に対して、当該市民が必要な支援を受けられるための適切な情報発信や広報啓発を行う取組
- （3）その他地域福祉の推進に資する取組

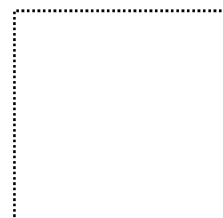
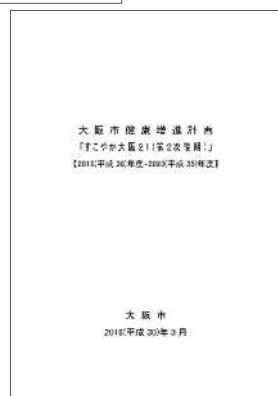
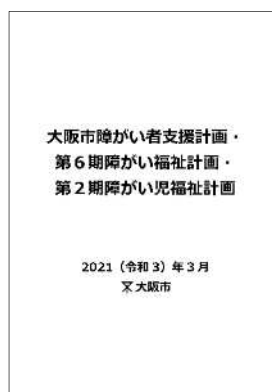


3 計画期間

本計画の計画期間は、高齢者・障がい者等の分野別計画との整合性を図るために、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

地域福祉の推進には、中長期的な視点も必要であることから、本計画では、第1期・第2期計画の基本理念や方向性を継承し、取組のつながりを大切にしています。

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域福祉 推進指針	地域福祉基本計画（第 1 期）			地域福祉基本計画（第 2 期）			地域福祉基本計画（第 3 期）		
	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第 7 期）			高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第 8 期）			高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第 9 期）		
	障がい者支援計画（※中間見直し実施）						障がい者支援計画 （※中間見直し実施）		
	障がい福祉計画（第 4 期）			障がい福祉計画（第 5 期） 障がい児福祉計画（第 1 期）			障がい福祉計画（第 6 期） 障がい児福祉計画（第 2 期）		
こども・子育て支援計画 （第 1 期）		こども・子育て支援計画（第 2 期）						(仮称)こども計画	
こどもの貧困対策推進計画									
	健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次後期）」						(仮称)健康増進計画 「すこやか大阪 21（第 3 次）」		

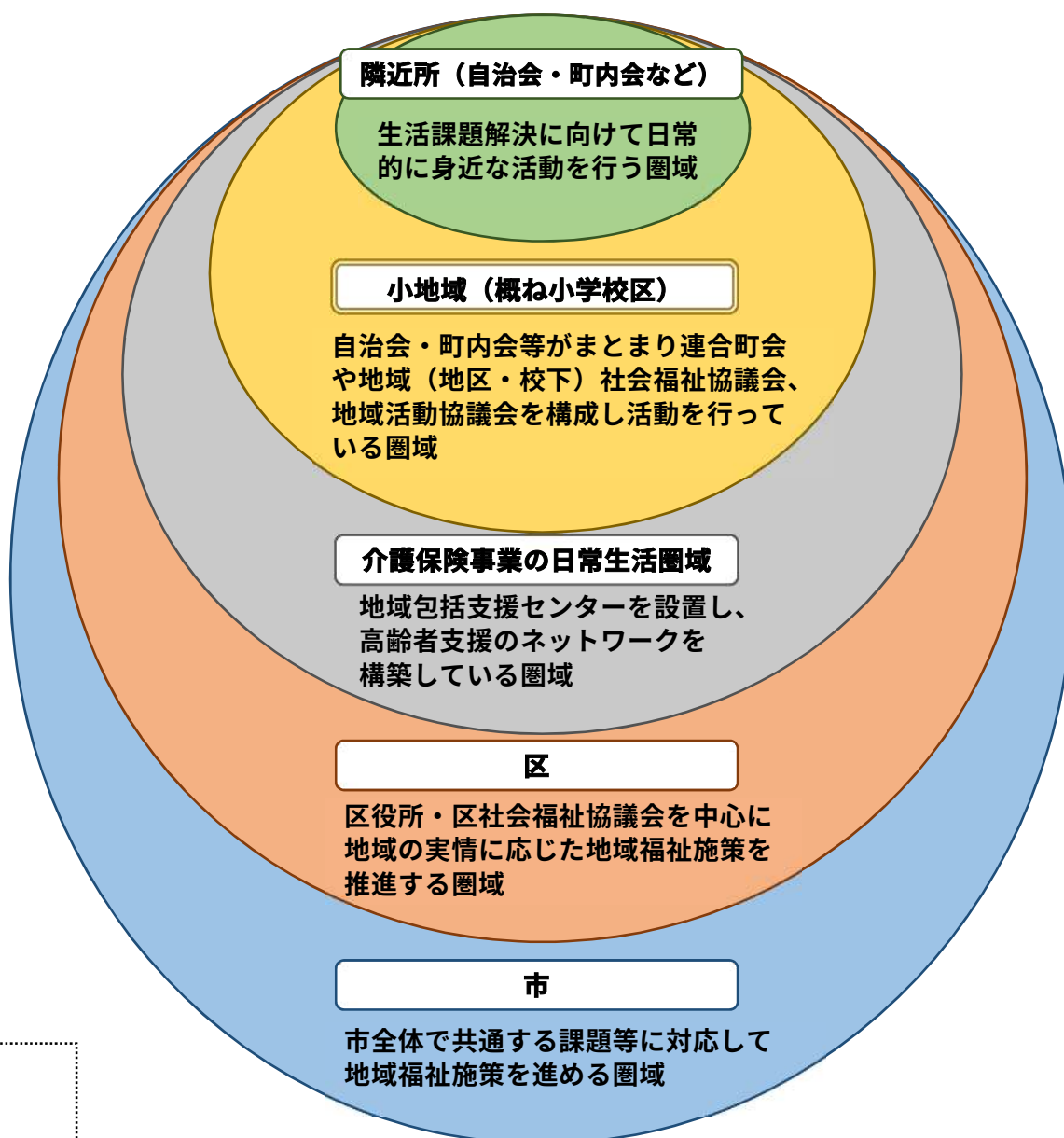


4 圏域の考え方

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します。

とりわけ、小地域（概ね小学校区）は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。



○ 各圏域における主な組織や活動の状況等

【隣近所】

- ・自治会や振興町会などの町内会（以下「町会」という。）が組織され、日常的な交流が行われる。
- ・個々の民生委員・児童委員等が日常的な相談支援を行う。
（活動例） あいさつ、声かけ、回覧板、訪問
（特 性） 孤立死やごみ屋敷、虐待などの異変にいち早く気づくことができるが、社会資源は限定的。



【小地域】・・・概ね小学校区

- ・町会の連合体（以下「連合町会」という。）が組織され、定期的な交流が行われる。
- ・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校下）社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）などが、長年継続して活動している。
- ・人権啓発推進員や青少年指導員・青少年福祉委員協議会などが活動している。
- ・老人クラブや子ども会、ボランティアグループなどが活動している。
- ・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTA やはぐくみネット（小学校区教育協議会）、学校協議会が組織されている。
（活動例） 定例的な会議、ふれあい喫茶や子育てサロン、こどもの居場所（こども食堂など）の継続的活動、お祭りなどのイベント、大規模清掃活動・防災訓練など
（特 性） 小学校や地域集会施設など拠点となる施設があり、顔の見える範囲の住民が組織的に活動。



※ 小地域では、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体により「地域活動協議会」が組織され、地域課題の解決やまちづくりに取り組んでおり、福祉分野の部会においては、地域社協や連合町会などが中心となって地域福祉活動が行われている。

【介護保険事業の日常生活圏域】・・・地域包括支援センターの担当圏域

- ・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、概ね高齢者人口1万人に1か所（66 圏域）となるよう設置されており、保健師、社会福祉士等の専門職を配置のうえ、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などが行われている。
（活動例） 地域包括支援センターによる高齢者支援ネットワークの構築など
（特 性） 地域包括支援センターが中核となり、地域包括ケアシステム（◆P.17 参照）の構築が進められている。

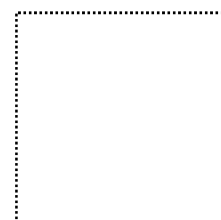


【区域】

- ・区社協が組織され、小地域での活動を支援している。
- ・区障がい者基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）、子ども・子育てプラザなど、分野別の相談支援機関が設置されている。
- ・公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化

【市域】

- ・市社協が組織され、区での活動を支援している
- ・法や制度への関与



5 計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取組を行うことが大切です。

「実施（Do）」については、市の関係部局が各々の事業について、本計画に基づき、地域福祉の視点に立った取組を進めていく必要があるため、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）の、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。



第2章

地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等から見る大阪市の現状

(1) 人口・世帯数等の推移 ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 大阪市の人口は、昭和 40 年の約 316 万人をピークに減少傾向でしたが、平成 17 年頃から緩やかな増加に転じています。

しかしながら、全国や大阪府の人口は、平成 22 年をピークに減少しており、年齢構成や合計特殊出生率などを踏まえると、大阪市においても、今後、本格的な減少局面に向かうと予測されます。

- ・ 高齢者人口（65 歳以上）は、昭和 25 年以降増加しており、令和 2 年では、約 68 万人、高齢化率は 25.5%となっています。また、令和 27 年（2045 年）には 81 万人、高齢化率は 32.4%になると見込まれています。

- ・ 令和 2 年の 65 歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、全国平均の 29.6%に対し大阪市は 45.0%となっており、今後も高齢の単独世帯は増加することが見込まれます。

➡ だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。

- ・ 高齢者や障がい者、外国人住民数は、いずれも近年増加しています。

➡ 地域で暮らす人々が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。

- ・ 令和 2 年度の高齢化率を区別に見ると、最も低い区が 15.4%であるのに対し、最も高い区では 39.2%であり、状況は大きく異なっています。また、令和 4 年の区別の外国人住民比率を見ると、最も低い区が 1.9%であるのに対し、最も高い区は 21.8%となっています。

➡ 区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取組が重要です。

- ・ 生活保護受給世帯・人員は平成 25 年度以降減少しているものの、生活保護率は全国に比べて高くなっています。また、生活困窮者自立相談支援事業における新規相談支援件数は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安を受けて令和 2 年度には大きく増加し、現在は減少傾向にはあるものの、依然として高水準にあります。
 - ・ 大阪市における非正規雇用者が雇用者全体に占める割合は、約 4 割（平成 29 年）であり、全国平均とほぼ同じ水準となっています。※令和 4 年度データに更新予定
- ➡ 誰もが安心して暮らせるよう、セーフティネットとしての役割が重要であり、経済的・社会的自立に向けた支援が必要です。

【関連する統計データ等は資料編◆P.104～114 に掲載】

（2）市民の意識と活動の状況 ● ● ● ● ● ● ●

- ・ 地域福祉実態調査では 6 割近くの人が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約 7 %にとどまっています。その理由は、「時間がないから」が最も多く、次いで、「参加するきっかけがないから」となっています。
- ➡ 地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。
- ・ 地域福祉実態調査では「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと」として約 10 %の方が「家族に対する日常のケアのこと」と回答しました。
- ➡ 介護等の支援が必要な家族のケアを担っている「ケアラー」もまた、支援が必要な存在です。ケアラーに対して、公的なサービスを利用できる場合があることや、相談窓口が存在することの周知が必要です。
- ・ 大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査では、家族のケアを担っていると回答した生徒は約 9 %、そのうち自分がケアをしていることを家族以外の「誰にも話していない」と回答した者は約 6 割にのぼっています。
- ➡ 社会がヤングケアラーのことを認識し、身近な人が気づき、理解し、手を差し伸べることが支援につながります。そのため、福祉や介護の関係機関、地域の関係者などへの周知や啓発を進めることが重要です。

- ・高齢者実態調査によると、ひとり暮らし高齢者の5割以上が孤立死を身近だと感じています。また、地域福祉実態調査では「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと」として約9%の方が「困りごとなどを相談する人がいないこと」、約5%の方が「孤独・孤立を感じていること」と回答しています。
- ・地域福祉実態調査では「大規模災害発生時を想定した地域での備え」について、「近所の人とあいさつをする程度の関係はつくっておくこと」「地域の災害時避難場所を知っておくこと」が必要と回答した方の割合は、世論・地域福祉の推進役・福祉専門職のいずれも6割を超えています。
- ➡ 見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるための取組が求められています。
- ・介護職員の離職率については、近年改善されてきているものの、他の産業と比べて高く、人材の確保が難しい状況にあります。
- ➡ 資格を持ちながら職についていない人の復職支援を行うことなどが必要です。また、こどもの頃から福祉に親しみを持ってもらうなど福祉人材の育成・確保の裾野を広げることも重要です。

【関連する統計データ等は資料編◆P.115～123に掲載】

(3) 地域における団体等の活動の状況 ● ● ● ● ● ● ●

- ・民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手となって、適切な支援につなぐ役割を基本としており、日常的な支援や子ども・子育て、在宅福祉、生活環境等、相談内容は多岐にわたっています。令和4年度の相談・支援活動状況をみると、「日常的な支援」が25%と最も高く、次いで「子どもの地域生活」が12.2%となっています。
- ・大阪市では、民生委員・児童委員以外にも、地域活動協議会やボランティア、社会福祉施設やNPO法人、企業などにより活発に地域福祉活動が行われてきました。
- 民生委員・児童委員や町会・自治会等の地縁団体（以下「町会等」という。）は、担い手不足・加入率の低下が課題となっています。一方、地域実態調査によると、地域にある企業等による参画についてはやや増加していると回答されています。
- ➡ さまざまな主体による地域福祉活動がより充実し、相互の連携が進むよう支援する取組が重要です。

- ・共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は、年々減少しています。一方、ふるさと寄附金やクリック募金など新しい形の地域福祉活動への寄付もあります。

➡ さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいく必要があります。

【関連する統計データ等は資料編◆P.124～133に掲載】

（４）地域における社会問題の状況 ● ● ● ● ● ● ●

- ・令和３年度の高齢者や障がい者に対する家族等による虐待、児童虐待についての通報等件数は、いずれも前年度からわずかに減少しているものの、引き続き高い水準で推移しています。また、相談・通報者としては、「警察等」が最も多くなっている状況です。配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数は、近年増加傾向にあります。

➡ 虐待を早期に発見できる立場にある地域住民に対し、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組み、虐待を未然に防止することが必要です。

- ・大阪市における成年後見制度利用に関する申立件数の推移を見ると、令和４年は1,173件であり、増加傾向にあります。内訳としては、後見開始の申立が最も多く、全体の69.7%を占めています。

➡ 判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用するためには、成年後見制度や相談先等の周知が必要です。

【関連する統計データ等は資料編◆P.134～140に掲載】

（５）地域福祉活動におけるコロナウイルス感染症の影響 ● ● ● ● ● ● ●

- ・コロナ禍においては、地域の活動団体が実施している取組についても、様々な制約を受けることとなりましたが、活動を継続または再開するため、さまざまな工夫がなされました。また高齢者や障がい者、児童等の福祉施設においても、地域を対象とした公益的な取組が実施されています。

➡ 地域におけるつながりを回復するためにも、再開のための工夫について活動者間で共有し、今後新たな感染症が蔓延した場合でもつながり続けることのできる社会の構築が求められています。

【関連する統計データ等は資料編◆P.141～142に掲載】

2 地域福祉にかかる法・制度の動向

(1) 地域共生社会の実現 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 国の動向について

(ア) 地域包括ケアシステムの構築 **高齢計画と調整中**

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

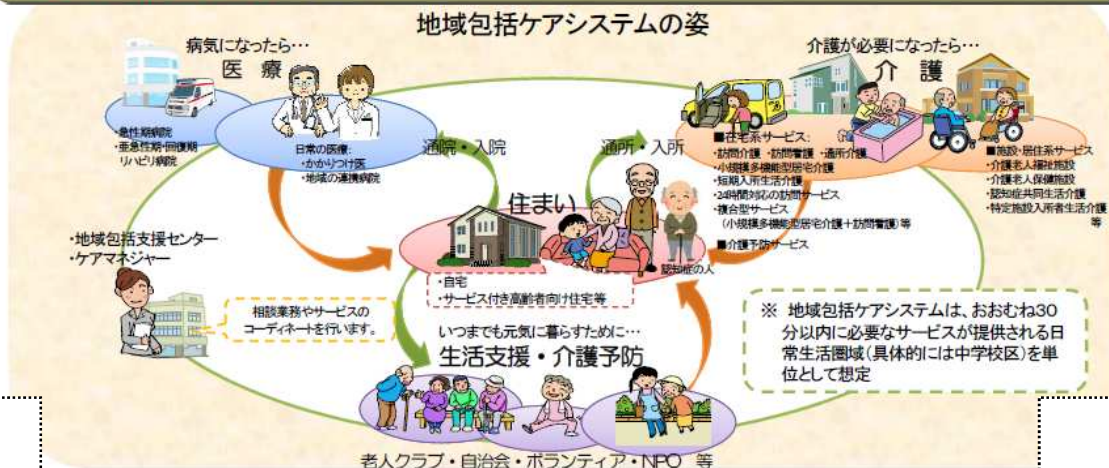
今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代の減少への対応が重要となっています。

このため、令和2年の介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現と令和22年への備えとして、「1. 介護予防・地域づくりの推進／「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進」、「2. 地域包括ケアシステムの推進」、「3. 介護現場の革新」を3つの柱とする考え方が示され、この3つの柱は、相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられています。

【参考】

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



(イ) 生活困窮者自立支援制度の創設

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第 2 のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

平成 30 年 10 月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の 2 つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自ら SOS を出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議（支援会議）を設置することができることとなりました。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の支給、また、住居確保給付金の対象者の拡充や受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和等の様々な緊急的な経済支援策が実施されました。

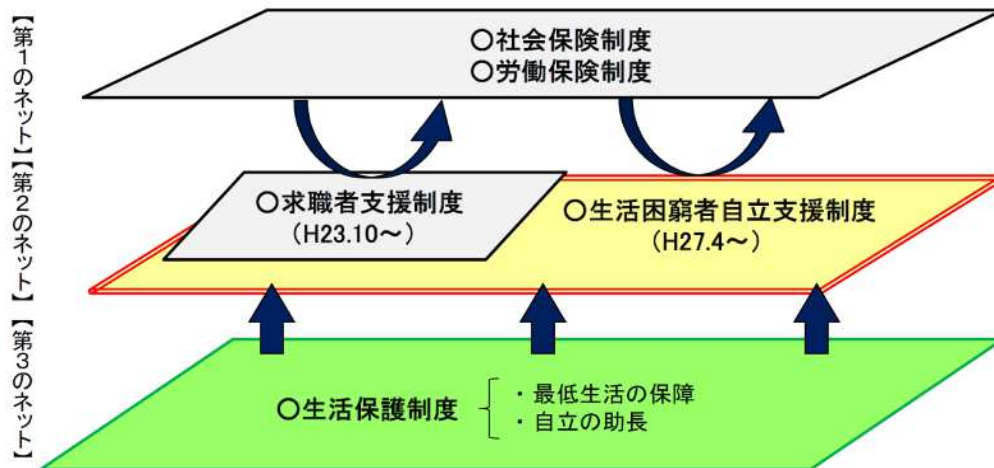
今後は、従来の支援に加えて、こういった支援を受けられた方々への丁寧なフォローアップ支援をしていくことが必要であり、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざします。

（生活困窮者自立支援制度における各事業の内容については◆P.79 に掲載）

【参考】

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典：厚生労働省

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

➡ 生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅棟）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化

➡ 関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

➡ 会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

出典：厚生労働省

(ウ) 包括的な支援体制の整備

平成27年9月に厚生労働省の報告「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを制度ごとではなく地域に暮らす住民に広げていく新しい地域包括支援体制の構築を進めていくこと、その構築のプロセスを経て、共生型の地域社会を再生・創造していくことが示されました。

その後、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」、すなわち制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会の実現が示されました。

これを受けて、平成29年2月には厚生労働省が『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を公表し、2020年代初頭を目途に改革を進めていくことを示しました。



出典：厚生労働省ホームページ 地域共生社会のポータルサイト

この改革の一つとして平成29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

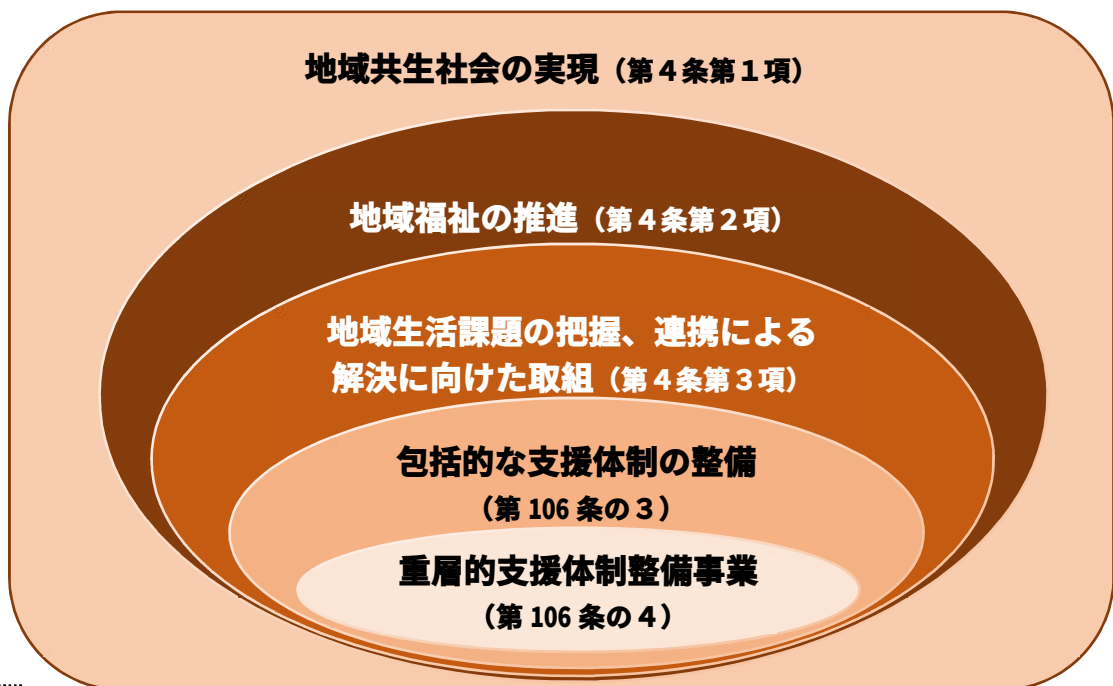
さらに、令和2年6月に改正された社会福祉法では、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第4条第1項）と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と、関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ（第6条第2項）、各施策分野の連携が強く求められています。

なお、改正社会福祉法では、このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。

※ 社会福祉法の条文は◆P.143以降を参照してください。

○ 社会福祉法における理念、施策、事業の関係性



出典：厚生労働省

【参考】重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

令和3年4月1日施行



出典：厚生労働省

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

第1期・第2期地域福祉基本計画においては、国が定めた「地域共生社会に向けた改革の骨格（当面の改革工程）」や平成29年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえた方針を定めて、取組を進めてきました。

本計画においては、令和2年の社会福祉法改正の趣旨も踏まえ、大阪市の方針を次のとおり定め、引き続き計画的に取組を進めます。

○ 大阪市の方針

大阪市では、これまでも包括的支援体制の整備を進めてきたことから、本計画では、各分野におけるさまざまな取組について、「地域づくり」と「支援体制の整備」という観点に沿って整理し、市全体で共通して取り組む事項に重点を置き、施策のさらなる充実を図ります。

【地域づくり】

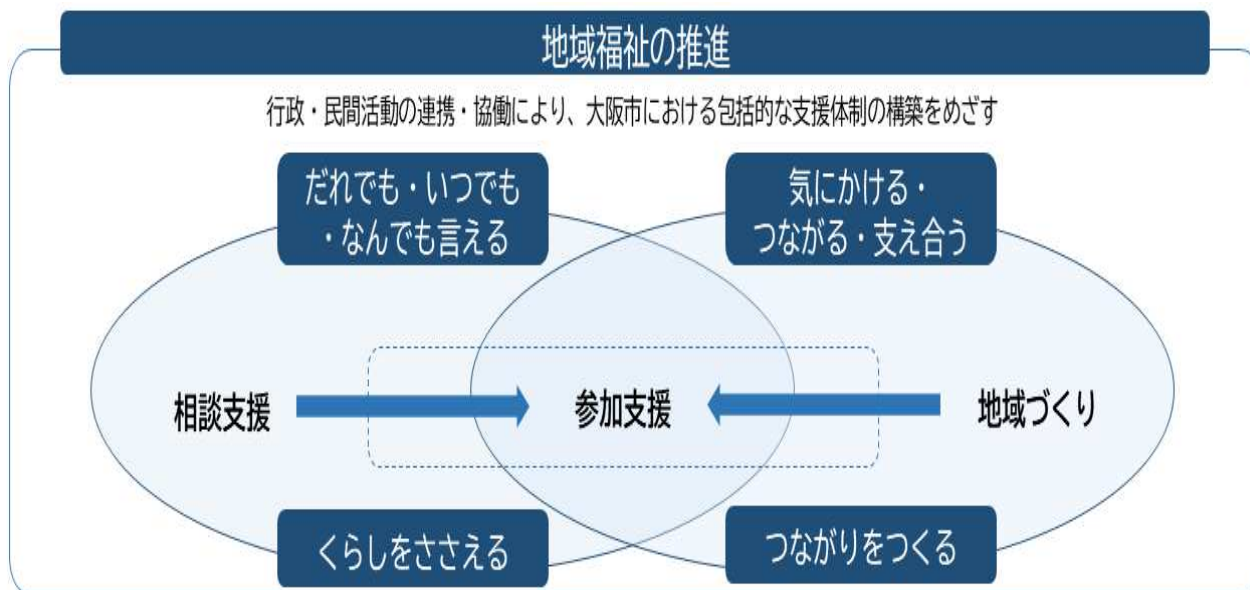
- ・市社協、区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。
- ・多様な主体の協働の推進を図り、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。
- ・「気にかける」や「つながる」、「支え合う」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざします。
- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくりに取り組みます。
- ・災害時や災害に備えた要援護者の支援のしくみづくりに取り組みます。

【支援体制の整備】

- ・既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携して支えるためのしくみづくりに取り組みます。これらの取組が連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
 - ・生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」の推進や、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。
 - ・民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材を増やしていくための取組や活動の促進、育成を進めます。
 - ・研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。
- また、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

【詳細は、第3章の「3 計画の基本目標」（◆P.50）及び第4章に掲載しています。】

○ 大阪市における包括的支援体制の整備イメージ図



■ 【社会とのつながりを作るための支援】

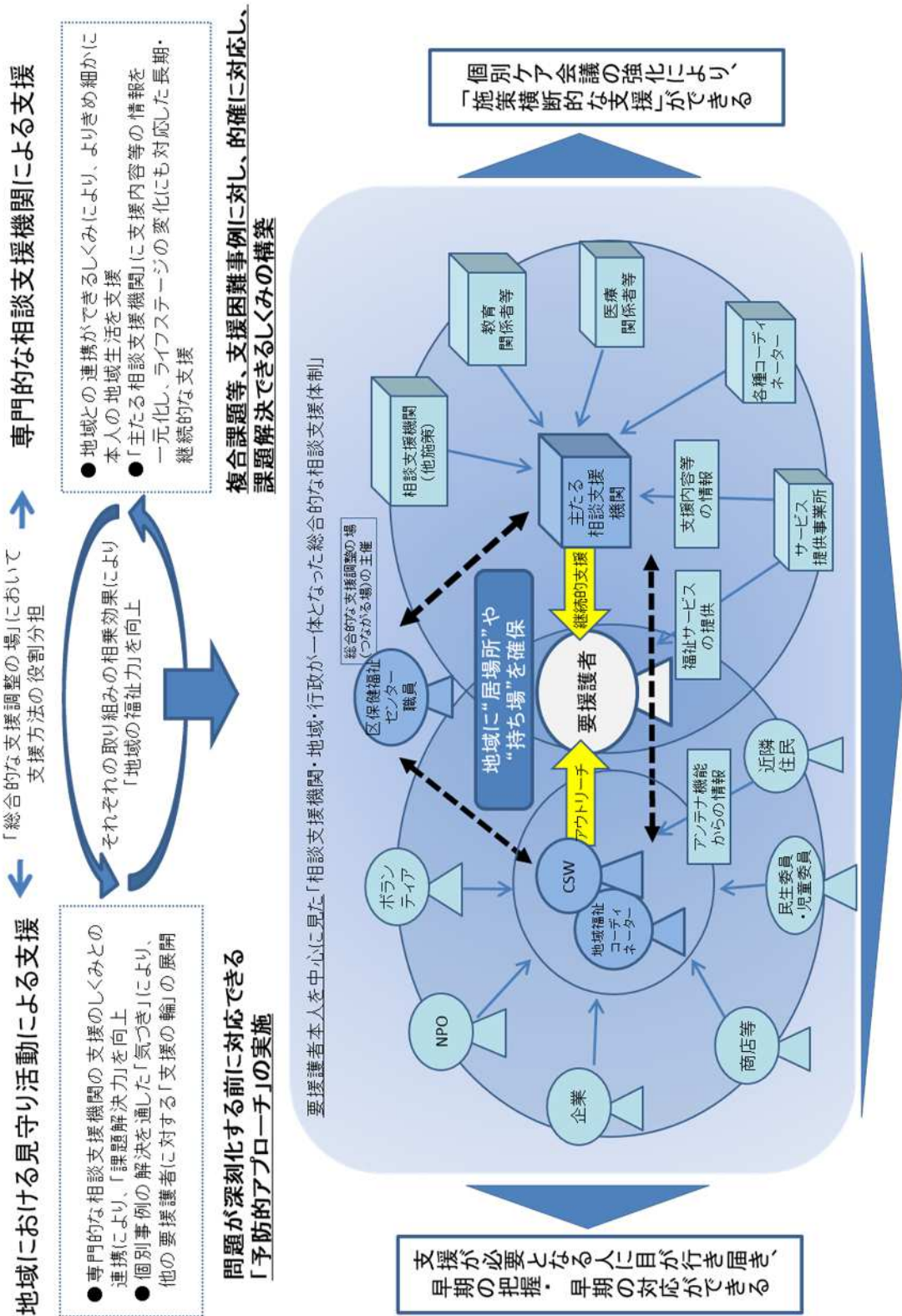
一人では解決困難な課題を抱えた人は、支援機関等につながることで課題が整理され、課題解決に向けてさまざまな支援を受けることとなりますが、それらすべてを既存の制度や専門的な支援だけで担うことは困難です。支援を必要とする人が地域で自立的に暮らしていけるようになるためには、日常的な見守りなど、地域における人と人とのつながりが一層重要になっています。

また、だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、自らが地域の一員であると感じられるような“居場所”や“持ち場（役割）”を確保することが大切です。そのためには、行政や支援機関が課題を抱えた人のニーズなどを丁寧に把握して、制度の枠にとらわれず、地域の施設や関係者に働きかけ、個別性の高いニーズに柔軟に対応していくことが必要となります。

このような支援の積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”を得た人が地域に増え、かつて支援を受けた人が、今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。

地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切です。

「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」がめざす地域像



だれもが自分らしく、安心して暮らせる地域共生社会の実現

(2) 成年後見制度の利用の促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。

促進法において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに施策の推進を図るため、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず等しい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークづくり、担い手の育成・活躍支援等にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取組を進めていきます。

○ 大阪市の方針

- ・大阪市では、「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組みます。
- ・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

※ 詳細は、第4章 2-2 具体的な取組② 成年後見制度の利用促進（◆P.88）を参照

(3) 地域福祉にかかるその他の動向 ● ● ● ● ● ● ●

① 孤独・孤立対策について

孤独・孤立の状態は、誰にとっても、人生のあらゆる段階において生じ得るものです。単身世帯や単身高齢世帯の増加といった社会の変化に伴い、またコロナウイルス感染症の影響による社会的つながりの希薄化もあって、「望まない孤独」や「孤立」の状態にある方の問題が深刻な状況となっています。

国においては令和3年、内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」を設置し、孤独・孤立対策推進会議において「重点計画」が決定されました。令和4年度の「重点計画」では

- (1)孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

が基本理念として掲げられ、必要な施策を着実に実施することとされています。

また、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実が重要であるとされており、大阪府においても令和4年に「大阪府孤独・孤立公民連携プラットフォーム」が設置され、民間企業やNPO等の支援機関の連携が促進されています。

令和5年5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、国及び地方公共団体において、孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。(令和6年4月施行予定)

地域福祉においても、孤独・孤立対策の推進に必要な連携・協働を図っていく必要があります。「地域における見守りネットワーク強化事業」等により、孤立世帯へのアプローチを推進し、地域の力による孤独・孤立の解消に努めます。

② 困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題については生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する状況にあります。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされています。

これまで実施されてきた旧売春防止法に基づく婦人保護事業は「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としており、困難な問題に直面している女性の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。

このような中、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されました。また同法に基づく女性支援事業においては、

支援対象者が

- ・意思を尊重されながら
- ・置かれた状況に応じて、きめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより
- ・その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現すること

が目的とされました。

そのため施策の対象者についても、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性へと拡大されています。

本市においても、国の定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」などを勘案し、基本計画が策定される予定です。その際には、大阪市男女共同参画推進条例に基づく「大阪市男女共同参画基本計画」や、他の関係計画との調和に努めることとされており、地域福祉をはじめとした各福祉分野においても、引き続き連携してまいります。

■ ひきこもり支援

「ひきこもり」とは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念です。（他者と交わらない形での外出をしてもよいとされています。）

大阪市では、「ひきこもり地域支援センター」をはじめとするさまざまな部局においてひきこもりに関する相談を受けているほか、「若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議」を設置し、保健・福祉・教育・雇用等の関連分野が相互に情報共有を行い、連携して、ひきこもり支援に取り組んでいます。

■ デジタル・トランスフォーメーション

社会環境の変化、地域課題や社会ニーズの複雑化、多様化に対応するため、世界的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が進められようとしています。

国においては「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。

福祉分野、生活分野においても、日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、将来に向けて制度や慣習、仕事のやり方や働き方を大胆に見直し、業務効率や労働生産性を高めていく必要があります。

また、デジタル化を推進していくためには、デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差（デジタルディバイド）の解消に向けた取組を進めることが重要です。

大阪市では、令和5年4月に「Re-Design おおさか ～大阪市 DX 戦略～」を策定し、取組を進めています。

3 各区の取組状況

(1) 取組状況について ● ● ● ● ● ● ●

ア 区地域福祉計画等の策定状況

大阪市では、大阪市地域福祉基本計画と 24 区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。【◆P.4 参照】

区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和 5 年度時点の状況は次ページの表のとおりです。

各区の地域福祉計画本文は、各区役所等で閲覧できるほか、インターネット上でもご覧いただけます。大阪市ホームページ内「各区の地域福祉計画について」から各区役所のページを参照ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000436356.html>



① 計画期間の状況

2 年～11 年（平均 4.8 年）

※計画期間中に、中間見直しを実施している場合があります。

② 地域課題の状況

地域における人間関係の希薄化や退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わる方の減少が深刻な状態にあります。

一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。

また、外国につながる市民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。

③ 小地域計画の策定状況

地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取組を進めることが重要となります。小地域の単位でも、社会福祉協議会の支援等により、社会福祉施設や専門職、企業、NPO など幅広い関係者が参画する座談会等を通じて、小地域福祉活動計画や行動計画が策定されています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題や取組を盛り込んでいる場合もあります。

● 各区の地域福祉計画等（令和5年時点）

	計画等名称	計画期間	基本理念等
北区	北区地域福祉計画	R2～R6	人と人とのつながりと支え合いのまち北区 ～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～
都島区	都島区地域福祉ビジョン	R4～R6	—
福島区	福島区地域福祉ビジョン	R4～R7	人と人とのつながりが互いに認め、支え合い、安心して安全に 自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」
此花区	此花区地域福祉計画	H31～R7	声かけ・見守り・助け合いが日常化し、笑顔でつながり いきいきと暮らせるまち
中央区	中央区地域福祉ビジョン	R5～R7	誰ひとり取り残されことなく、全ての人が安心して暮らし 続けられる福祉のまち
西区	西区地域福祉ビジョン	R5～R8	つながる・気にかけるまちづくり
港区	港区地域福祉計画	H28～R8	公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれ もが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地 域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく
大正区	大正区地域福祉ビジョン	R3～R6	—
天王寺区	天王寺区地域福祉ビジョン	R1～R5	だれもが安心して自分らしく地域でいきいきと暮らせるまちづくり
浪速区	浪速区地域福祉ビジョン	R1～R5	—
西淀川区	西淀川区地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	R2～R6	「支え上手 ささえられ上手な人が あふれるまち」
淀川区	淀川区地域福祉推進ビジョン	R5～R7	誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちを めざして
東淀川区	東淀川区地域保健福祉計画	R3～R7	—
東成区	東成区地域保健福祉ビジョン	R2～R5	誰もが健やかに、自分らしく安心して暮らし続けられる東成区
生野区	生野区地域福祉ビジョン	R5～R8	だれもが地域とつながりをもって 安心して暮らせる共生社会の実現に 向け みなさんと力をあわせて 生野区らしい福祉をつくります
旭区	旭区地域福祉計画	R2～R6	安心して住み続けられるあたたかいまち旭区
城東区	城東区地域福祉プラン	R4～R6	地域共生社会の実現
鶴見区	鶴見区地域保健福祉ビジョン	R5～R9	だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられる地域づくり
阿倍野区	阿倍野区地域福祉計画	R3～R6	誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち
住之江区	住之江区地域福祉計画	R4・R5	いろんな人が利用し行き交う場所を作るため、 一地域にひとつの「まちの駅」づくり
住吉区	住吉区地域福祉ビジョン	R3～R5	高齢者・障がい者・子ども等誰もが心地よく暮らせるまち
東住吉区	東住吉区地域福祉計画	H26～R5	—
平野区	平野区地域保健福祉計画	R5～R10	すべての人と人とのつながり、支えあうまち平野
西成区	西成区地域福祉計画	R4～R9	—

イ 各区地域福祉計画等に基づく取組

【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業に取り組んでいます。

① 地域福祉システムの整備状況（各区）

区や地域によって、福祉課題や資源などが異なるほか、地域団体をはじめ NPO や企業など地域社会を支える活動主体も多様化しており、平成 24 年度以降、各区・地域の実情に応じた福祉システムの再構築が進められています。

令和 5 年度現在、多くの区が社会福祉協議会等と連携し、小学校区単位で「地域福祉コーディネーター」等の地域福祉の調整役・推進役を設置しているほか、民生委員・児童委員等とも連携してネットワークの構築を進めています。

② 防災の取組（各区）

高齢者や障がい者の避難支援など、災害発生時に備えた取組については、平時の顔の見える関係づくりが重要であり、各区では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の取組を中心に、災害時に助け合える地域をめざして取組を進めています。

各区・地域での個々の取組や課題は、地域の実情により異なりますが、区社協や地域社協等と連携した各種啓発や避難訓練、避難所運営訓練等を実施しているほか、地域担当制を設けて区職員が地域の自主防災組織の支援や課題共有を行うなど、連携の強化が図られている区・地域もあります。

【区民のニーズに応じて、全市的な取組を拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取組については、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取組の強化・充実が図られています。

① 地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業（住吉区）

大阪市では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を、平成 27 年度から 24 区すべてで実施しており、各区に CSW 等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。（◆P.62 参照）

この中で、住吉区では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後も社会的につながりが希薄な世帯への支援が必要とされています。

そのような状況を踏まえて、住吉区では、CSWの配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに日常的な見守りや声かけ等を行う地域支援相談員を配置し、関係機関等も含めた切れ目のない支援体制により、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。（平成27年4月開始）

② 見守りにかかる連携協定により要援護者を発見する取組の強化

単身世帯の増加や、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、近年では、自宅で亡くなられたまま周囲に気づかれず、相当の日数を経過してから発見される事例が増え、社会問題となっています。

大阪市では、平成26年、支援を必要としている方の早期発見に向けた見守りのひとつとして、電気・水道・ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取組を開始しました。

さらに、区においては、高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、身近な見守りの機会の拡充に取り組んでいます。

【各区が連携して取り組んでいる事項】

全区長で組織される区長会議において、区における地域福祉計画の策定に関する指針を定めるなど、各区が連携して取り組んでいます。

① 各区の地域福祉計画策定に関する指針

令和3年度に、区長会議福祉・健康部会において下記の「各区の地域福祉計画策定に関する指針」を決議し、連携を進めています。

(ア) 策定プロセスについて

計画策定にあたっては、地域と行政が一体となって地域福祉計画を策定するよう配慮する。

(イ) 評価について

運用状況の評価にあたっては、地域や外部団体の意見も受けるなどして各区の特性や実情に応じた視点で行うよう配慮する。

(ウ) 計画期間について

区長マネジメントを十分発揮するため、計画期間を4年以上とする場合には、中間年で必要な見直しを行う、または改定せずとも必要な取組を実施するなどの対応を行う。

② 社会的つながりが希薄な世帯の支援

大阪市では、経済的な困窮等により、地域・親族・職場等の社会的つながりが途絶しており、支援を求めること又は支援を利用することが困難であり、相談支援に結びつきにくい世帯を「社会的なつながりが希薄な世帯」と位置づけ、行政が中心となって介入を進め、関係機関と連携し、支援の仕組みにつなげる取組を推進しています。

各区においては、職員の感度とスキルを向上させるための研修の開催や、関係機関が連携して対応するための仕組みづくりを進める等、さまざまな取組を行っているところであり、今後も継続して支援の一層の推進に取り組んでいきます。

③ 「気にかける」地域福祉の推進

本計画の基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となります。

各区においては、地域で「気にかける」ことができる人、地域の目を増やす取組の推進を通じて、職員の感度の向上や地域との連携強化につなげていくよう取り組んでいます。

また、各区の地域福祉計画に、「気にかける」ことの視点や「気にかける」ことにつながる具体的な取組事例を盛り込むこととしています。

④ 地域福祉の推進における各区の取組の共有

区が主体となって実施する地域福祉の取組がさらに効果的となるよう、取組の共有を行っています。

一例として、官民連携の取組があり、令和4年度より「気にかける」地域福祉の推進のための取組の一環として、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの連携により、見守りが必要な高齢者や虐待リスクのある子どもに対する具体的な「気づき」の例と、関係機関の連絡先を記載した従業員向け周知チラシをセブン-イレブンの大阪市内一部店舗で活用いただいています。

また、令和4年度より北区で実施している株式会社ファミリーマートとの連携によるフードドライブを、他区でも展開するなど、各区で地域福祉の推進に向けた官民連携の取組を進めています。

(2) 課題と今後の方向性 ● ● ● ● ● ● ● ●

区における主体的な取組は、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果が出ているところです。

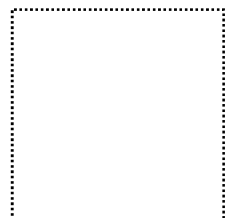
さらに、いくつかの区においては、区地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わるさまざまな関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（概ね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取組、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取組を進めていくことが大切です。

しかしながら、一方では、地域福祉実態調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取組とあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取組が必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取組の充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、区の実情に応じた地域福祉に関する取組の検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図ってまいります。



各区のマスコットキャラクター



福島区マスコット
キャラクター
フッピー



北区マスコットキャラクター
のんちゃん・すーちゃん



西区マスコット
キャラクター
にしー



港区キャラクター
みなりん



中央区マスコット
キャラクター
ゆめまるくん



西淀川区マスコット
キャラクター
に～よん



大正区マスコット
キャラクター
ツージ



淀川区マスコット
キャラクター
夢ちゃん



東成区マスコット
キャラクター
うりちゃん



旭区マスコット
キャラクター
しょうぶちゃん



鶴見区マスコット
キャラクター
つるりっぷ



住之江区マスコット
キャラクター
さざびー



阿倍野区マスコット
キャラクター
あべのん



平野区マスコット
キャラクター
ひらちゃん



住吉区マスコット
キャラクター
すみちゃん



西成区マスコットキャラクター
スーパーポンポコジャガビー
にしなりくん



東住吉区マスコット
キャラクター
なっぴー

4 第2期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況

(1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備 ● ● ● ●

① 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

ア 支援をコーディネートする ためのしくみづくり ※ 2期計画 P.121	・各区において「つながる場」を開催するなど、地域の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた取組を全区で実施しました。 【令和4年度実績】 ・相談受付件数 349 件 ・つながる場開催件数 145 件 ・ツール等の開発 12 件
イ 相談支援を行う 機関や人を支える しくみづくり ウ 地域における見 守り活動と連携 するしくみづく り	・令和4年度より福祉専門職のつながる体制推進員を各区に配置し体制の強化を図りました。 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を実施したほか、支援困難事例に対しては、弁護士等の専門家から必要な助言を得られる支援体制により、各区の取組を支援しました。 【令和4年度実績】 ・研修会等の開催 29 件 ・スーパーバイザーの派遣 104 回

② 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

ア 地域における見 守り活動の活発 化にかかる支援 ※ 2期計画 P.124	・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全 334 地域に対し、要援護者名簿を提供しました。 ・見守り活動を行う人たちの負担軽減及び活動の強化を図るため、活動者同士の情報共有の場を各地域において開催する活動支援のほか見守り活動を行う人自身が、地域住民に向けて見守り活動の内容について発表する場をもち、活動内容について周知を行えるように支援しました。 【令和4年度実績】 ・地域へ提供を行った要援護者数：82,624 人 ・要援護者名簿を提供した地域団体数：676 団体
イ 孤立世帯への取 組強化	・福祉専門職である CSW のスキルアップを図るため、専門講師を招いた CSW 研修会を実施するなど、見守り活動を支援する体制を強化しました。 【令和4年度実績】 ・CSW 研修会を開催 4 回 ・相談対応：68,964 回 ・ケース会議：630 回

ウ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化	・行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和4年度末時点で利用登録者が4千人以上、見守り協力者・協力団体が5千件以上となっています。 ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取組を進めています。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取組も進めています。 【令和4年度実績】 ・事前登録者：4,443人 ・協力者：5,568件 ・メール配信数：123件
------------------------------	---

(2) 福祉人材の育成・確保 ● ● ● ● ● ● ●

① 地域福祉活動への参加促進

ア 地域福祉活動をはじめのきっかけとなる情報発信 ※2期計画 P.128	・各区社協では、定期発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページやSNS、メールで配信するなど、きめ細やかな情報提供に努めています。また、動画配信等、多様な媒体を活用した情報発信を行うことで、コロナ禍においても地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行いました。 ・市社協では、ボランティア活動等に関心のある若年層をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載しています。
イ 福祉に関する広報啓発	・小学生向け福祉教材「福祉読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校の3年生及び教員に配付しました。教員へのアンケートでは「児童の福祉への理解が深まった」とする割合が令和2年度、令和3年度とも8割を超えていました。 ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知しました。 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により一部開催を中止した市民向け講座や福祉・介護の啓発イベントがあったものの、令和4年度以降は中止することなく開催しました。 【令和4年度実績】 ・福祉教材約21,000冊を配付（小学3年生） ・指導用副教材約650冊を配付（教員）

② 福祉専門職の育成・確保

ア 福祉専門職の育成・定着を図る	・社会福祉施設従事者から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福
-------------------------	---

取組 ※ 2期計画 P.130	祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上につなげるとともに、専門学校生の協力を得て受賞作品を漫画作品化して周知するなど市民へのイメージアップを図りました。 ・社会福祉研修・情報センターで、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催し、令和5年度は3階層（新任職員・中堅職員・管理職員）に分けて開催しました。 【令和4年度実績】 ・福祉・介護の仕事を紹介する冊子を約19,000冊配付（主に市立中学校1年生）
イ 新しい人材の参入に向けた取組	・令和2年度にモデル事業として実施した、入所者への直接介助を行わず、間接的な業務を担う「アシスタントワーカー」を導入する事業を、令和4年度より本格実施し、「アシスタントワーカー」の導入作業を通じて、福祉専門職が入所者支援に専念できる環境の整備につなげたほか、リーダー層の育成にもつなげました。 ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、福祉教育プログラムに関するホームページを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じたプログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施しました。 【令和4年度実績】 ・生徒と福祉をつなぐ取組を18校に25回実施（主に市立中学校）

③ 行政職員の専門性の向上

ア 研修の充実 イ ジョブローテーションの推進 ※ 2期計画 P.131	・大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、福祉職員を対象とした専門研修や経験年数に応じたキャリア研修に取り組むとともに、市全体での計画的な人事異動等によるきめ細かな人材育成を推進しました。
---	--

（3）権利擁護の取組の充実 ● ● ● ● ● ● ●

① 虐待防止に向けた地域連携の推進

ア 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発 ※ 2期計画 P.133	・どのようなことが虐待にあたるのかを知ってもらい、虐待を早期発見するため、虐待の兆候の具体例を記載し、児童虐待については通告先、高齢者、障がい者虐待については通報窓口を明記したリーフレット等を作
--	---

	成・配布して、地域住民及び関係機関に広く周知しました。 ・高齢者虐待と障がい者虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止のため、恒常的に目に触れる啓発物品として、通報窓口等を記載したカレンダーやクリアファイルを作成し、効果的な啓発及び通報窓口の周知を行いました。 ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行いました。
イ ネットワークの構築	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。 (大阪市：年1回、各区：年1～2回) ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行いました。 (代表者会議：年1回、実務者会議：月1回)
ウ 施設従事者等の意識の向上	・大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、オンライン形式により、施設従事者等による虐待防止に関する講義を実施しました。 ・障がい児支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。 ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえで、指導等を実施しており、定例の運営指導においては、事業所の虐待に対する取組の確認を行いました。
エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保	・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を次のとおり実施しました。(一部複数回実施) ➢ 区担当者初任者研修 ➢ 総合相談窓口(ブランチ)担当者・地域包括支援センター初任者研修(高齢者虐待) ➢ 区管理職研修 ➢ 区担当者・地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)中堅期研修(高齢者虐待) ➢ 区担当者事例検討会(高齢者虐待) ➢ 区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修(障がい者虐待) ➢ 区担当者・障がい者虐待事例検証会議(障がい者虐待) ➢ 地域活動担当保健師(新採用・中堅期)研修 ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。(一部複数回実施)

	➤ 新転任研修 ➤ 児童福祉司任用前講習会 ➤ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 ➤ スキルアップ研修 ➤ こども相談センター実地研修 ➤ 体罰によらない子育てを推進する職員研修
--	---

② 成年後見制度の利用促進

ア 地域連携ネットワーク構築の推進 ※ 2期計画 P.135	・令和元年度より、本人に最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を毎週1回開催しており、令和4年度は計296件の検討を行いました。 ・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備しました。 (令和4年度は協議会から28件の専門職派遣相談を実施) ・相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう策定した「成年後見制度利用促進の手引き」を活用し、相談支援機関を対象に研修を行いました。 ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪府福祉局・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組を推進しました。 (令和4年度は各部会とも年2回開催)
イ 成年後見制度の普及啓発の推進 ※ 2期計画 P.136	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申し立てできるよう、広く制度を普及啓発するためのリーフレット等を作成し、相談支援機関及び金融機関に設置しました。 ・地域や施設等からの要望に基づき、各施設等で制度説明会を行いました。(令和4年度：9回)
ウ 市民後見人の養成・支援 ※ 2期計画 P.137	・市民後見人の登録者を増やすため、市民後見人養成講座募集チラシの配布等に加え、令和4年度は新たに車内広告を行う等、より効果的な広報・普及啓発に努めました。 ・市民後見人になるための養成講座については、大阪市内の南北2か所で開催するなど、受講者の負担に配慮した形で実施しました。

第3章

基本理念と基本目標

基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

【大切な視点】

人権尊重

住民主体の地域づくり

ソーシャル・インクルージョン

福祉コミュニティ形成

多様な主体の協働

基本目標 1

気にかける・つながる・
支え合う地域づくり

施策の方向性

1-1

住民主体の地域課題の解決力強化
と見守り活動の充実

1-2

地域福祉活動への
多様な主体の参画と協働の推進

1-3

災害時要援護者への支援

基本目標 2

だれでも・いつでも
・なんでも言える
相談支援体制づくり

施策の方向性

2-1

相談支援体制の充実

2-2

権利擁護支援体制の強化

2-3

福祉人材の育成・確保

1 基本理念



少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。一方で、3年以上に及ぶコロナウイルス感染症の拡大・蔓延などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。第2期地域福祉基本計画策定後も、社会や国民生活の変化の速度は緩むことなく、むしろ速度を増してきています。

こうした中、国においては、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という「地域共生社会」の理念が示されています。

また、大阪市においては、平成17年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。

本計画では、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざして、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、第1期・第2期計画を引き継ぎ、次のとおり定めます。

基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

2 基本理念の考え方

地域共生社会とは、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。その実現のためには、住民同士が立場や考え方などの違いを認め合い、共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。

また、そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。

どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域との関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

地域共生社会をめざす基本理念にはこのような考え方を基本とした、様々な要素が含まれていますが、特に大切な視点として、次の5つの視点があります。

(1) 人権尊重の視点 ● ● ● ● ● ● ●

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしています。



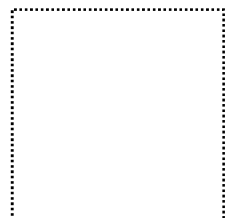
しかしながら、現実には、同和問題（部落差別）や外国につながる市民、高齢者、障がい者、こども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状況にあります。

また、ホームレス、HIV や新型コロナウイルスなどの感染者、難病患者、ハンセン病回復者、LGBT などの性的少数者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等の課題が存在しているほか、インターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が社会的な問題となっています。

平成 28 年には、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取組が求められています。（参考条文は◆P.152）

国際的にも、国連が採択した SDG s において、「国内の不平等を是正する」、「ジェンダー平等の達成」などが目標として掲げられているところです。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。



(2) 住民主体の地域づくりの視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるができる地域をめざします。

(3) ソーシャル・インクルージョンの視点 ● ● ● ● ● ● ●

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立している人々がいます。

そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護のしくみが大切です。

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。(ソーシャル・インクルージョン※ ◆P.153 参照)

(4) 福祉コミュニティ形成の視点 ● ● ● ● ● ● ●

少子高齢化が一段と進展する中、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人々とのコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。

そのため、主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていくことが重要です。

活動主体	役割・あり方
住民	地域の一員として「つながり」や「支え合い」の維持・構築に努めるとともに、地域の課題やニーズを共有し、地域福祉の推進に努める。
NPO	活動分野における専門性や柔軟性を活かし、他の主体と協働して様々な福祉課題に対応していくことが期待される。
社会福祉事業者	事業者の公益性と専門性を活かし、また地域の拠点として、他の主体と協働して地域の福祉課題に対応していくことが期待される。
企業等	「企業の社会的責任（CSR）」として、事業ノウハウや実行力を活かし、地域福祉活動に参加することや、雇用の安定といった役割が期待される。
行政	施策の実施主体として、幅広いセーフティネット機能を構築し、市民の様々な福祉課題に対応していくとともに、各主体の地域福祉活動への参画に向けて必要な支援を行う。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現をめざし、次の2つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国につながる市民といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもを怒鳴る親の声が何日も繰り返されており、虐待が心配される」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いを気にかけて、つながりを持っているからこそ気づく日々の変化です。

変化に気づいた人が自ら助けることができない場合や解決が難しい場合であっても、地域で見守り、適切な支援につなぐことで支え合うこともできます。

さらに、災害などいざという時に「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

基本目標 2

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要となります。

また、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

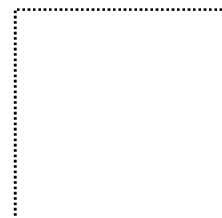
4 計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

項目・指標	令和元年度 の状況	令和4年度 の状況	備考
1-1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実			
(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり			
住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合	54.1%	48.9%	地域福祉実態調査
日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合	40.2%	37.4%	地域福祉実態調査
(2) 地域福祉活動への参加の促進			
地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合	58.9%	57.6%	地域福祉実態調査
地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合	22.1%	17.6%	地域福祉実態調査
地域福祉活動に関する広報啓発実施回数	992 回	1,221 回	地域福祉活動支援事業実績
「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合	73.3%	70.6%	地域福祉実態調査
市社協・区社協におけるボランティア登録者数	(平成30年度) 35,210 人	30,354 人	
(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり			
地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数	17 区	18 区	旧「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」が「再構築」である区
お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合	68.6%	64.1%	地域福祉実態調査
(4) 専門職による地域福祉活動への支援について			
各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価 (5段階)	3.8 点	3.9 点	地域福祉活動支援事業実績
多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数 (生活支援体制整備事業)	259 回	582 回	
(5) 地域における見守り活動の充実			
地域において実施されている見守り活動の認知度	71.0%	70.2%	地域福祉実態調査

項目・指標		令和元年度 の状況	令和4年度 の状況	備考
1-2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進				
(1) 多様な主体の参画と協働				
(2) 社会資源の有効活用				
大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっている NPO 法人の数		824 法人	810 法人	内閣府 NPO ホームページ
何らかの公益的な取組を実施していると答えた社会福祉施設の割合		85.4%	86.9% (中止・休止中含む)	社会福祉法人における公益的な取組に係る実態調査
1-3 災害時等における要援護者への支援				
(1) 災害時における要援護者への支援				
(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり				
福祉避難所登録箇所数		344 箇所	361 箇所	
災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合		22.5%	22.2%	高齢者実態調査
家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合		26.3%	29.1%	障がい者(児)基礎調査
2-1 相談支援体制の充実				
(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援				
①生活困窮者自立支援制度との連携				
②こどもの貧困対策との連携				
(2) 社会参加に向けた支援				
「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数		158 回	145 回	
つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合		33 件 ／ 20.9%	13 件 ／ 9.0%	
こどもサポートネットで支援につながった人数／割合		① 2,678 人 ／ 6.1%	① 3,356 人 ／ 2.0%	
①アセスメント対象者として把握した人数		②1,969 人	② 3,181 人	
②うち支援につなげた人数		／ 73.5%	／ 95.4%	
複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による支援を受けた回数		127 回	104 回	
【1-1（2）再掲】地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合		22.1%	17.6%	地域福祉実態調査

項目・指標		令和元年度 の状況	令和4年度 の状況	備考
2-2 権利擁護支援体制の強化				
(1) 虐待防止の取組の推進				
	虐待が疑われる状況を発見した時に必ず通報（通告）する割合	27.1%	28.3%	地域福祉実態調査
(2) 成年後見制度等の利用促進				
成年後見制度の認知度	①法定後見	① 44.5%	① 47.0%	地域福祉実態調査
	②任意後見	② 21.8%	② 22.4%	
	③市民後見人	③ 5.7%	③ 5.9%	
成年後見制度相談受付件数		1,034 件	1,322 件	
成年後見制度利用申立て支援件数		1,103 件	1,120 件	
2-3 福祉人材の育成・確保				



第4章

基本目標の達成に向けた具体的な取組

基本目標 1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

【現状と課題】

(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり ● ● ● ● ● ● ● ●

少子高齢化の進展や、マンション等の集合住宅の増加といった社会環境の変化に加えて、人々の生活様式や価値観の多様化が進んでいます。また、ICT利活用の普及によって趣味や関心を同じくする人々とのつながりや交流の機会は広がった一方で、同じ地域で暮らす人々と顔を合わせての交流や、近所づきあいは希薄化している面もあります。

特に令和2年以降は、長引いた新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流が制限され、社会的なつながりの希薄化が加速する傾向にありました。

また、これまで地域活動を支えてきた町会・地域社協などの地縁型の団体においては、活動に関わる方の減少や、高齢化、固定化による負担も問題となっています。

一方で、ひとり暮らしの高齢者や障がい者は、近所の人に、日頃の見守りや声かけ、災害時の手助けなどの協力を求めたいと考えていることも多く、子育て層などとの世代間交流、こどもの居場所づくり、ひきこもりや虐待への対応など、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。

そのため、若い世代やマンションの住民等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

(2) 地域福祉活動への参加の促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動等に関心がある人の割合は6割近くあるにもかかわらず、現在、地域福祉活動に参加している人の割合は約7%にとどまっており、その主な理由として、「時間がない」、「参加するきっかけがない」ことがあげられています。

(◆P.115「大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）」)

まず、地域福祉活動に参加する時間的な余裕がない人には、近所で困っている人のごみ出しや、清掃など、短時間でできる活動や、地域福祉活動に寄付をするなど、

さまざまな参加形態があることについて、啓発や周知を行うことが必要です。

特に、寄付をする手段については、旧来からの共同募金や善意銀行のほか、インターネットを活用するものなど近年多様化しており、「ふるさと寄附金」など用途や寄付先を選択できるものも増えており、広報の重要性が高まっています。

次に、地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対しては、ふれあい喫茶や子育てサロンのように、だれもが気軽に参加できる活動の場や、イベント等への協力のように期間やテーマが限られた活動など、取り組みやすい活動事例の情報を発信することも必要です。

これらの情報発信に際しては、若い世代を新たに地域福祉活動に結びつけるため、ICTを活用することも有効であると考えられます。

加えて、これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者や外国につながる市民、障がい者、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。

元気な高齢者が支援する側として活動することは、高齢者自身の生きがいづくりや居場所づくり、介護予防にもつながります。

外国につながる市民の地域福祉活動への参加は、外国につながる市民が言語や文化の違い等から孤立してしまうことを防ぐためにも、他の住民にとって多様性の学びの機会としても有効であると考えられます。

また、自分の子どもと一緒に参加する機会の多い子育て世代が地域福祉活動を行うことにより、次世代への継承が期待できます。

そのため、高齢者や外国につながる市民、障がい者、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、子どもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。

地域にはそのほかに、刑務所から出所した方や、医療的ケア児とその家族、ヤングケアラー、ひきこもり状態にある人など、さまざまな方が暮らしています。地域福祉活動を広げていくためには、一人ひとりが気にかかけあい、社会全体で他者への理解や関心を高めていくことが重要です。

そして、だれもが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があります。

(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり ● ● ● ● ● ●

地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である小地域で取り組まれているさまざまな活動であり、近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけともなります。

現在、大阪市においては、小地域ごとに、地域活動協議会の形成が進められており、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が集まり、話し合い、協力しな

がら、防犯・防災、こども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいます。

多くの地域活動協議会では、地域社協や連合町会、地区民生委員児童委員協議会、ボランティアなどの参画のもと、福祉担当の部会を設置し、地域の見守り活動をはじめ、ふれあい喫茶や子育てサロン、高齢者食事サービスなどを行っています。

こうした中、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域社協、町会、民生委員・児童委員など、これまで地域活動を主体的に支えてきた人が果たす役割はますます増大してきています。

大阪市では、地域福祉課題解決のためのさまざまな施策を構築してきましたが、孤立死や認知症高齢者に関する見守りの取組などは、地域の力がなくては成り立たないものであり、地域における主体的な活動と、行政施策との役割分担や関係性について丁寧に説明し、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくことが重要です。そのためにも、地域活動に参画する方々が活動しやすくなるよう、負担軽減等について検討していくことが必要です。

また、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

さらに、地域の取組のみでは解決することが困難な課題については、行政の施策につなぐしくみも重要となります。

(4) 専門職による地域福祉活動への支援について ● ● ● ● ● ● ● ●

住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援や福祉専門職との連携が必要となります。

大阪市では、区社協と連携して、小地域ごとの地域福祉活動を支援しており、区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）は、地域で活動する人や団体に対する助言や、地域向けの会議や研修会、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援など、専門職ならではの支援を実施しています。

地域に暮らす住民や世帯の課題は個別化・複雑化しており、専門職によるこのような地域福祉活動への関わりも一層重要性を増しています。

また、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、介護保険制度において配置が行われている生活支援コーディネーターは、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、より一層の地域資源の充実を図っていく必要があります。

(5) 地域における見守り活動の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域における見守り活動の目的は、手助けを必要としている人や気がかりな人を対象とし、地域住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。

令和4年度に実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」においても、地域とのつながりを感じるときとして最も多かったのが「近所の人とあいさつをするとき」で全体の **88.6%** を占めるなど、「あいさつ」や「声かけ」といった日常の身近な活動が、住民同士のつながりづくりの一つとなっていることがわかります。こうした活動の積み重ねにより、地域で暮らし続けたいという気運が育まれ、共に支えあってつながりを実感できる地域となります。

大阪市ではこれまで、民生委員・児童委員による訪問活動をはじめ、ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や老人クラブ等の地域住民による友愛訪問活動など地域が主体となった見守り活動への支援に取り組んできました。

しかしながら、近年は、単身世帯の増加や町会等による地縁関係の希薄化が急速に進んでおり、地域における人々のつながりが弱くなっています。**令和4年度**に実施した大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた割合は、ひとり暮らし世帯では **5割以上** となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。（◆P.118 参照）

また、大阪市では、65歳以上高齢者を含む世帯のうちでも、単独世帯の割合が全国や他都市に比べて高く（◆P.108 参照）、孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども大きな課題となっています。

そのような課題への対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「見守りNW事業」という。）においては、①地域の見守り活動への支援、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取組等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。

さらに、こどもに対する犯罪等の発生が住民に大きな不安を与えており、こどもに対する見守りにも取り組んでいく必要があります。

また、これまでも「認知症高齢者位置情報探索事業」などICTを活用した見守りを実施していますが、活動者が不足する中、より効果的な方法について検討していく必要があります。

今後も、要援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせるため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- ・世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。
- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。

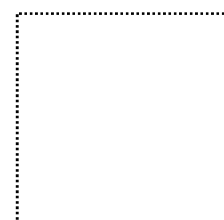
- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。
- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。
- ・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

主な取組

各区に共通する課題等への「具体的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

取 組	内 容
地域での支え合い、助け合いの意識づくり	・地域福祉を推進するための施策や啓発事業について、広報紙やホームページに掲載し、身近な地域での「つながり」の大切さを広く市民に周知します。 ・区地域福祉計画、小地域福祉活動計画等の策定過程において住民や当事者の参画を促進します。
町会への加入促進に向けた取組	・住民が主体的に地域福祉活動を実施する機運を醸成するためにも、地域活動協議会の構成要素でもある町会の活動を応援し、加入を促進していく取組を進めます。
教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実★	・「福祉読本」を小学校に配付し、福祉のこころをはぐくむための授業における活用を推進します。 ・区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）が、小中学校等と連携しながら、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムを企画・実施します。
身近な地域における地域福祉活動の人材の育成★	・区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）による、小地域の地縁団体等の役員、活動者等に対する地域福祉活動の助言や各種会議・研修を実施します。
ボランティアの育成・確保	・区社協のボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動の相談や情報提供、ボランティア講座の開催、ボランティア保険の受付、企業・専門学校などの社会貢献活動のサポートなど、さまざまなボランティア活動への参加を促進します。 ・市社協が設置する「大阪市ボランティア活動振興基金」において、福祉ボランティア活動を活性化するための取組等に助成を行います。 ・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。

取 組	内 容
ICT を活用したきっかけづくりや情報提供	・市や各区、関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取組を掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。 ・ICT を活用した新たなつながりづくりに係る情報や SNS の活用例など様々な情報を発信します。
寄付文化の醸成のための取組	・さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、ふるさと寄附金、クリック募金、クラウドファンディング、フードドライブ、寄附付き自動販売機の設置等）
高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくり	・65 歳以上の高齢者が、社会福祉施設等で行う介護支援活動や保育支援活動、支援を必要とする方のご自宅等での生活支援活動を行った場合に、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる「介護予防ポイント事業」を実施しています。
ファミリー・サポート・センター事業	・子育ての援助を提供したい人と援助を依頼したい人とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。
地域における自主グループ活動の支援	・市民が健康に関する知識や技術を身につけ、地域における介護予防活動の推進役として活躍できるよう、区役所の保健師等が「健康づくりひろげる講座」を実施しています。
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業★★	・地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に CSW を配置した「見守り相談室」を設置しています。 ・行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組を行っています。



取 組	内 容
地域活動協議会への支援	・地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的援助として、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容は地域の選択に委ねる自由度の高い補助金を交付します。 (区長の認定を受ける必要があります) ・活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、小地域における地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営のしくみづくりを支援します。 ・地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向け、各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。
区社協・市社協による地域福祉活動への支援	・区社協による地域福祉活動の支援(小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会)が着実に実施されるよう支援します。 ・市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。 ・区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取組を支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取組を推進します。
生活支援コーディネーターの配置	・多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。
民生委員・児童委員による見守り活動等	・援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいただくことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。 ・地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。
民生委員・児童委員活動への支援	・委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。
認知症高齢者位置情報探索事業	・認知症高齢者等を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報検索、位置情報の提供を行います。

取 組	内 容
認知症高齢者等支援対象者情報提供制度	・ 認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、府内の警察署が取り扱った認知症又はその疑いがある高齢者等の情報について、本人又は家族等の同意を得て、各区の見守り相談室に情報提供し、適切な介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行います。
地域の主体的な見守り活動への支援	・ 市民ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や大阪市老人クラブ連合会等の地域住民による友愛訪問活動、消費者被害の未然防止活動を支援します。
市民ゲートキーパーの養成	・ 市民一人ひとりが、自殺が誰にでも身近にある存在であることにいち早く気づき、早期対応の役割を担うことのできるゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、研修や啓発講座を実施します。

具体的な取組 1－1 ① 地域福祉活動への参加促進

(1) 地域福祉活動をはじめのきっかけとなる情報発信 ● ● ● ● ● ● ● ●

地縁による地域福祉活動については、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。

そのため、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。

退職年齢に達する世代などは、それまでの職域中心の生活から地域中心の生活へと移ることから、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。

【取組の内容】

- ・ 地域の行事や取組などの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- ・ 情報発信に際しては、より広い世代が情報を受け止め、地域福祉活動へ参加する意欲を高めることができるよう、広報誌やホームページ、SNS など、ICT を含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- ・ 市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）や区社協（区ボランティア・市民活動センター）が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。



大阪市ボランティア・市民活動センター
マスコットキャラクター「おくばっくん」

(2) 福祉に関する広報啓発 ● ● ● ● ● ● ● ●

将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取組も重要です。

平成29年度には、こどもの頃から福祉に親しみ関心を持つことができるよう、小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」を作成し、平成30年度から新小学3年生になる児童を対象に配付する取組を行っています。さらに、学校の授業等において学習教材として活用しやすくするため、教師向け指導用副教材も併せて配付しています。令和元年度から実施している市立小学校へのアンケート調査では、福祉読本を活用した小学校教員の8割以上が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答しており、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。

引き続き、地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取組を進めていく必要があります。

【取組の内容】

- ・小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができるよう取り組みます。
- ・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取組等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICTなどを効果的に活用し、ライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行うなどにより、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。

具体的な取組 1－1② 地域における見守り体制の強化

(1) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

見守りNW事業では、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるような日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んできました。

① 地域における見守り活動の活発化にかかる支援

「要援護者名簿」の提供

「要援護者名簿」は、対象となる要援護者ご本人に対して、地域への個人情報の提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認は、同意書の郵送や訪問による説明等により行っていますが、この個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を発見することも多くあったことから、平成30年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職のCSWが行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、必要に応じて支援につなげることができるよう、取組を強化しています。

また、作成した名簿は、地域においていかに活用されるかが重要です。そのため、地域が要支援者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取組を進めてきました。結果、令和4年度末には、市内の全334地域へ名簿提供を行っており、約8万3千人分の要援護者情報が地域で把握されることとなりました。

見守り活動への支援

地域における見守り活動については、活動者が課題や悩みを持ち寄れる場や意見交換の場を設けることなどにより、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。また、それぞれの活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。

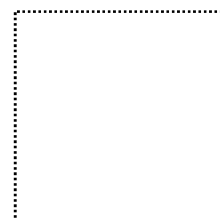
このような日頃からの見守り活動は、平成30年6月の大阪北部地震の際、地域において自主的に、気になる方などへの安否確認が行われるなどの行動につながっており、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることが再認識できました。

地域の見守り活動は、個別に自宅訪問するものや、いきいき百歳体操や趣味等の活動を地域住民が集って行う「集いの場」などを活用するものなど、さまざまな手法で行われています。また、複数の団体により見守りが行われる地域も増えてきており、今後、さまざまな団体やその活動の連携を進めていくこと等により、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要となってきます。

また、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。

【取組の内容】

- ・見守り活動に関する発表の場やねぎらいの場を設けるなど、見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。
- ・また、見守り活動に関する発表の場は、同時に地域住民への貴重な周知・



啓発の場ともなるため、見守り活動に関心をもつ人が増え、活動の輪が広がり、さらなる担い手を育成できるように取り組みます。

- ・個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有のしくみづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。
- ・また、集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。
- ・普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、見守り NW 事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取組との連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

(2) 孤立世帯等への取組強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。また、地域とのつながりが薄い世帯においては、孤立死のリスクも高まります。このような世帯等に対しては、CSW が、ねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につなげてきました。

また同時に、電気やガス、水道、新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、使用量の変化や、新聞がたまっているなどの異変を感じた場合には通報をいただき、区役所と見守り相談室が連携して安否確認を行う取組も進めてきました。各区においては、地域とつながりのある配食サービス事業者や保険会社などとの独自の協定締結が進められるなど、支援の輪はひろがっています。

また、地域における見守り活動が進むにつれ、相談支援機関や必要な福祉サービスにつながっておらず表面化していなかった要援護者の掘り起こしも進んできており、CSW の専門的な支援を必要とするケースも増えています。また、近年では、8050 問題や、長期間のひきこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要な場合など、課題の解決に結びつけるまでに相当な時間を要する場合も多く、対応が長期化する事案も増えてきていることから、専門的なノウハウをもって取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があります。

【取組の内容】

- ・多岐な内容にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区のCSWが互いに課題解決へつながった事例の検証やノウハウにかかる情報共有等を行うことにより、CSWのさらなるスキルアップに努めます。
- ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。（◆**P.80** 参照）

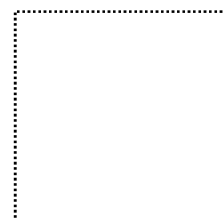
（3）認知症高齢者等を見守るための体制の強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取組については、これまで、認知症高齢者等を介護する家族等に対して位置情報探索機器（GPS）を貸与する事業（認知症高齢者位置情報探索事業）などを実施してきました。見守りNW事業では、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、行方不明者の早期発見や事故の未然防止の一助となるよう、警察による搜索の補完的な役割を担うものとして、事前に登録いただいている地域団体や民間事業者等の「協力者」に対して、行方不明者の身体的特徴などの情報をメールで配信する事業を実施しています。

今後も、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

【取組の内容】

- ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取組を進めます。
- ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取組を進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取組も進めます。



2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

【現状と課題】

(1) 多様な主体の参画と協働 ● ● ● ● ● ● ● ●

近年、町会・地域社協などの地縁団体では、マンション等の集合住宅の増加による加入率の低下や、加入者の減少により世代交代が進みにくいなど、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況にあります。

一方で、大阪市には、高い行動力と専門的な知識やノウハウを有し、保健、医療又は福祉の増進を図っているボランティア団体やNPO法人が多く存在しています。

また、社会福祉法人については、平成28年3月の社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取組を実施する責務を負うこととなり、今後ますます、地域福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。

さらに、企業や個人事業主においても、利益を追求するだけでなく、社員のボランティア参加や寄付などの資金協力により社会貢献を行う「企業の社会的責任(CSR)」や、孤立死防止に向けたライフライン事業者等による地域見守りの取組にかかる連携協定など、本業を通じて社会の課題解決をめざす「公と民による共有価値の創造(CSV)」といった考え方が浸透してきています。

地域福祉活動の推進には、これらの団体と地域住民や地縁団体、行政といった多様な主体が、別々に活動するのではなく、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

また、お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取組や、よりきめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

そのため、各区では、様々な機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)を推進する取組が必要です。

(2) 社会資源の有効活用 ● ● ● ● ● ● ● ●

多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源、例えば、市内の大学や専門学校等に通学する学生、市内で活動している専門的なスキルを有する人材、小地域ごとに整備されてきた地域集会施設や各区のコミュニティ施設、さらには空家・空き店舗などを有効に活用することも必要です。

【取組の方向性】

- ・多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

主な取組

取 組	内 容
市民活動への支援	・「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。 - また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。 ・活動主体間の協働の取組を生み出すために、多様な活動主体が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。 ・地域の課題解決につながる活動を促進するため、さまざまな活動主体間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取組事例等、市民活動に役立つ情報の発信を行います。
地域公共人材の派遣による支援	・大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、団体における話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテーションやコーディネートなどを行います。
市民活動団体への助成による支援	・市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取のうえ、助成金を交付します。
市民活動の持続的な実施に向けた支援	・市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）の啓発や起業にむけた支援を行います。

取 組	内 容
企業等の福祉活動への積極的な参加の支援	・ ボランティア・市民活動センターによる、企業・専門学校などの社会貢献活動への支援を実施します。
大阪市空家等対策計画に基づく取組の推進	・ 福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の間づくりの促進、支援を行います。
区社協・市社協による地域福祉活動への支援（再掲）	・ 区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。 ・ 市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。 ・ 区社協・市社協が行う施設同士の連携の間づくり等の取組を支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取組を推進します。

3 災害時等における要援護者への支援

【現状と課題】

(1) 災害時における要援護者への支援 ● ● ● ● ● ● ●

平成7年に発生した、阪神・淡路大震災では、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関の救援が行き渡ることが極めて難しい状況の中、倒壊した家屋や転倒した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出した割合が、全体の約98%とも言われています。

また、平成23年に発生した、東日本大震災の際にも、市町村の行政機能が麻痺している状況下において、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

一方で、大阪市においては、近い将来、南海トラフ地震の発生のおそれもあり、甚大な人的・物的被害の発生が想定されています。

また、地震や津波、暴風、豪雨、洪水といった異常な自然現象のほかにも、大規模な火事や爆発など、全国において、さまざまな人為的な災害も発生しています。

さらに、東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震において、障がい者等が避難所に行くことができなかった事例や、福祉避難所※が十分に機能しなかった事例が報告されています。

大阪府内においても、平成30年の大阪府北部地震の際、避難行動要支援者の安否確認について時間を要するなどの課題が散見されました。

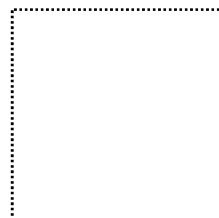
大阪市では、これらの災害に対応するため、「大阪市地域防災計画」を策定し、行政等の防災関係機関による防災・減災対策に加えて、市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ることとしています。

地域においては、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える家族、外国につながる市民等を含めすべての住民が、被災時に適切な支援を受けられるよう、区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、災害時避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施することが必要です。

また、大阪府北部地震の際に明らかとなった避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。

さらに、防災訓練には、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者と地域住民が共に参加して、お互いに存在を知り理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行により、要援護者への支援策の検討が必要となっています。



※福祉避難所

高齢者や障がい者、乳幼児その他特に配慮が必要な被災者向けに、災害時に開設される避難所。大阪市においては、福祉施設や公共施設などと協定を結んだうえで、災害発生時には建物の安全確認や人員確保、受け入れ可能人数の調整ができた後、準備が整いしだい、順次開設をすることとしているため、まずは、一般の災害時避難所へ避難いただくこととしています。また、災害時避難所における要配慮者のための福祉避難室を配置するよう啓発を進めています。

(2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

私たちは、これまで経験してきた災害等から、そのような時こそ地域コミュニティが大切であり、日頃からの地域福祉の推進が重要であると考えています。

実際に災害が発生した時に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、行政だけでなく、身近な地域の住民が普段から、そのような人を適切に把握しておくことが必要です。

また、避難所から仮設住宅等へ移行してからの生活は、孤立化による問題が生じやすくなりますが、イベントや清掃活動など、地域での支え合い活動を通じて、生きがいや元気を取り戻すきっかけとなった事例も多く報告されており、地域コミュニティの形成が復興の土台としても必要不可欠であることが明らかになっています。

そのため、平成27年度より「見守りNW事業」を実施し、援助を必要とする人等の情報を整理し、災害時の避難支援につなげる地域での見守りに活用するとともに、社会的孤立に陥っている人を福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチの手法により支援しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域におけるつながりづくりにも大きな影響を及ぼしました。複数人が屋内で集まる居場所づくりや、屋外での地域のイベントなども見直しが迫られ、これまで続けてきたつながりが失われつつあります。これからはこのような状況を踏まえた、地域における「新しいつながり」づくりを考えていくことが必要です。

今後とも地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方向性】

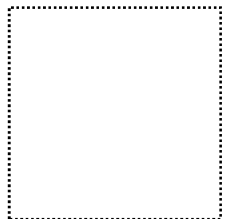
- ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取組と自主防災の取組の一体的な推進を図ります。
- ・個別避難計画策定の際には、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、地域における避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取組を行います。

- ・新型コロナウイルスなど感染症拡大の影響の中にあっても、人と人とのつながりや地域福祉の取組が途切れないよう支援します。

主な取組

取組	内 容
「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進	・「大阪市地域防災計画」は、市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた計画です。防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ります。 ・「区地域防災計画」は、各区役所において、大阪市地域防災計画をもとに、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。
災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	・自主防災組織による支援の取組につなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。 ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。
災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	・防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。 ・また、外国につながる市民への取組として、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取組概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、LINE（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）や防災情報メール（※）により速やかに情報提供を行います。 ※ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・タイ語・スペイン語・フランス語・ロシア語・ドイツ語・イタリア語
施設からの避難誘導等における配慮	・障がい者や自力避難困難な者等が利用する施設において火災等の災害が発生した場合に障がい者等が取り残されないよう、施設関係者及び消防機関による避難誘導、情報伝達において、障がいなど様々な特性があることなどの事情に配慮し実効性を確保します。
福祉避難所の確保の推進	・福祉施設や関係団体等と調整して福祉避難所の確保に努め、福祉避難所で必要となる、医薬品や日用品の確保の取組を実施します。

取組	内 容
災害ボランティアセンターの設置・運営等	・大阪市では、すべての区の社会福祉協議会との間に「区災害ボランティアセンター」の設置・運営協定を締結しています。 ・平時より地域の人々と顔の見える関係づくりをめざし、災害ボランティアに関する講座開催や、災害時における訓練や啓発、災害ボランティア活動に必要な備品や資材の調達等を行います。
総合防災訓練の実施支援	・区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施を支援します。 ・また、訓練の実施にあたっては、障がい等の特性に配慮して、避難行動要支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域福祉活動の継続等に係る支援	・新型コロナウイルス感染症の影響下での地域福祉活動の継続や新しい取組の実践に関し、区社協や市社協におけるノウハウの共有等の取組が進むよう支援します。 ・市ホームページにおいて、市社協等の取りまとめた資料等を掲載し、地域福祉活動を推進します。



だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実



【現状と課題】

これまで大阪市では、高齢者、障がい者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図ってきました。しかし、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯（以下、「複合的な課題を抱えた人」という）では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が求められています。

(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援 ● ● ● ● ● ● ●

平成23年3月の大阪市社会福祉審議会からの提言「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」において、対象者や福祉課題を限定せず、複合的な福祉課題にも対応する機能や、他機関の関わりが必要な場合には途切れないようにつないでいく相談窓口機能の必要性が示されました。

また平成28年以降、国においても「ニッポン一億総活躍プラン」「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」といった文書において、複数分野の問題や複雑に絡む課題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援体制を構築する考えが示されました。

大阪市においても、相談支援機関が分野を超えて連携するしくみを全庁的に検討するため、プロジェクトチームを設置し、複合的な課題を抱えた人への対応について検討し、その解決に向けて、平成29年度から、大阪市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に向けて取り組みました。

モデル事業の結果を踏まえて、令和元年度からは全区で「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、複合的な課題を抱えた人が、どの区におられても適切な支援につながるができる相談支援体制の充実を図っています。

① 生活困窮者自立支援制度との連携 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、平成27年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけ、相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、具体的な支援プランを作成するなど、**相談者に**寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して見えてくる地域課題や地域に不足する社会資源の検討など、地域ネットワークづくりを進めています。

また、これまでの生活困窮者支援における情報共有は、本人同意が原則であることから、本人の同意が得られずに関係者間での情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきました。

平成30年の法改正により新たに設けられた支援会議では、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となりました。

大阪市では、個々のケースにつき検討を行う担当者会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う全体会議の二層構造を基本とし、令和元年度末までにすべての区において支援会議の運用を開始しています。

生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた人も多いことから、支援会議を活用し、前述の「総合的な支援調整の場（つながる場）」を通じて解決を図るなど、連携して取組を進めています。

② こどもの貧困対策との連携 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市では、こどもの貧困対策について、平成28年に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、その分析結果を踏まえて、平成30年3月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、こどもの貧困に対する取組を進めています。

実態調査の結果では、こどもを対象とした調査において、困窮度が高い世帯ほど、「おうちのこと」で悩んでいる割合が高く、「いやなことや悩んでいることはない」の割合が低くなっています。

また、保護者を対象とした調査では、困窮度が高い世帯ほど、「相談できる相手がない」の割合が高くなっています。

さらに、調査結果の分析では、困窮度が高い子育て世帯には、複合的な課題があることや、困窮度が高いにもかかわらず、適切な支援を受けていないケースがあることなどが明らかになっています。

こうした課題を解決するために、こどもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、そのこどもを含む世帯全体を、前述の生活困窮者自立支援事業をはじめとする適切な支援につなげることができる、教育分野と福祉分野とが連携したしくみとして、**「大阪市こどもサポー**

トネット」を進めています。(概念図は◆P.78)

なお、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」は令和6年度までの計画期間となっており、令和6年度中に次期計画を策定するため、令和5年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その調査結果と現行計画の取組効果を踏まえて、令和7年度以降も引き続き、多岐にわたる分野が横断的に連携してこどもの貧困対策に対する取組を進めていきます。

(2) 社会参加に向けた支援 ● ● ● ● ● ● ●

複合的な課題を抱えた人の支援に関しては、相談支援機関の専門職による伴走支援だけでなく、社会とのつながりの回復や社会活動への参加の機会も必要です。

また、人と人とのつながりが強い地域では、周囲の人が課題を抱える本人に声掛けをすることなどを通じ、相談支援に早期につながりやすいことも想定されます。

相談支援を効果的なものとするためにも、人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となることを認識して、課題を抱えた人の支援の場や社会資源を活用していくことが求められます。(コラム◆P.24 参照)

【取組の方向性】

- ・ 様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。
- ・ 複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、令和元年度から実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を推進します。
- ・ こどもの貧困対策として、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。
- ・ 課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。

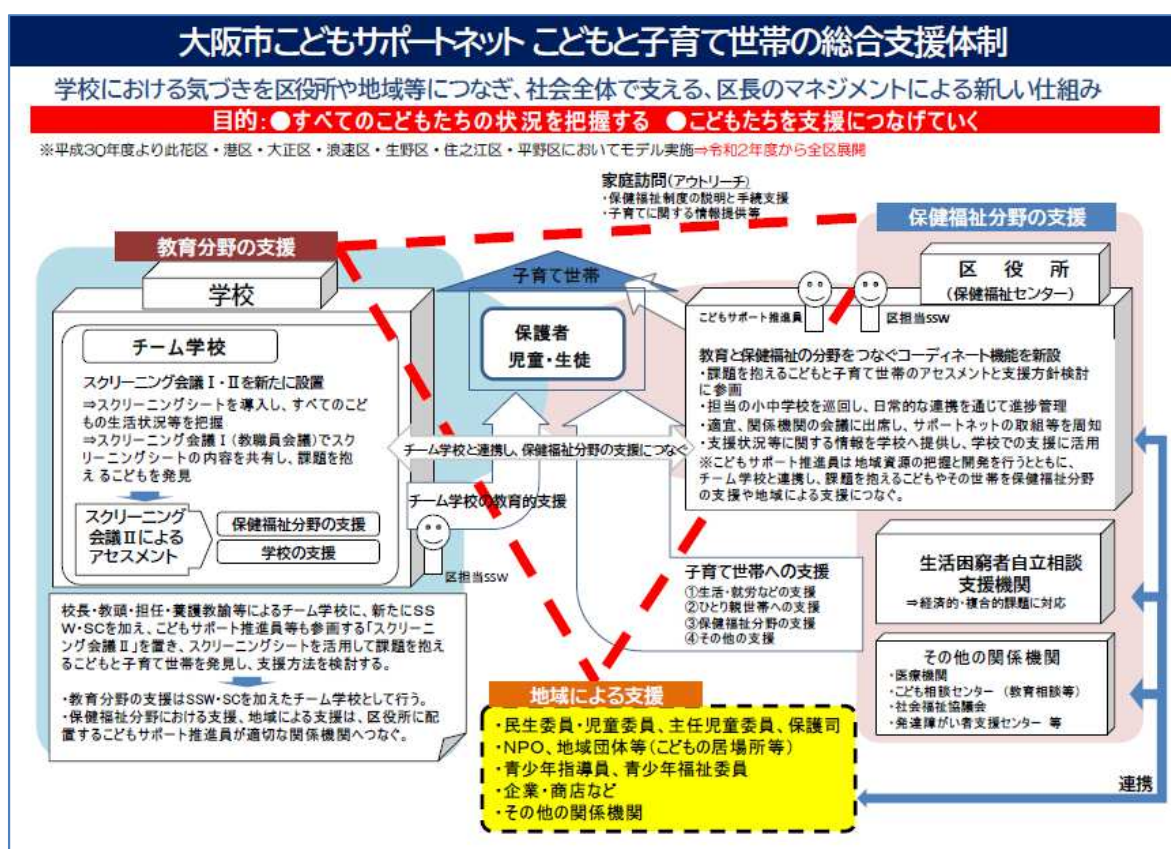
主な取組

各区に共通する課題等への「具体的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

取 組	内 容
総合的な相談支援体制の充実★★	既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。
生活困窮者自立支援事業	各区の相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。
セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度	住宅確保要配慮者の入居を拒まない、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度を実施しています。 ※住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方々です。

取 組	内 容
大阪市こどもサポートネット	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐしくみにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。

大阪市こどもサポートネットの概念図



出典：大阪市こども青少年局

【生活困窮者自立支援事業の事業内容について】

自立相談支援事業	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
総合就職サポート事業	就労に関して不安や困難を抱えている人に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための総合的な支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。 ※資産・収入等の要件あり
就労チャレンジ事業	さまざまな事情により、一般的な仕事をするのが難しい人や、なかなか仕事に結びつかない人に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援を行います。
家計改善支援事業	収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金をはじめとした、生活に必要な資金の貸し付けのあっせんも行います。
子ども自立アシスト事業	中学生及び高校生世代（高校未進学者、高校中退者）の子どもがいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。
一時生活支援事業	住居を持たない人、住居の状態が不安定な人に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供します。
法律相談事業	自立相談支援事業の支援員が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が情報提供や助言を行います。
就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の紹介や認定	すぐに一般の就労が難しい人に、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介するとともに、訓練の場を提供する事業所の認定を行っています。

具体的な取組 2－1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取組を進めます。

（１）「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催 ● ● ● ● ● ● ● ●

複合的な課題を抱えた人を支援するためには、本人や世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、課題を整理するとともに、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートすることが必要です。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」は、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするための場として活用されています。

たとえば、区保健福祉センターでの事例では、認知症のある80代の母が50代の障がいのある息子の将来について悩んでいましたが、母と息子のそれぞれにかかわる支援者らが会し、情報と支援方針をともに共有したことにより、母も息子も社会的孤立に陥ることなく在宅生活を継続することをめざすことができました。

このように、これまで関わっていた高齢者の相談支援機関に加えて、障がいに関する相談支援機関等が「総合的な支援調整の場（つながる場）」に参加することで、いわゆる「8050問題」と呼ばれるような世帯全体の課題をとらえ、支援することが可能となり、相談支援機関においては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催を契機に関係者との連携が深まるなど、事業の効果が表れています。

【取組の内容】

・支援をコーディネートするためのしくみづくり

分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

（２）専門家等（スーパーバイザー）による支援 ● ● ● ● ● ● ● ●

学識経験者や相談支援の実務者、職能団体のスーパーバイザーが、各区において複合的な課題を抱えた人に対し的確に対応できるよう、また各区が円滑に連携体制を構築できるよう専門的見地から助言を行います。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」への参加のほか、事例のアセスメント実施時において判断に迷う場合や事例の課題整理の際に相談を行うほか、区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会の企画立案への参加、情報連携のためのツールづくり及び対応事例集の作成の指導等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。

【取組の内容】

・相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた人に対する確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

（3）地域における見守り活動との連携の強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」のCSWがアウトリーチを行っていますが（◆P.62 参照）、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につなげていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、課題解決のために「総合的な支援調整の場（つながる場）」が活用されることがあります。

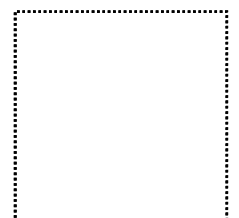
たとえば、「近隣住民が、いわゆる『ごみ屋敷』状態となっている世帯のことが気になっており、そこに暮らす高齢者には精神疾患が疑われていた」、といった事例では、CSWと民生委員が連携し、この住人との関係づくりを行ったことで、日常的に会話をすることが可能になり、把握したニーズに基づいて「総合的な支援調整の場（つながる場）」が開催されました。当初は関わりを拒否していた住人との関わり方を共有することにより、近隣住民の理解も深まり、地域での見守り活動を深めることができました。

このように、CSWが地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。

【取組の内容】

・地域における見守り活動と連携するしくみづくり

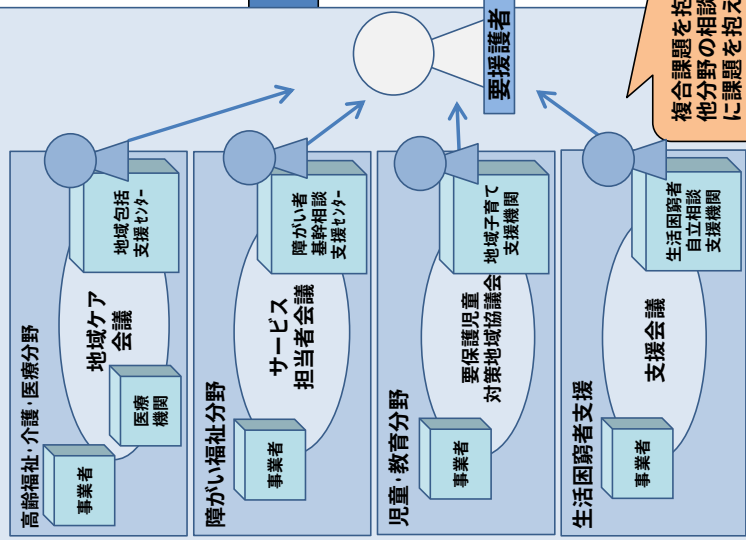
複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。



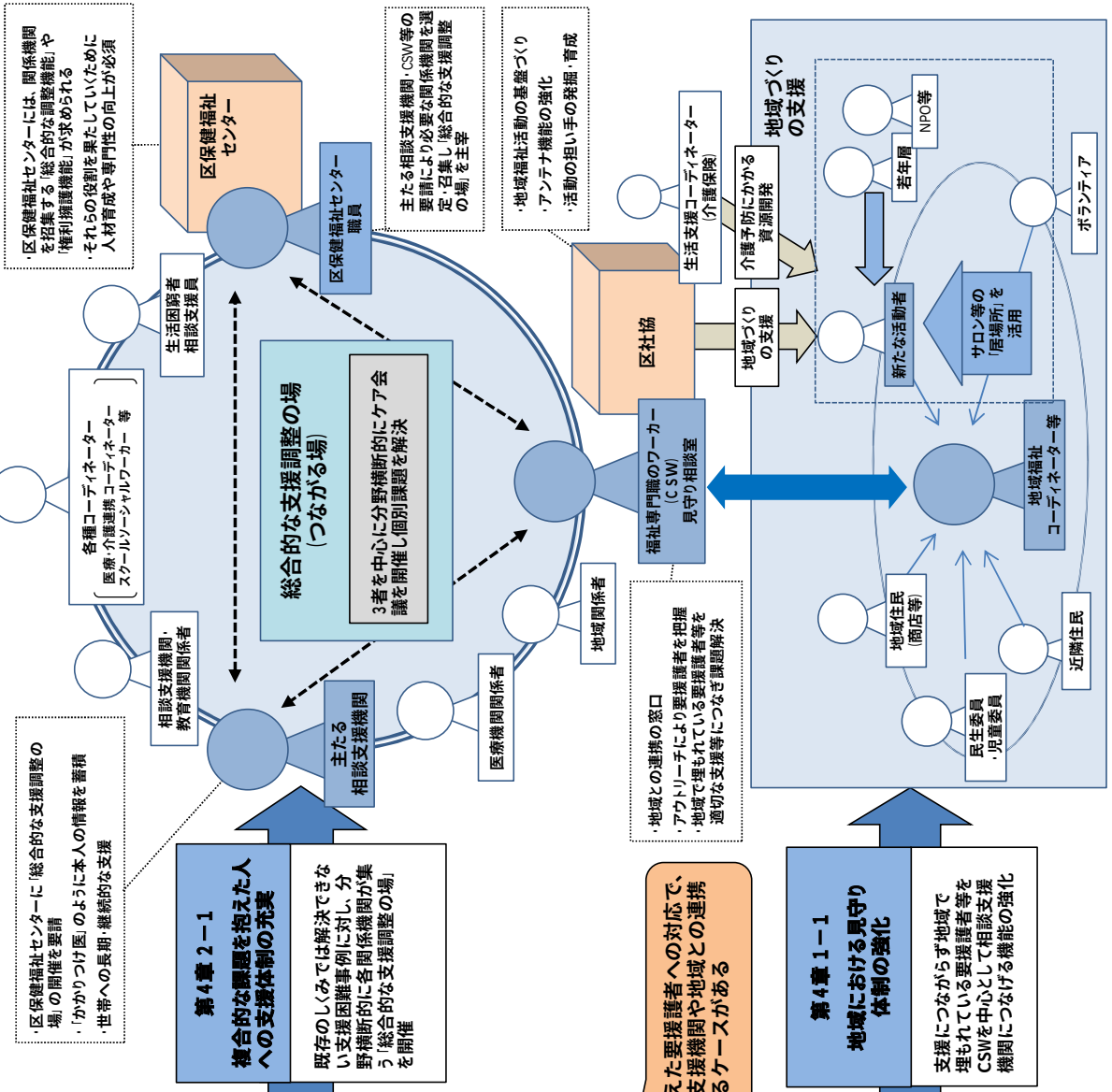
相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

[各福祉分野による支援]

専門的な相談支援機関による支援



[複合的な課題を抱えた人への支援]



2 権利擁護支援体制の強化

【現状と課題】

すべての人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援することは地域生活を支えるうえで非常に大切です。

今後、認知症等により判断能力が不十分な人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取組の強化が必要となっています。

さらに、こどもや高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数が**依然として多い**現状もあります。

（１）虐待防止の取組の推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取組は、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、引き続き確実に進めていく必要があります。

国においては、令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が盛り込まれ、児童虐待防止対策を一層強化することとしています。

（２）成年後見制度等の利用促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

福祉サービスが契約に基づいて提供される現在、一人ひとりの住民が質の高いサービスを利用しながら、自らが望む生活を続けていくためには、適切な情報提供、迅速な苦情解決のしくみの整備、契約の際に判断能力が十分でない人への支援等が必須となります。

特に、認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中であって、こうした人々が地域において安心して自立した生活を送るために、判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の枠組みを各地域で整備することが必要です。

平成28年5月に施行された促進法では、個々の基本的人権が保障され、自己決定が尊重され、財産管理のみならず、身上の保護が適切に行われることを重視した、制度・運用をめざすこととされており、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるしくみの構築など、地域における具体的な取組について、市町村計画として策定することが規定されています。

権利擁護支援については、行政のもつ法的な権限の適切な発動を意識したうえで、制度利用にあたっての相談、人材養成、地域での理解づくりを含めた地域における権利擁護支援体制の強化に向けて、行政・地域住民・専門職団体や関係機関などさまざまな主体が連携していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進めます。
- ・成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取組を進めます。

成年後見制度

成年後見制度とは

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する制度です。
- 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分れています。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら、「誰に」「どんなことを頼むのか」を契約によって決めておく制度です。

成年後見人の役割

- 成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守ります。
- 成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

成年後見人の業務（例）

- 預貯金の管理や支払い手続き等
- 官公庁等への各種手続き
- 本人の見守り活動（定期的な訪問等）
- 福祉サービス利用や入院等の手続き
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取り消し

成年後見人の業務ではないこと

- 介護や家事のような事実行為
- 手術などの医療行為の同意
- 本人の連帯保証人や身元保証人になること
- 葬儀の喪主を務めること など

市民後見人

市民後見人とは

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

大阪市の市民後見人活動

- 大阪市では、大阪市成年後見支援センターが、親族以外の第三者後見人として、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成し、その活動のサポートを行っています。
- 市民後見人は、家庭裁判所から「成年後見人」として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられています。
また、大阪市の市民後見人活動は、ボランティア・市民活動であり、活動経費を除き報酬を前提とした活動ではありません。



大阪市市民後見人のロゴマークです。
後見人の意味の Guardian の頭文字とハートをモチーフにしています。

主な取組

各区に共通する課題等への「具体的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

取 組	内 容
虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進★	・こどもに対する虐待を発見した場合は通告義務、高齢者、障がい者に対する虐待を発見した場合は通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。
成年後見制度の利用促進の取組★	・「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」をの構築に引き続き取り組みます。 ・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。
あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	・認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。
福祉サービスの適切な情報提供	・障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、外国につながる市民など、福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣病予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。
福祉サービス提供事業者への助言・指導	・福祉サービス提供事業者に対し、利用者本位のサービス提供と福祉サービスの質的向上のため、行政として助言、指導を行っています。
苦情解決のしくみの充実	・市民が安心してサービスを利用できるように、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、身近な相談支援機関において円滑に苦情解決が行われるよう、専門的な相談支援を行うなど、効果的な苦情解決のしくみの充実に努めます。

具体的な取組 2-2 ① 虐待防止に向けた地域連携の推進

虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取組を実施していくことが重要です。

虐待防止については、虐待を受ける人の属性により虐待者や状況が異なるため、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。

しかしながら、現在の虐待相談の経路は、本来、虐待を早期に発見できる立場にある地域住民からよりも、警察や福祉・教育等の関係機関が多くなっていることから、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

(１) 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発 ●●●●●

虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

・高齢者、障がい者虐待

引き続き、地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。

・児童虐待

引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行うとともに、特に 11 月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。(オレンジリボンキャンペーン)

(2) ネットワークの構築 ●●●●●

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携は非常に重要です。

・高齢者、障がい者虐待

高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を
取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。

- ・児童虐待

要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。

また、要保護児童対策地域協議会での支援対象児童となる前の段階で、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により虐待の未然防止につなげます。

(3) 施設従事者等の意識の向上 ● ● ● ● ● ● ●

介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。

また、虐待を未然に防止する予防的取組として、実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

(4) 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保 ● ● ● ● ● ● ●

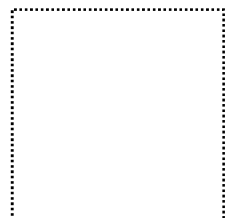
虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。

- ・高齢者、障がい者虐待

高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口（**ランチ**）職員、障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。

- ・児童虐待

児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。



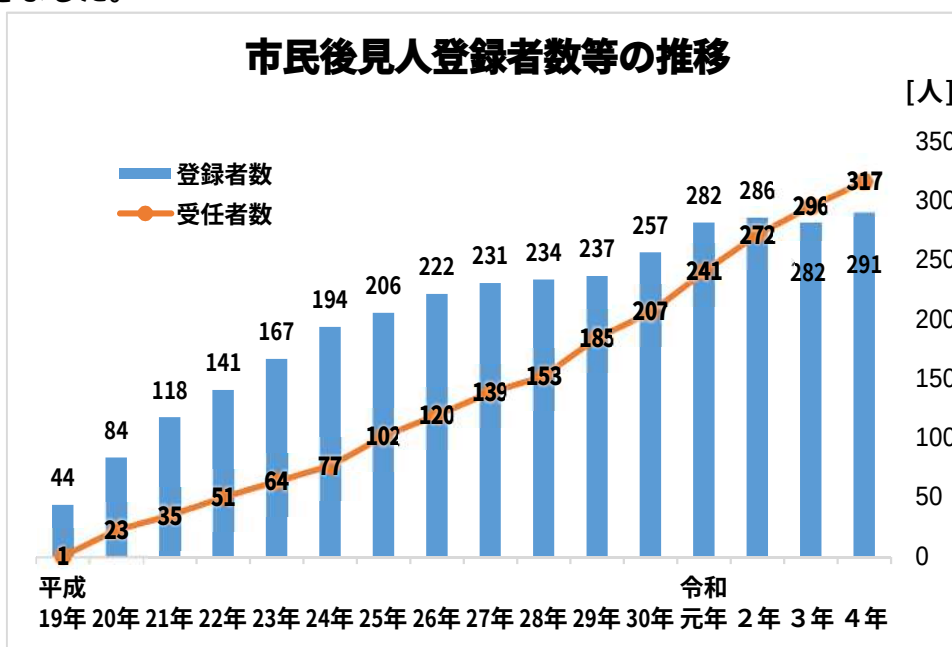
具体的な取組 2－2 ② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人を**保護、支援するために**、法的に権限を与えられた成年後見人等が、**本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る**制度です。

法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」、判断能力が著しく不十分である「保佐」、判断能力が不十分である「補助」の三つの類型に分かれていますが、現状では「保佐」「補助」の利用が少なく、「後見」が大半を占めており、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること、**成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でない**等が課題となっています。

大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大し、**成年後見制度を必要とする人が広く制度を利用できるよう取組を進めてき**ました。

さらに、平成19年6月に、大阪市成年後見支援センターを開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。



出典：大阪府福祉局

平成28年5月、促進法が施行され、国において成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められるとともに、地方公共団体に対しても、本制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められました。市町村は成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務であると促進法で規定しています。

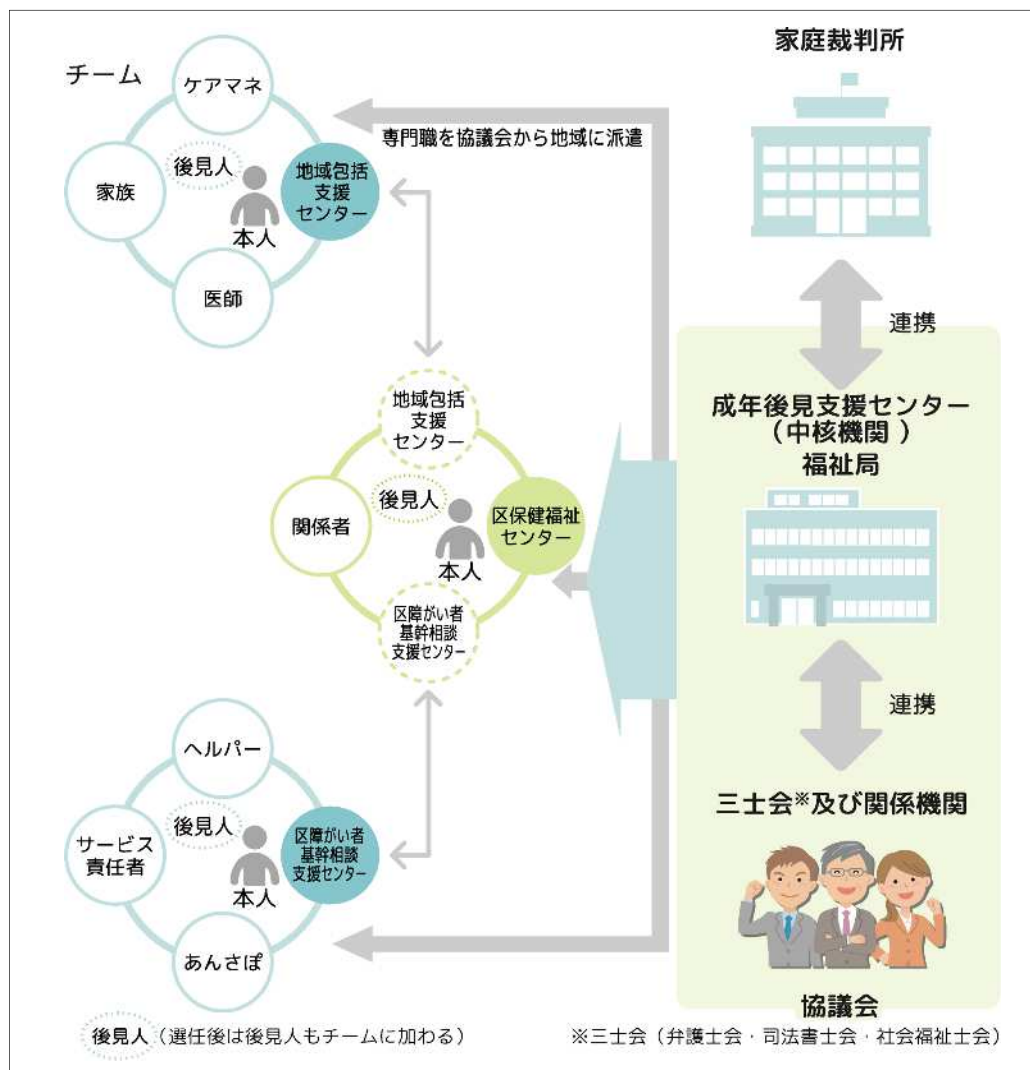
大阪市では、大阪市成年後見支援センターを中核機関として広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実し、市内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、**成年後見制度の利用促進に引き続き取り組みます。**

(1) 権利擁護支援チームに対する支援の強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつけることが重要です。大阪市内には、権利擁護の身近な相談窓口として、区保健福祉センターをはじめ、地域包括支援センター（ランチ含む）、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）など多くの相談支援機関が存在します。これらの相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

平成30年度以降、計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、**また各保健福祉センター及び各相談支援機関がより身近できめ細かな支援ができるよう、**引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、相談支援機関職員等に対する継続的な研修の実施、**専門職派遣の実施等、中核機関の機能**充実に努めます。

大阪市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



(2) 市民後見人等の担い手確保の取組の強化 ●●●●●●●●

大阪市では市内在住又は在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、令和5年3月現在291人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。

市民後見人のバンク登録者を増やすためにも、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法(養成会場やカリキュラム)を工夫します。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域に分散することが望ましいと考えています。

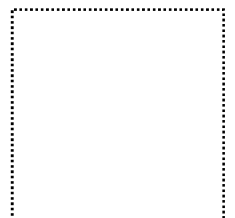
市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。

身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、市民後見人を含めた担い手の確保に向けた取組を強化します。

(3) 権利擁護支援についての理解促進 ● ● ● ● ● ● ●

本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットでもあります。さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐人・補助人が人生の伴走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。

そのため、引き続き、効果的な広報手法等を検討し、本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットを理解して、必要な権利擁護を受けることができるよう、わかりやすい説明に努めます。また、制度の普及啓発を通じて、意思決定支援の浸透や任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。



3 福祉人材の育成・確保

【現状と課題】

複合的な課題を抱えた人を包括的に支援するためには、相談支援機関や区保健福祉センターの職員に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関の機能・役割等の広範な知識や、相談支援のノウハウなど専門性が求められることとなります。**ヤングケアラーやケアラーへの支援といった、日々の支援に新たな視点をもつことについての重要性なども含め、**スキルアップのための研修等の取組が必要です。

また、大阪市では、AI（人工知能）を活用した職員の業務支援を試行的に実施するなど、ICT の活用を積極的に推進していることから、福祉分野の相談支援業務においても、職員の専門性の向上に資するため、先行事例を参考にしながら、AI（人工知能）をはじめとしたICT の活用に向けて検討が必要です。

さらに、社会問題となっている、介護などの現場における福祉人材の確保についても、中長期的な視点をもって取組を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- ・相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取組を進めます。
- ・他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業におけるICT 活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

主な取組

各区に共通する課題等への「具体的な取組」として後掲するものには、「★」を付加しています。

取組	内 容
福祉人材の育成・確保★ (福祉専門職・行政職員)	・相談支援機関の職員や行政職員（各区保健福祉センター職員・福祉職員）等の福祉人材について、多様な福祉ニーズに対する確に対応できるよう、担い手等の育成・確保に努めます。
窓口業務におけるICTの活用	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例(平成28年1月施行)及び手話に関する施策の推進方針(平成29年3月策定)を踏まえた取組の一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。
聴覚障がい者支援用音声認識アプリ導入事業	・大阪市では、音声認識アプリケーションをインストールしたタブレット端末を複数台数導入し、音声を変換することで、聴覚障がいのある職員への情報格差の改善や、周囲の職員とのコミュニケーションを容易にし、日常業務の円滑実施をサポートする取組を行っています。

具体的な取組2-3 福祉人材の育成・確保

令和7年には、団塊の世代のすべてが75歳以上となり、更にはその先の令和22年にかけて、85歳以上人口が急増する中で、福祉・介護サービスのニーズはますます増加し、多様化することが確実となっています。また、生産年齢人口は急激に減少し、全産業において、人材の不足が指摘されている中で、福祉・介護の分野においても人材の育成・確保が全国的に重要な課題となっています。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、国においては、介護報酬の設定等、都道府県は、就業状況の把握や市町村では実施が困難な人材確保の取組等、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。

福祉・介護の仕事は、依然として「身体的、精神的に大変」といったマイナスイメージが先行していますが、実際に働く方々は、日々、この仕事に魅力ややりがいを感じながら従事しておられます。引き続き関係機関とも連携しながら、このような現場の方々の姿を広く市民に周知する取組を推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに取り組めます。

また、現場で働く方々が、専門性を発揮し、福祉専門職としての誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取組をさらに推進するとともに、人材のすそ野の拡大に取り組めます。

(1) 福祉専門職の育成・定着を図る取組 ● ● ● ● ● ● ●

大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、キャリア研修やスキルアップ研修などの福祉専門職を対象とした研修に加え、モチベーションの向上や人材育成の取組として、市内の福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催しています。

そのほかにも、大阪府と連携した「福祉の就職総合フェア」の共催や、永年にわたって社会福祉事業に従事し、大阪市の福祉の向上に貢献された人に対して、市長感謝状、表彰状を授与する取組等も行っています。

【取組内容】

- ・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・大阪公立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。
- ・福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがい伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進めます。
- ・福祉・介護人材の確保・育成・定着を進めるため、大阪府、大阪市社会福祉研修・情報センター、ハローワークまた関係団体など、様々な機関とのつながりを強化し、情報共有を行いながら福祉・介護に関する魅力の発信、就職に関するイベント、人材育成に関する取組を進めていきます。

(2) 多様な人材の参入に向けた取組 ● ● ● ● ● ● ●

福祉・介護の仕事の魅力を発信する取組として、福祉施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞（以下「きらめき大賞」という。）」を実施しています。エピソードは、多くの人に福祉・介護の仕事の魅力ややりがいに触れていただくことができるよう、よりわかりやすく伝える手段として、専門学校の協力を得ながら漫画作品化し、ホームページで公開するほか、冊子を作成し様々な機会を通じて配布しています。

また、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるようさまざまな取組を進めており、「きらめき大賞」の冊子の配付を行うとともに、福祉の理解促進として、福祉に携わる若い職員や大学生など、中学生にとって身近な存在が指南役となり、福祉についての語りや体験学習を支援する福祉教育プログラムを実施しています。

今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取組を進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることが

できるよう、モチベーションの向上等につながる取組をさらに強化していく必要があります。

外国人介護人材の参入では、これまでの経済連携協定（EPA）や技能実習制度に基づく受け入れのほか、人材不足への対応策のひとつとして在留資格「特定技能1号」が創設され、外国人介護人材の受け入れが全国的に進められています。

これら外国人介護人材が福祉専門職として誇りをもって働くことができるよう、大阪市社会福祉研修・情報センターによる受け入れ側に対する研修など実施していく必要があります。

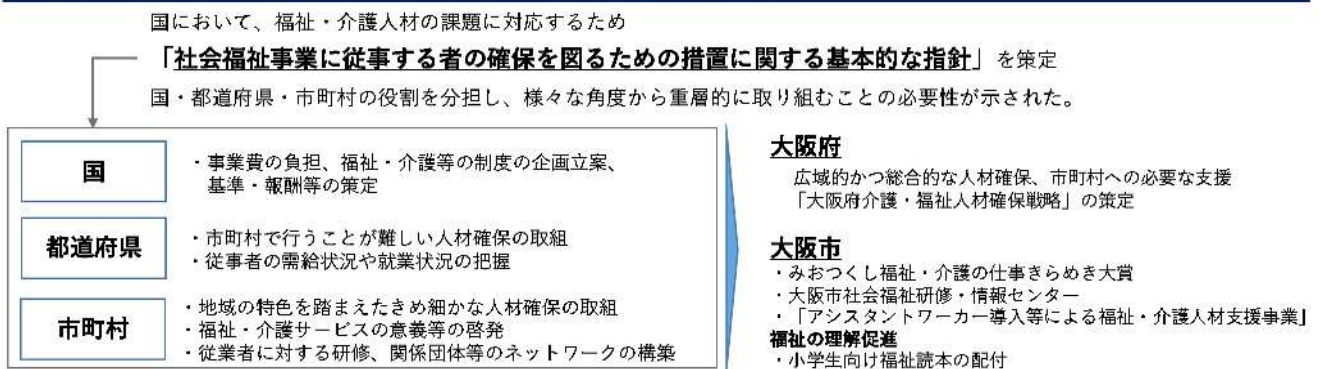
令和2年度にモデル事業で実施し、令和4年度から本格実施をした「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」では、「アシスタントワーカー」の導入による介護職の負担軽減だけでなく、職員同士が意見を出し合いながら、業務の見直しなどに取り組むことで、職員の意識改革やリーダー職員の育成にもつながりました。今後も情報交換を行うなど、福祉・介護職場を担う人材の育成や働きやすい職場環境づくりへの支援を継続していく必要があります。

【取組内容】

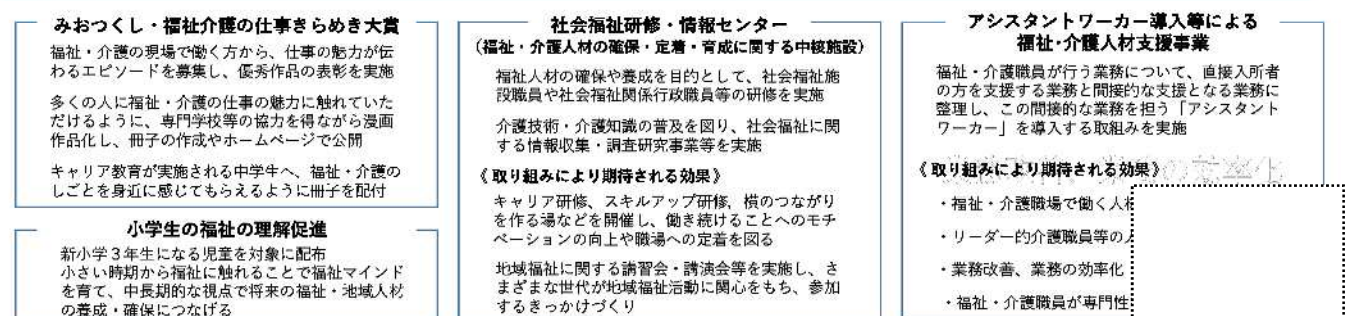
- ・福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、多様な人材の確保にもつなげます。
- ・将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組めます。

福祉専門職の育成・確保

福祉・介護人材確保に関する国、都道府県、市町村の役割



福祉専門職の育成・確保に関する主な本市事業（R6.3.31現在）



(3) 行政職員の専門性の向上 ● ● ● ● ● ● ●

地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

そのなかで、本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。

こうした分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取組を進めます。

とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取組を進めます。

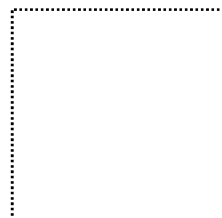
【取組内容】

- ・住民に最も身近な福祉の行政機関である各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。
- ・福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。
- ・福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。



大阪市「福祉職員」
イメージキャラクター
「福たん」

資料編



項 目	説 明	掲 載 ペ ー ジ
ICT	Information & Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のことです。	83・90・91・93・ 102・106・107・ 109・112・113・ 124・128
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することをいいます。	60・62・101・ 108・120・122
アセスメント	利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。	88・120・121
EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定) の略。国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとする協定です。 この協定に基づき、外国人の就労が認められていない介護福祉士・看護師候補者の特例的な受け入れが進められています。	129
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことをいいます。	91
AI	Artificial Intelligence (人工知能) の略。 人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術をいいます。	106
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。 ※SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略称のこと。	2・80
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。 インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいいます。	73・93・128

項 目	説 明	掲 載 ペ ー ジ
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。 さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。 NPOのうち、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づき法人格を取得した団体を、NPO法人（特定非営利活動法人）といます。 なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てていきます。	12・13・15・ 19・42・44・ 59・68・84・ 88・91・95・ 96・97
LGBT	レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）の頭文字です。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称としてLGBTが使われることがあります。 クイア（その他の性的マイノリティの総称）またはクエスチョニング（自分の性的指向や性自認が決まっていなかったり、決まっていなかったり）の頭文字を加えて、「LGBTQ」とすることもあります。	80
オレンジリボン キャンペーン	すべてのこどもが健やかに育つように、行政機関、企業、地域が一体となって、「こども虐待防止」というメッセージが込められたオレンジリボンを、一人ひとりの胸につけて、子育てをしている親やこどもたちを始め、多くの人たちに、まわりのこどもに関心を持ち、こどもへの虐待をなくしていく輪を広げていくキャンペーンをいいます。	74・133
外国につながる 市民	日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなどについては、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。 「外国人住民」ではこれらの人々が含まれないため、大阪市では、施策や事業の対象としては「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用しています。	68・80・85・ 91・100・102・ 116
クラウド ファンディング	crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語です。 アイデアなどを持つ人がインターネットを通じて世の中に呼びかけ、共感する不特定多数の個人から小口の資金を集める資金調達や募金の手法をいいます。	94
クリック募金	ウェブページ内の決められた所をクリックすると、その回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組むNPOなどの団体に協賛企業から寄付されるしくみです。	44・94
一トキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。	15・113

項 目	説 明	掲 載 ペ ー ジ
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。	2・12・19・59・60・66・71・74・82・86・89・114・115・116・118・131・132・135・136
こころを結ぶ手話言語条例	手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会を実現するために施行された条例です。	109
「ごみ屋敷」状態	市民が居住する建物等における物品等の堆積により、ごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態をいいます。	19・120
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。	69・70・72・94・101・113・120・121・122・123・124
コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）	地域の資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を活かして、地域や社会が抱えるさまざまな課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネスです。	
CSR、CSV	CSR:Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）、CSV:Creating Shared Value（公と民による共有価値の創造） 企業等における「社員のボランティア参加や寄附などの資金協力」といった社会貢献活動を CSR といい、本業を通じて社会課題の解決をめざすという考え方を CSV といいます。CSR から CSV へと変化しつつある中で、より高い成果を生みだせるような連携を志向する傾向にあります。	96
児童福祉司	児童相談所に置かなければならない職員で、児童相談所長が定める担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカーです。	75
身上監護	成年後見制度において、被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行うことをいいます。なお、被後見人に対し後見人が直接介護や看護などをすることは含まれていません。	137
セーフティネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多層的な生活支援の機能・しくみのことです。	29・53・106・109・131

項 目	説 明	掲 載 ペ ー ジ
善意銀行	市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関・団体等に払出をするコーディネートを行う取組で、大阪市では、区社協・市社協において実施しています。	94
団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた、1947（昭和22）年～1949（昭和24）年に日本において生まれた人を指します。	11・52・128
地域公共人材	地域団体や行政に加え NPO や企業、大学など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組について、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域におけるさまざまな資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント能力を持った人材です。	97
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいいます。被害者を女性に限定していませんが、DV の被害者は大半が女性となっています。	50・77・114
南海トラフ地震	近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度 6 弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されています。	2・100
ニア・イズ・ベター （補完性・近接性の原理）	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。	1・9・67
ハンセン病	ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約 90 年間、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきました。 「らい菌」の病原性は弱く、感染してもほとんど発症しません。また、現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっています。	80
避難行動要支援者	大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人を行い、介護保険の要介護認定で、要介護 3 以上の人や重度障がいなどの人を対象者としています。	17・100・101・102・103
ファシリテーション	会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、合意形成や相互理解をサポートすることをいいます。	97

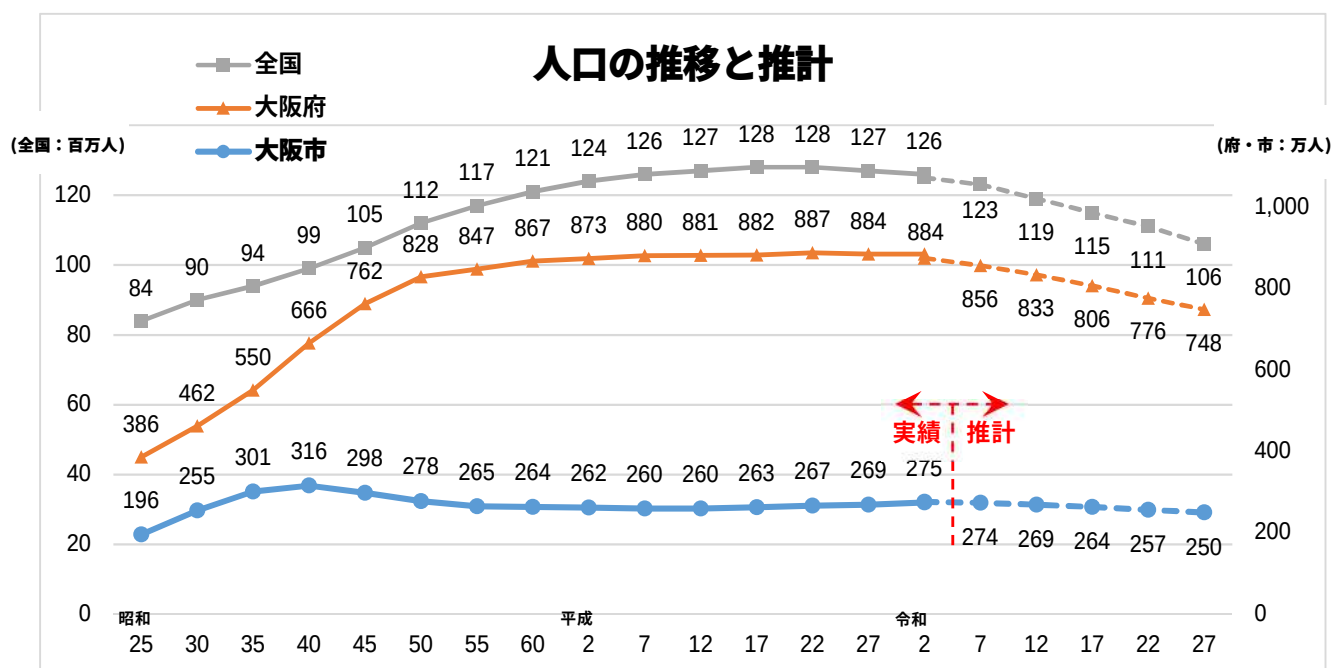
(1) 大阪市における人口・世帯数等の推移 ● ● ● ● ● ● ● ●

人口等の動向

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和 25 年から昭和 40 年まで大きく増加し約 316 万人となりましたが、その後減少し、昭和 55 年から平成 27 年までは 260 万人台で緩やかな減少から増加に転じ、令和 2 年には約 275 万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和 25 年から平成 22 年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。大阪市の人口も今後、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。

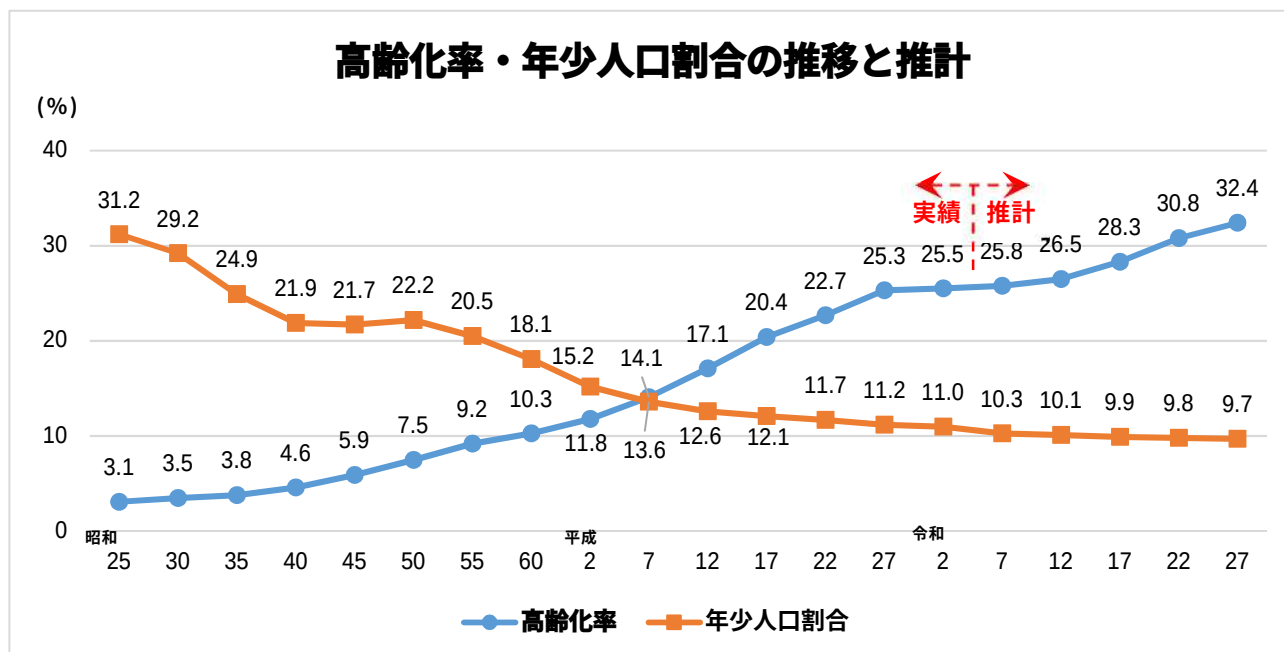
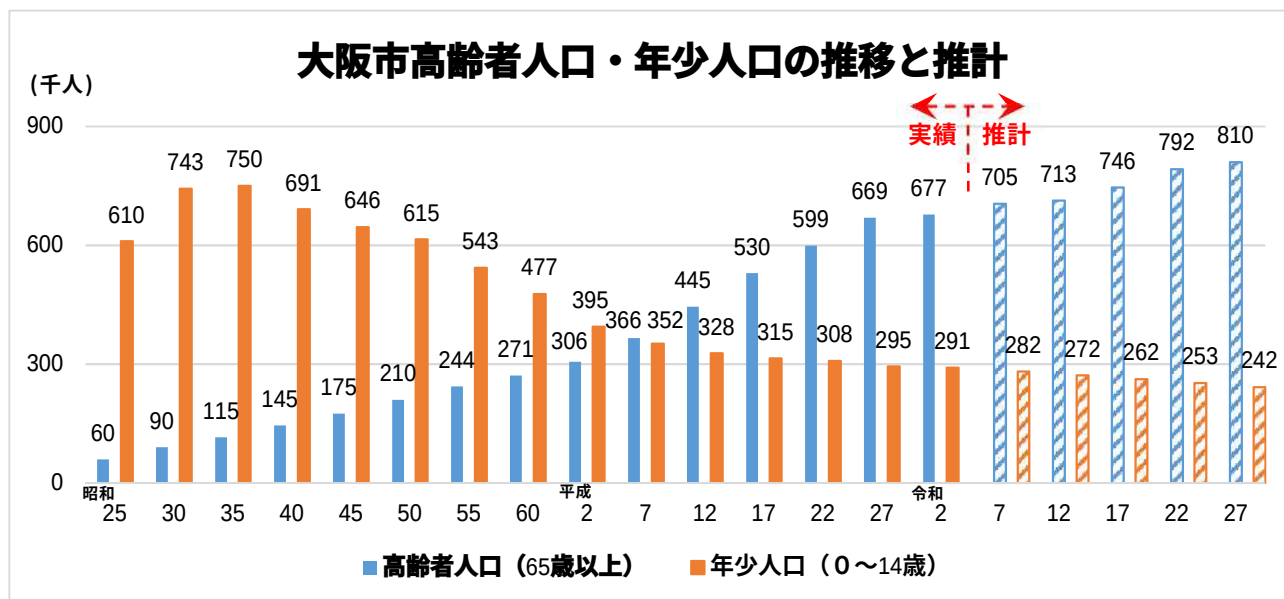


出典：実績値は、国勢調査（令和 2 年）
推計値は、大阪市人口ビジョン（令和 2 年）

② 高齢者及び年少人口の推移

大阪市の高齢者人口は、昭和 25 年以降増加しており、令和 2 年は 67 万 7 千人となっています。また、それ以降も増加傾向にあり、令和 27 年（2045 年）には 81 万人、高齢化率は 32.4%になると見込まれています。

また、年少人口（0～14 歳）は、昭和 35 年をピークに減少しており、令和 2 年は 29 万 1 千人となっています。また、それ以降も減少し、令和 27 年には 24 万 2 千人、人口に占める年少人口の割合は 9.7%になると見込まれています。

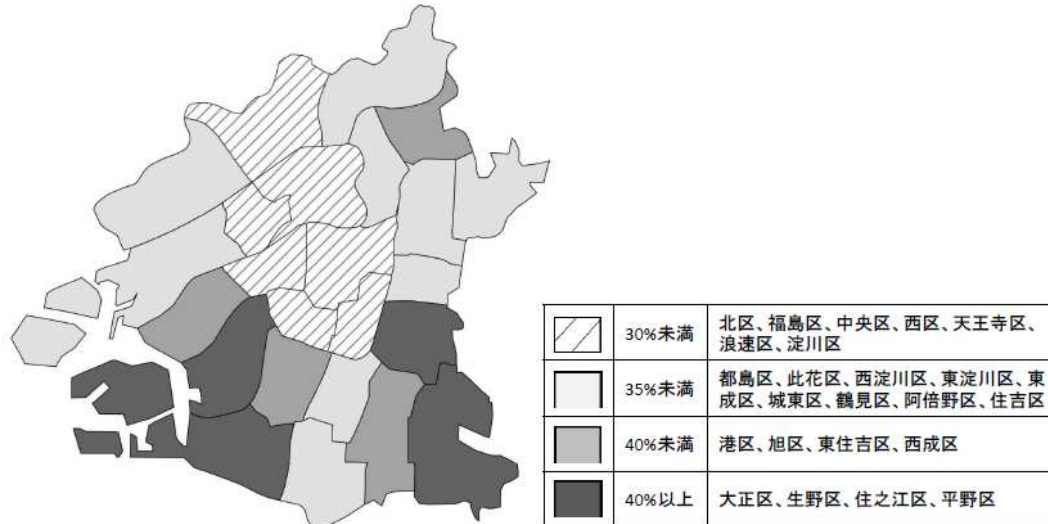


出典：実績値は国勢調査
推計値は大阪市人口ビジョン（令和 2 年）

③ 区別の高齢化率

令和 27 年 (2045 年) に 32.4%になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部及び隣接する 7 区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区）で 30%未満にとどまるのに対し、4 区（大正区、生野区、住之江区、平野区）で 40%を上回ると見込まれています。

区別の高齢化率推計（令和 27 年）



出典：大阪市人口ビジョン（令和 2 年）

区 名	令和2年 高齢化率	令和27年 高齢化率 推計	令和2年- 令和27年 伸び率
北 区	18.3%	25.7%	7.4%
都 島 区	24.6%	31.6%	7.0%
福 島 区	19.0%	25.4%	6.4%
此 花 区	28.0%	32.8%	4.8%
中 央 区	15.6%	23.6%	8.0%
西 区	15.4%	24.0%	8.6%
港 区	27.7%	37.4%	9.7%
大 正 区	32.2%	43.8%	11.6%
天王寺区	19.6%	28.9%	9.3%
浪 速 区	18.1%	22.3%	4.2%
西淀川区	25.8%	33.6%	7.8%
淀 川 区	22.6%	28.8%	6.2%

区 名	令和2年 高齢化率	令和27年 高齢化率 推計	令和2年- 令和27年 伸び率
東淀川区	25.0%	32.0%	7.0%
東 成 区	25.4%	31.3%	5.9%
生 野 区	31.5%	40.9%	9.4%
旭 区	30.1%	37.4%	7.3%
城 東 区	25.5%	34.2%	8.7%
鶴 見 区	22.9%	33.5%	10.6%
阿倍野区	25.7%	32.1%	6.4%
住之江区	31.2%	42.8%	11.6%
住 吉 区	28.4%	34.8%	6.4%
東住吉区	29.3%	36.4%	7.1%
平 野 区	28.7%	40.4%	11.7%
西 成 区	39.2%	39.9%	0.7%
(参考)全国	28.6%	36.8%	8.2%
(参考)大阪市	25.5%	32.4%	6.9%

出典：国勢調査（令和 2 年）
推計値は、人口問題研究所（国）、大阪市人口ビジョン（令和 2 年）
※高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出

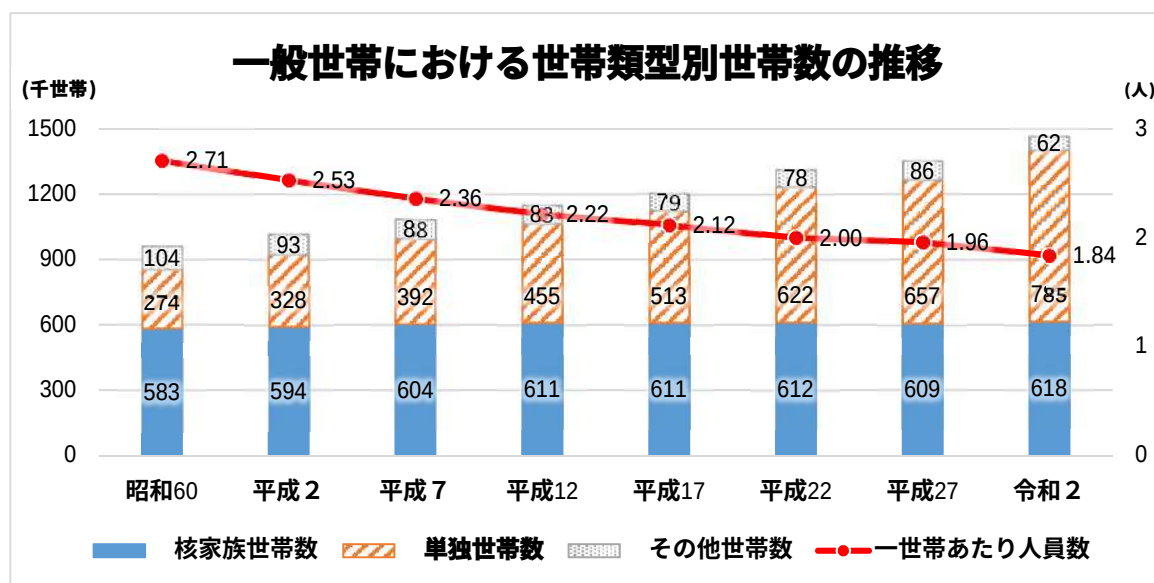
世帯等の動向

① 世帯数の推移

国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、昭和 60 年以降増加しています。世帯類型別に見ると、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

単独世帯の増加に伴い、1 世帯あたりの平均人員は減少を続けており、令和 2 年には 1.84 人となっています。

また、単独世帯を年齢区分別に推移を見ると、75 歳以上の区分が著しく増加しています。

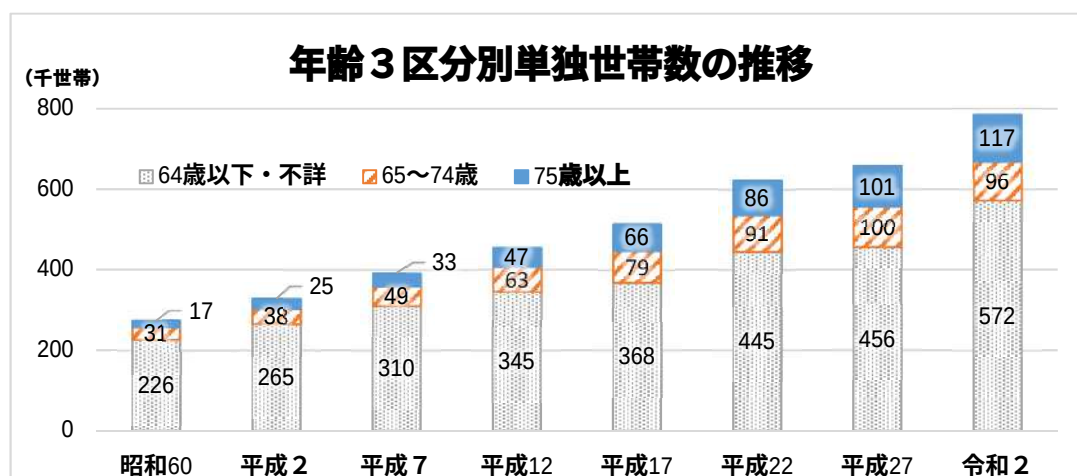


※一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。

※単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。

※核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。

※「1世帯あたりの平均人員数」は、一般世帯に属する人口÷一般世帯人員数を一般世帯数で除した数値です。



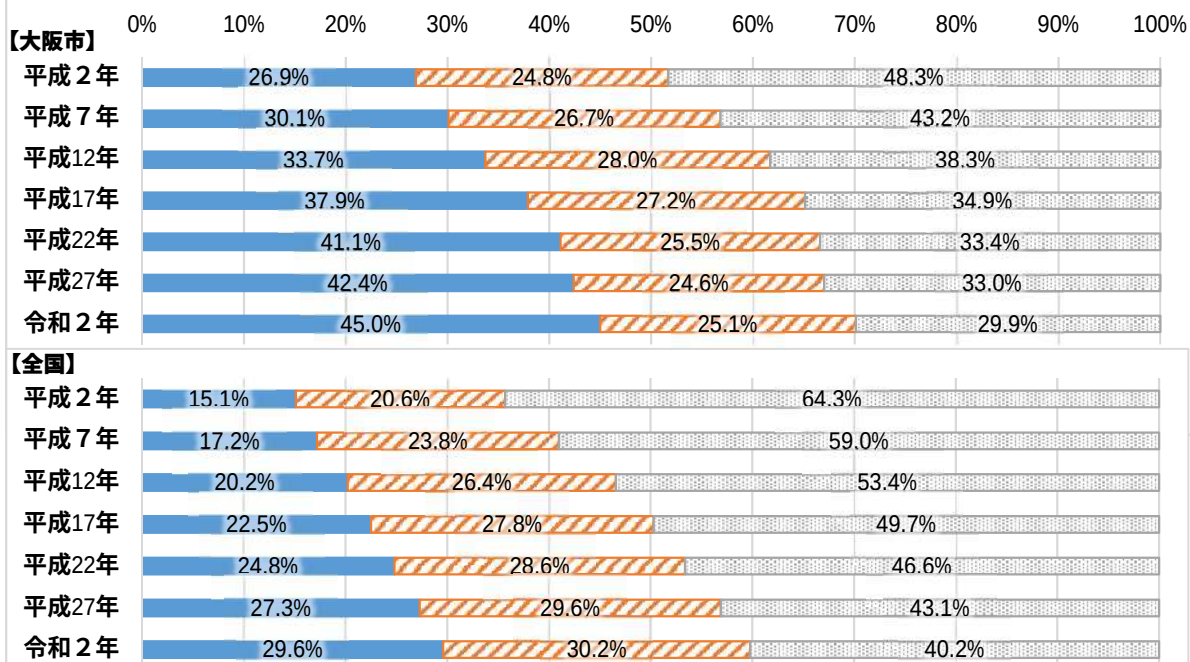
※単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。

出典：国勢調査

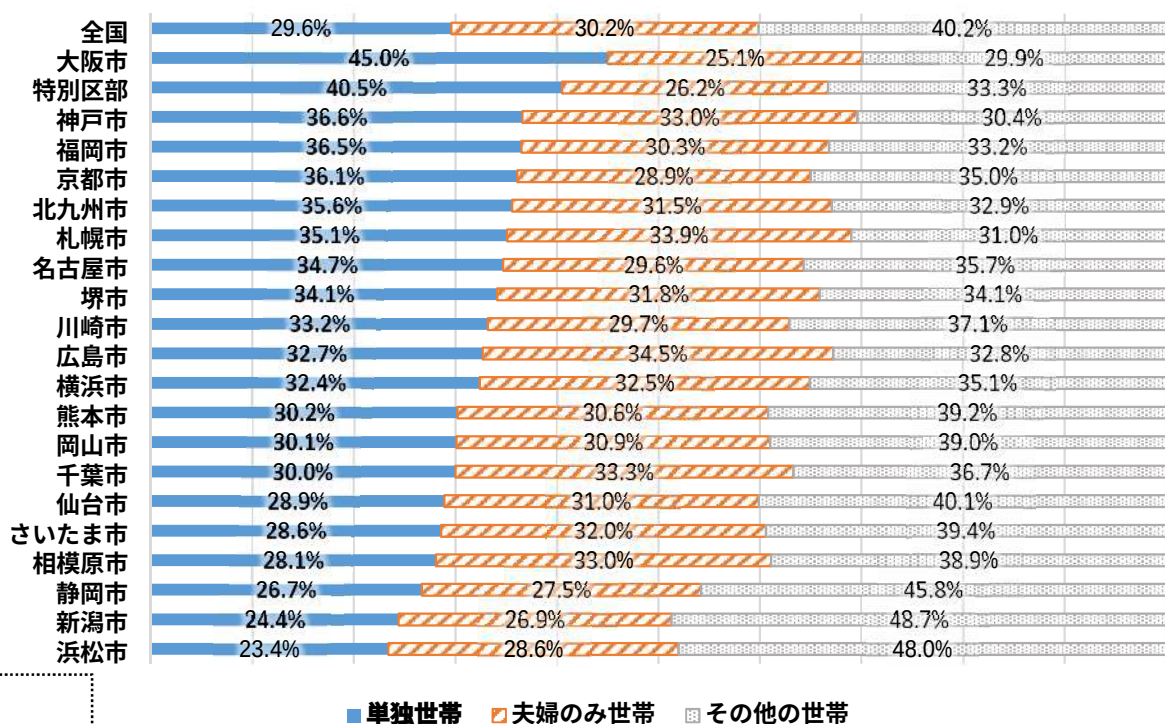
② 高齢者のいる世帯の状況

大阪市の 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の状況を見ると、**上昇傾向で推移**しており、**令和 2 年では 45.0%**となっています。単独世帯の割合は全国や他都市に比べて**非常に**高くなっています。

65 歳以上のいる一般世帯の状況の推移



65歳以上の世帯状況（都市比較） 令和 2 年

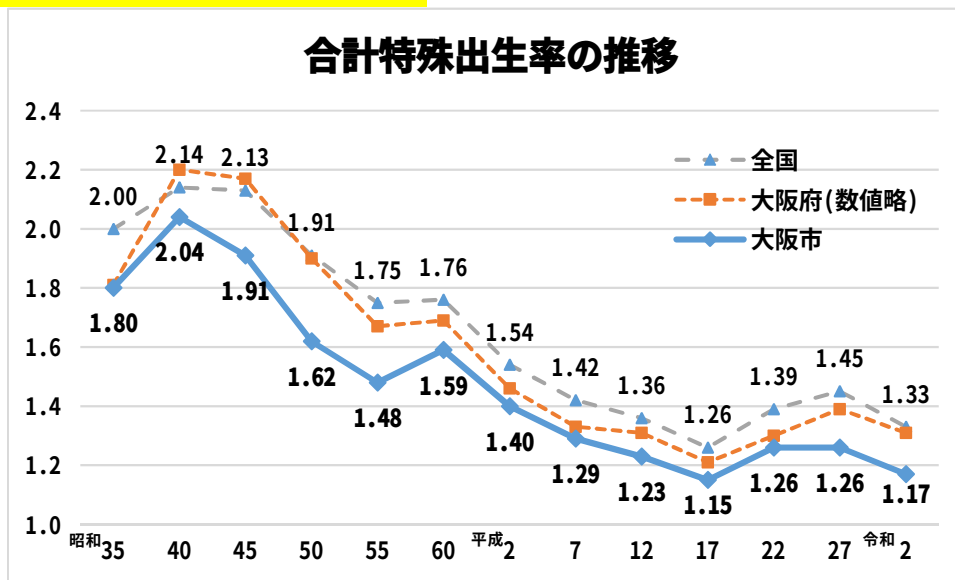


出典：国勢調査

その他関連データから見る動向

① 合計特殊出生率の推移

全国・大阪府・大阪市の合計特殊出生率の推移を見ると、いずれも昭和 40 年以降、減少傾向が続き、大阪市については、一時増加傾向となるも、令和 2 年は 1.17 となり、再び減少傾向に転じています。

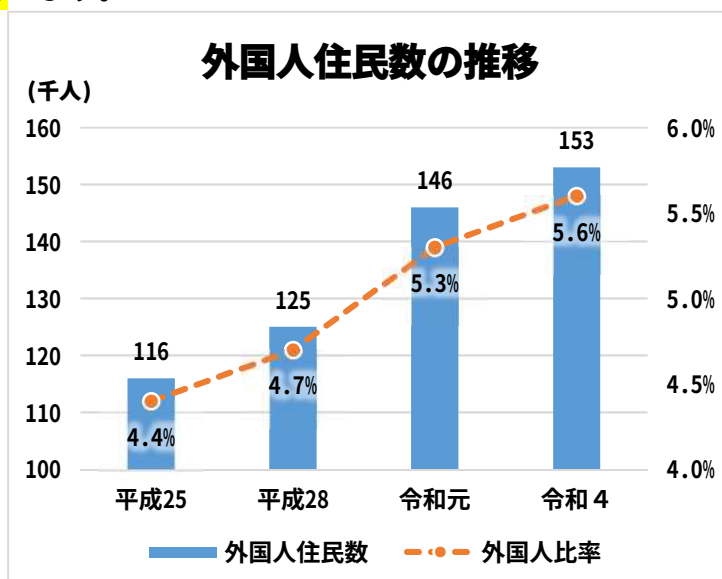


出典：人口動態統計・大阪市保健所
 ※合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、「女性が一生の間に産むこどもの数」として用いる数字。

② 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、令和 4 年 12 月末で約 15 万 3 千人となっており、平成 25 年 12 月末と比較すると約 3 万 6 千人増加しています。また、外国人住民比率について区別でみると、生野区が 21.8%と 24 区中最も高くなっています。

外国人住民国籍別人員の平成 25 年 12 月末から令和 4 年 12 月末にかけての推移を見ると、「韓国及び朝鮮」が減少している一方で、「ベトナム」「ネパール」の増加が顕著となっています。



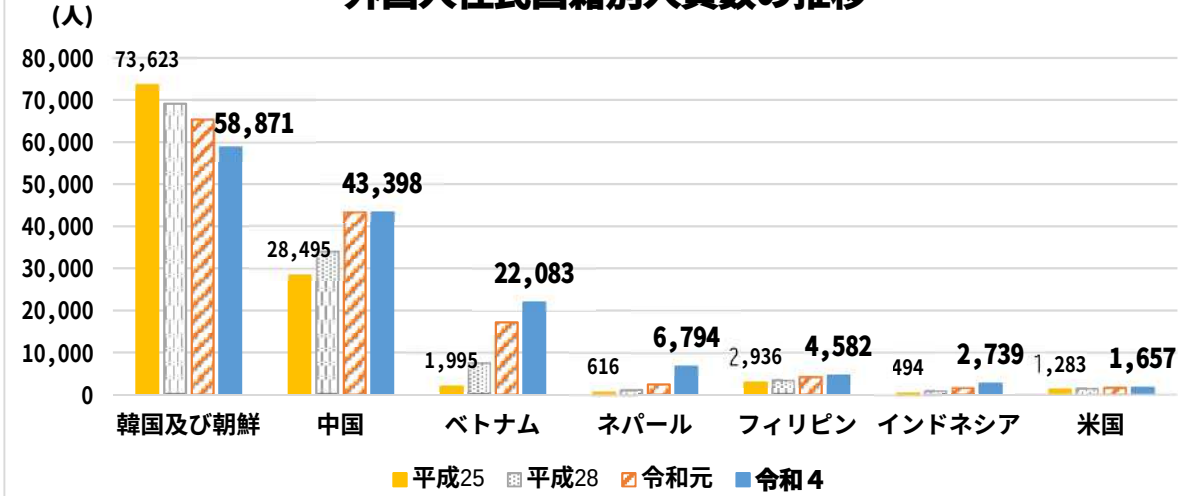
出典：大阪市民政局
 (各年 12 月末現在)

区別外国人住民比率

区名	外国人住民比率(%)	区名	外国人住民比率(%)
北区	4.5	東淀川区	4.3
都島区	3.4	東成区	8.7
福島区	2.3	生野区	21.8
此花区	3.6	旭区	2.7
中央区	8.6	城東区	3.1
西区	4.8	鶴見区	1.9
港区	4.4	阿倍野区	3.4
大正区	3.1	住之江区	4.0
天王寺区	6.3	住吉区	3.2
浪速区	13.9	東住吉区	3.3
西淀川区	5.1	平野区	4.6
淀川区	4.4	西成区	11.2

出典：大阪市民政局
(令和4年12月末現在)

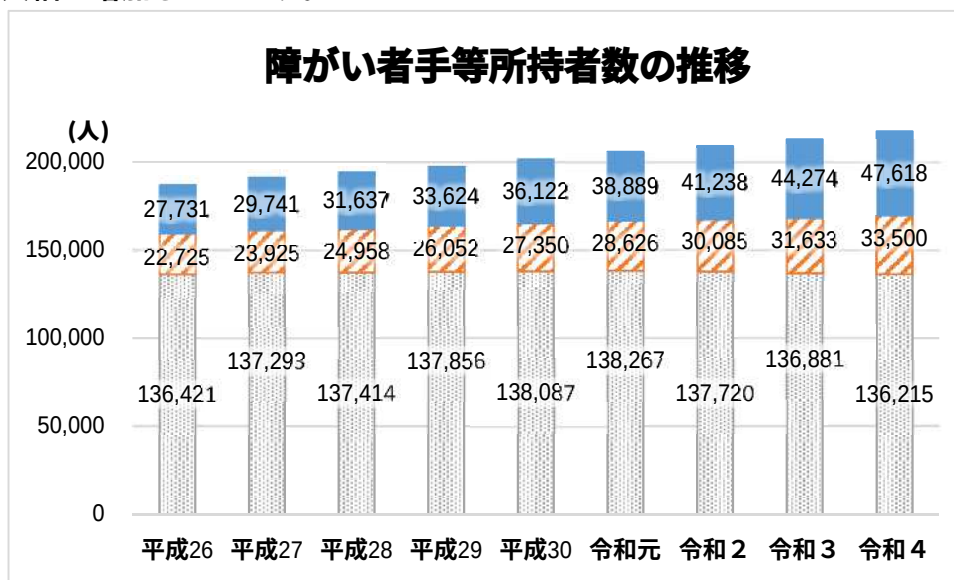
外国人住民国籍別人員数の推移



人員の多い7か国を掲載（各年12月末現在）
出典：大阪市民政局

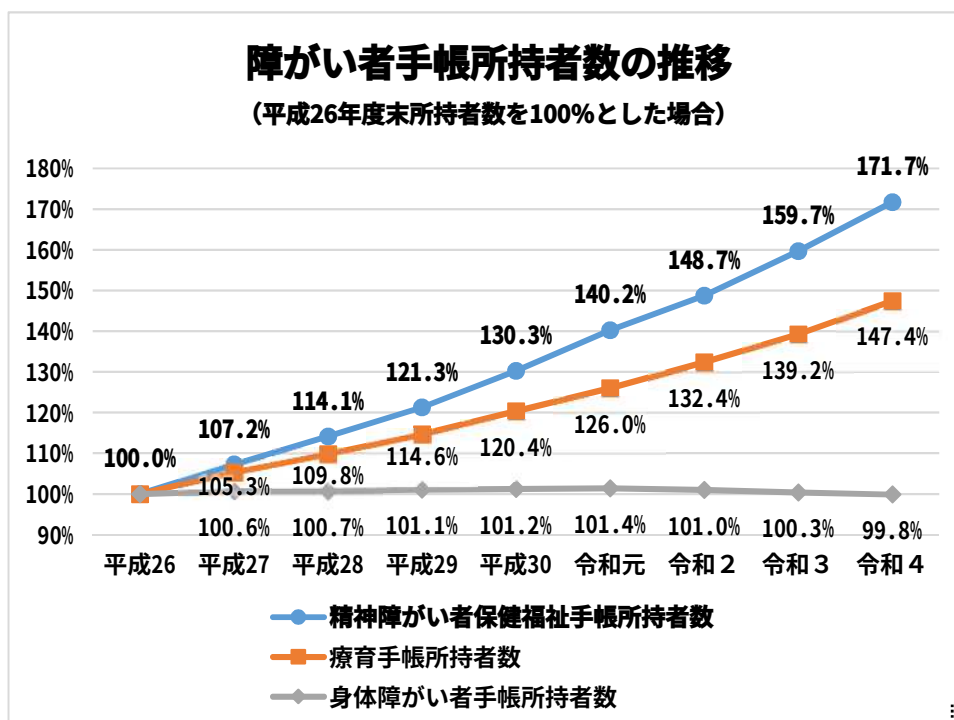
③ 障がい者手帳所持者数の推移

大阪市の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳はほぼ横ばい傾向にある一方、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳は年々増加しており、令和4年度末には身体障がい者手帳所持者が13万6,215人、療育手帳所持者が3万3,500人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が4万7,618人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、平成26年度末の27,731人に比べ8年間で約1.7倍となっており大幅に増加しています。



出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

- 精神障がい者保健福祉手帳所持者数
- 療育手帳所持者数
- 身体障がい者手帳所持者数

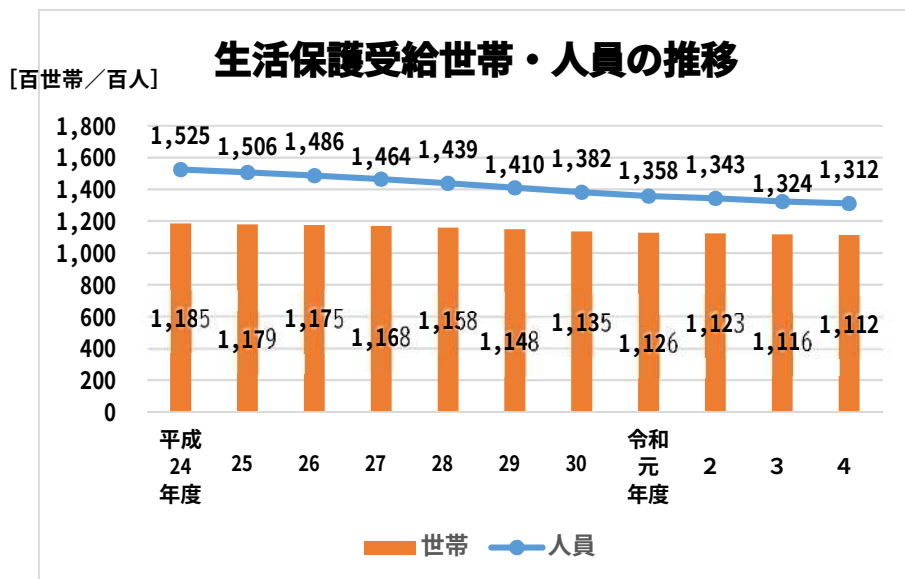


出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

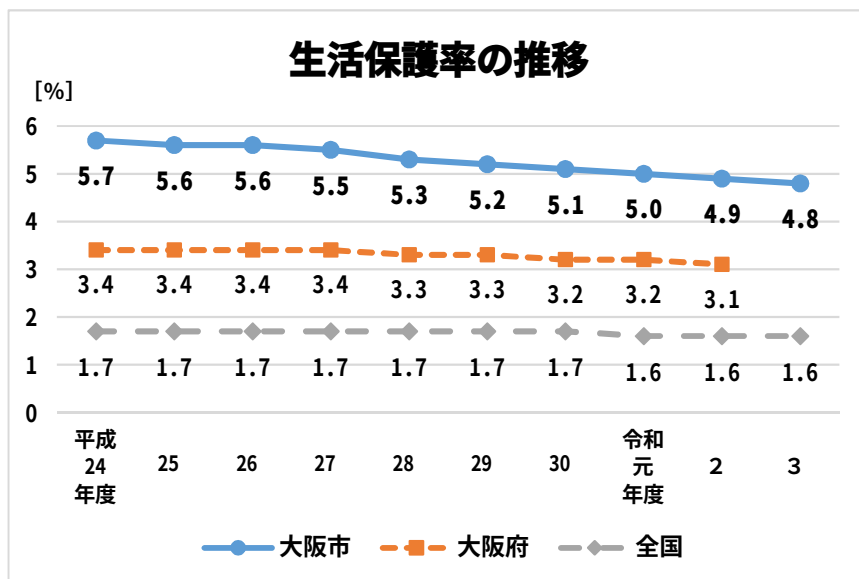
④ 生活保護の状況

生活保護受給世帯・人員の推移（各年度3月中）を見ると、生活保護受給世帯は平成25年度以降、減少しており、令和4年度には11万1,208世帯となっています。生活保護受給人員は平成24年度以降減少しており、令和4年度では13万1,193人となっています。

また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高いものの、平成25年度以降、減少しており、令和4年度には4.76%となっています。



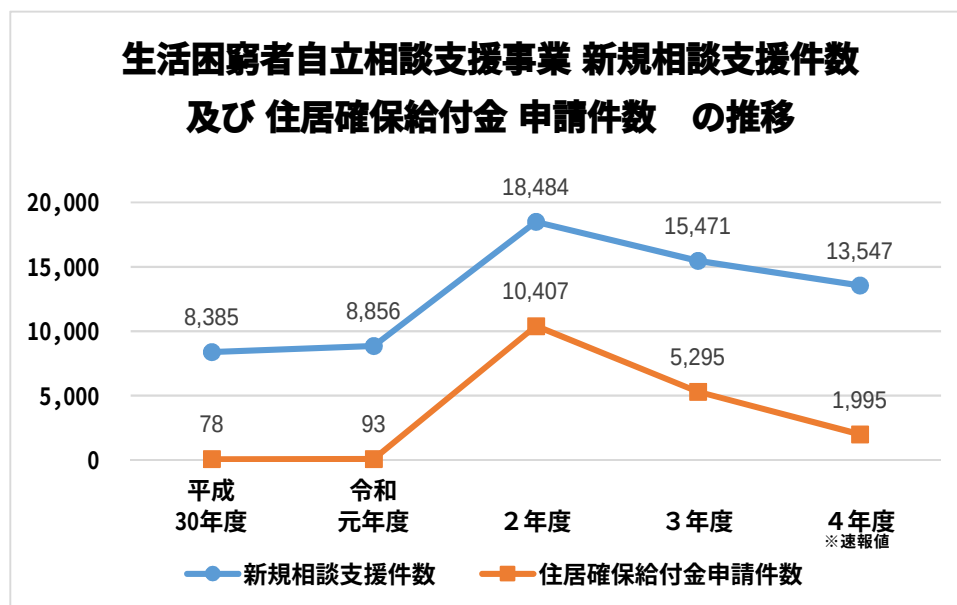
(各年度3月中)
出典：大阪市福祉局



(各年度平均値)
出典：大阪市福祉局・福祉行政報告例
(生活保護関係及び被保護者調査)

⑤ 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

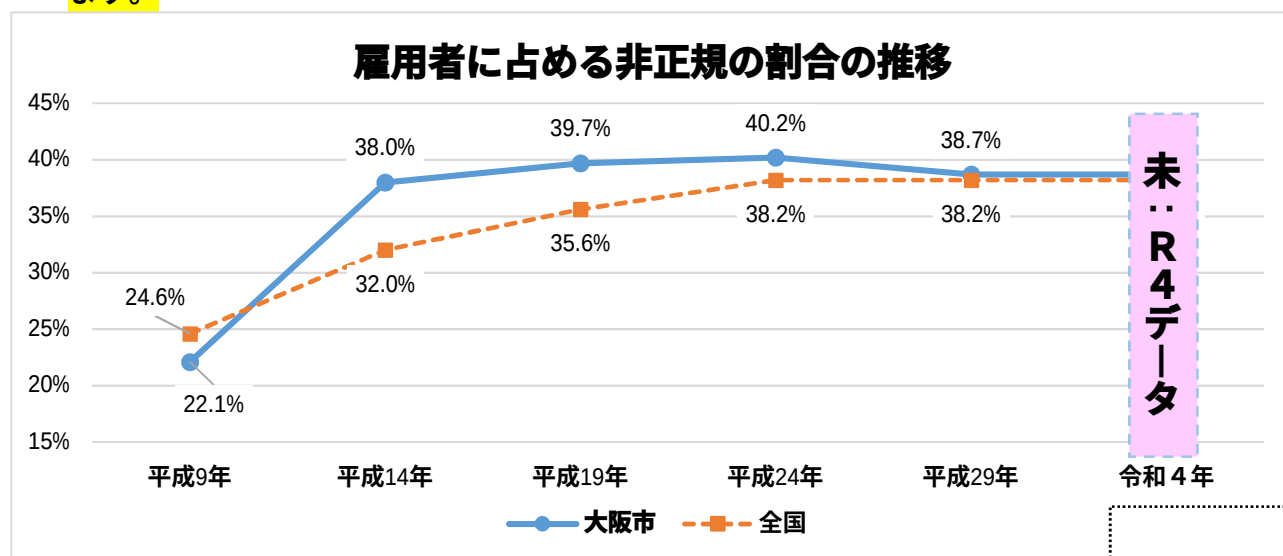
生活困窮者自立相談支援事業における新規相談支援件数は、平成 27 年の事業開始以降、毎年約 8,000 件前後で推移してきましたが、令和 2 年度には、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安の影響を受けて大きく増加しました。以降、減少傾向にはあるものの、依然として高水準で推移しています。住居確保給付金の申請件数についても同様の傾向で推移しています。



出典：大阪市福祉局

⑥ 非正規雇用の状況

非正規雇用者（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など）が雇用者全体に占める割合を見ると、雇用者（役員を除く）の約 4 割が非正規雇用という状況が定着しています。



出典：平成 29 年就業構造基本調査

まとめ

- ・令和2年の区別の高齢化率を見ると、最も低い西区が15.4%であるのに対し、最も高い西成区では39.2%となっています。また、令和4年の区別外国人住民比率を見ると、最も低い鶴見区が1.9%であるのに対し、最も高い生野区は21.8%となっています。区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取組が重要です。
- ・令和2年の65歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、全国平均の29.6%に対し大阪市は45.0%となっており、今後も高齢の単独世帯は増加することが見込まれます。だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。
- ・高齢者や障がい者、外国人住民数は、いずれも近年増加しています。これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。
- ・外国人住民に限らず、日本国籍を取得した人や、親が外国籍である子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることを踏まえ、施策や事業に取り組む必要があります。
- ・非正規雇用は生活が不安定になりやすいことから、誰もが安心して働くことができるよう、セーフティネットを充実させることが重要です。

(2) 市民の意識と活動の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

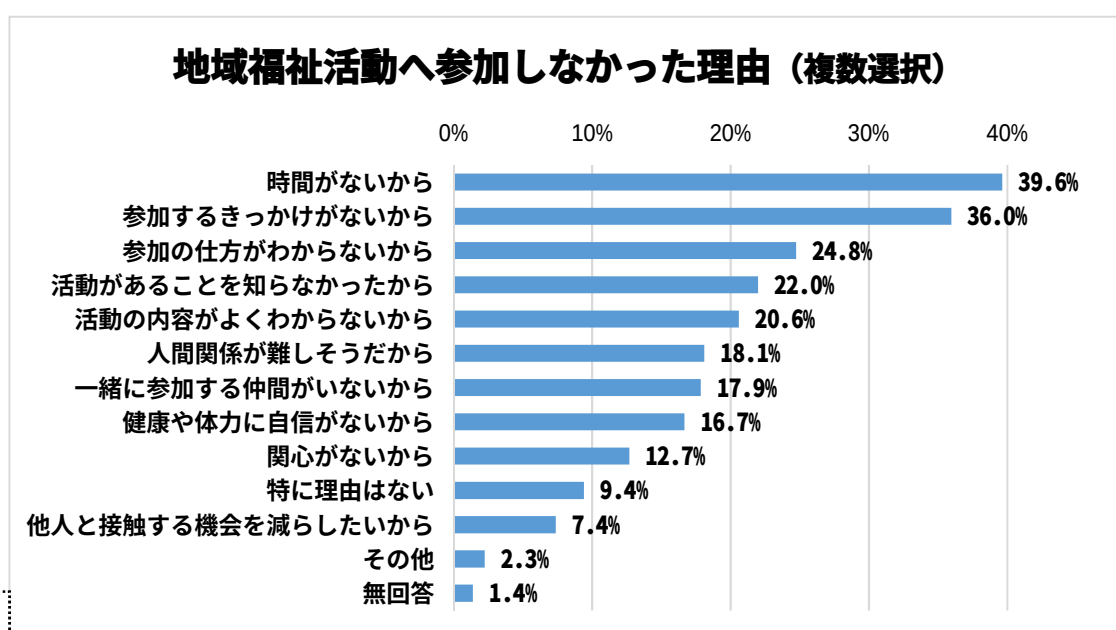
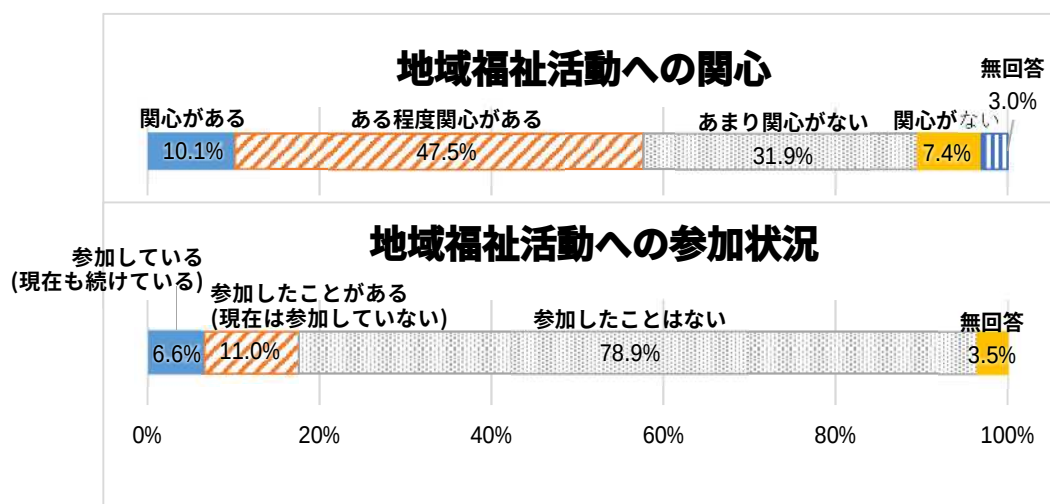
① 地域福祉実態調査から見えてくる状況

(ア) 地域福祉活動への参加状況

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた **57.6%** が関心があるとなっています。

一方、地域福祉活動への参加については、「参加したことはない」が **78.9%** となっています。

また、地域福祉活動に「参加したことはない」と回答した人に、地域福祉活動に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が **39.6%** で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」が **36.0%**、「参加の仕方がわからないから」(24.8%)、「活動があることを知らなかったから」が **22.0%** となっています。



出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書（世論調査）（令和4年度）

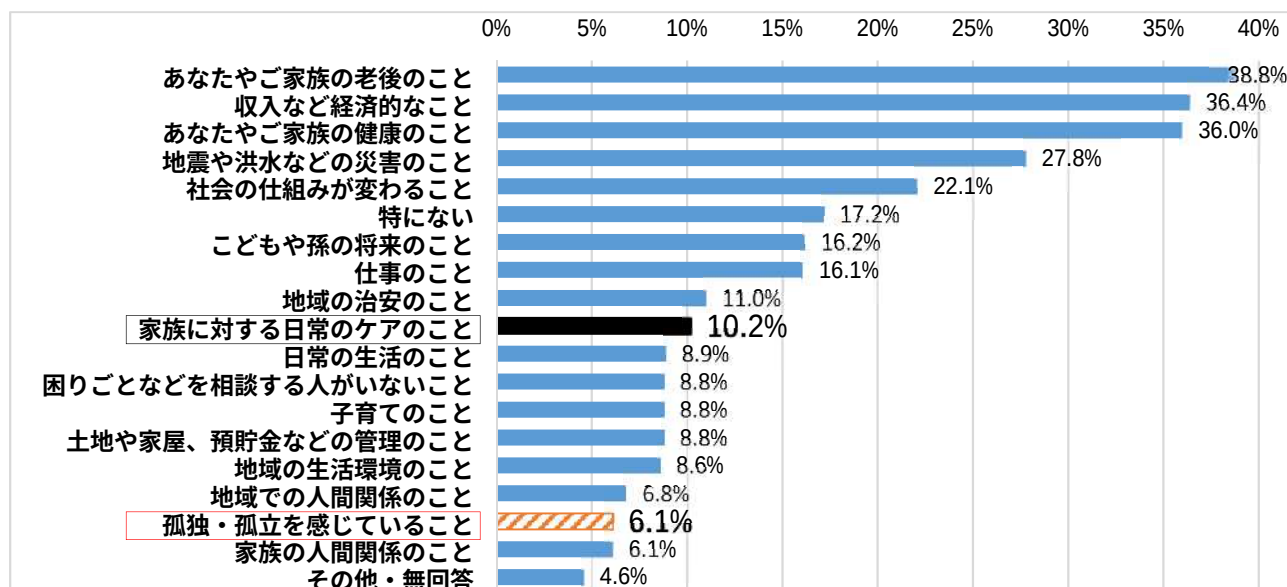
(イ) 支援の必要なケアラーの状況

「ケアラー」とは、こころやからだに不調のある家族の、介護・看病・療育・世話などのケアをしている人のことです。

地域福祉実態調査（世論調査）によると、「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと〔複数回答〕」として「家族に対する日常のケアのこと」を選択した回答者は 10.2%に上りました。

またケアラーのうち、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」状態にある方は、令和 5 年度に本市が実施した「ダブルケア実態調査」では市内で約●●●●人が該当すると推計しています。 ※令和 5 年度中に実施予定

生活する上での困りごと、悩み、不安（複数選択）



出典：地域福祉実態調査

(ウ) 孤独・孤立の実態について

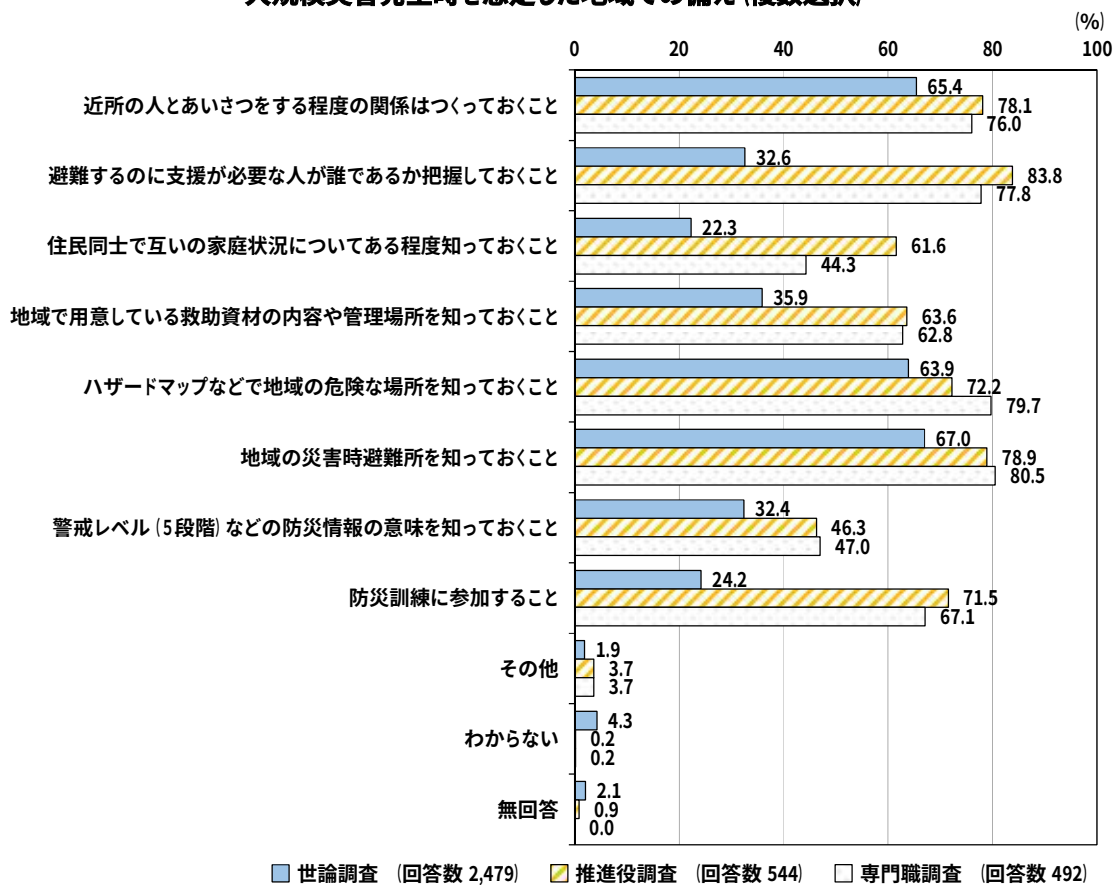
本市の実施した地域福祉実態調査（世論調査）によると、「生活する上で困っていること、悩んでいること、または不安なこと〔複数回答〕」として「孤独・孤立を感じていること」を選択した回答者は 6.1%でした。

また国が実施した令和 4 年「人々のつながりに関する基礎調査」によれば、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は 4.9%、「時々ある」が 15.8%、「たまにある」が 19.6%であり、いずれも令和 3 年の同調査より増加しています。

(エ) 災害に対する地域の備えについて

地域福祉実態調査（世論調査・推進役調査・専門職調査）における大規模災害を想定して地域で準備しておくことについての回答を調査対象者別に比較すると、「近所の人とあいさつをする程度に関係はつくっておくこと」「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」「地域の災害時避難所を知っておくこと」は世論、推進役、専門職いずれも 60%を超えています。

大規模災害発生時を想定した地域での備え（複数選択）



※「地域福祉実態調査」の結果詳細については、大阪市ホームページにて公表しています。

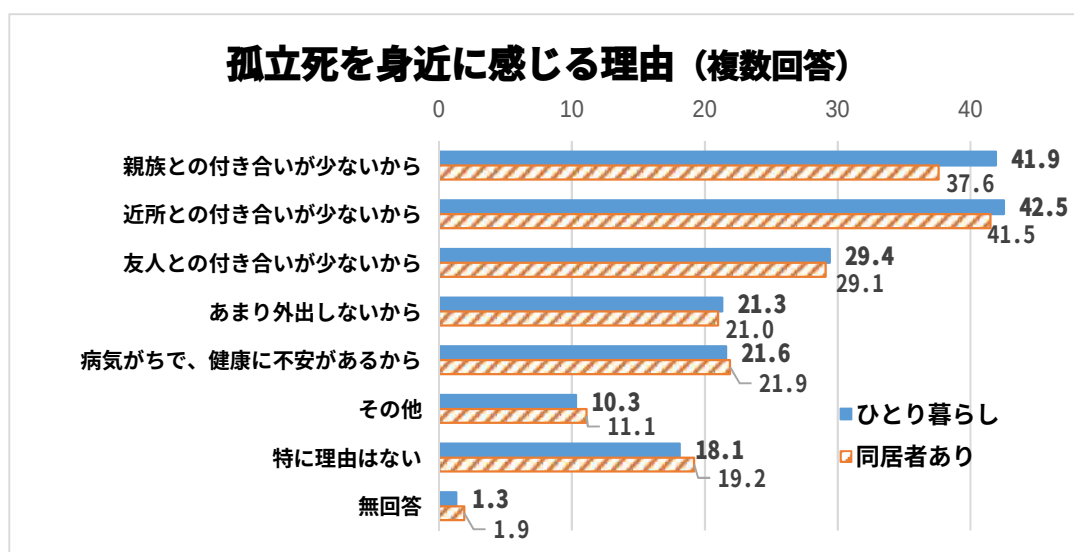
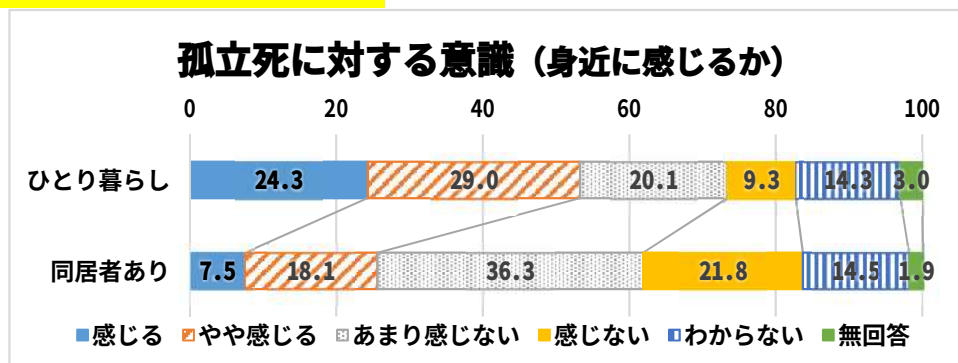


<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000573074.html>

② 高齢者実態調査から見てくる状況

(ア) 孤立死について

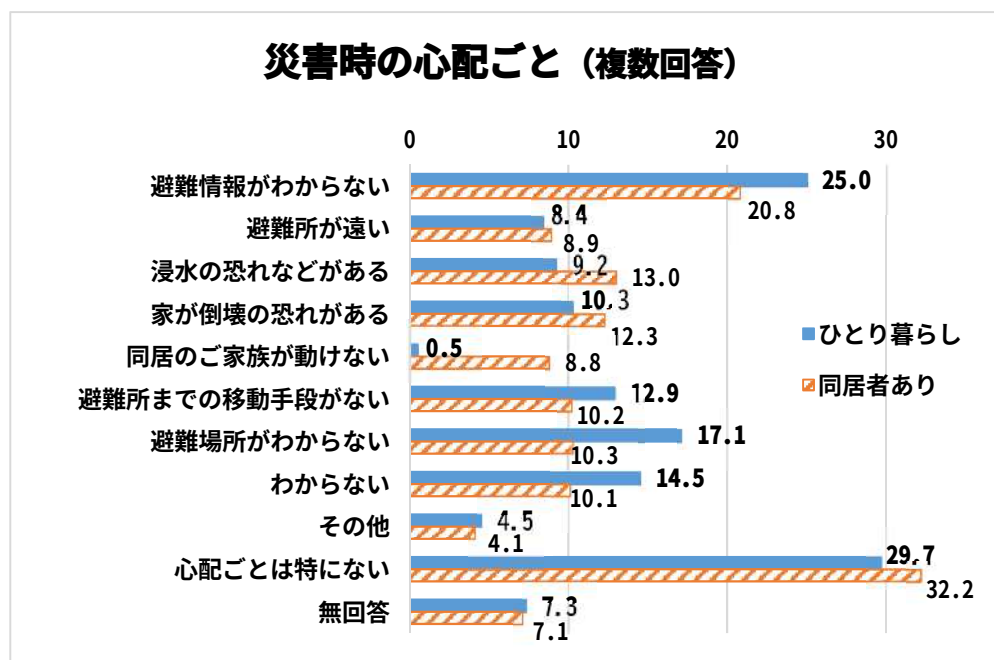
高齢者実態調査によると、孤立死を「身近に感じる」「やや感じる」と回答した理由は、ひとり暮らし世帯で「近所との付き合いが少ないから」が42.5%、「親族との付き合いが少ないから」が41.9%と多くなっています。2人以上の高齢者世帯に比べ、「親族との付き合いが少ないから」の割合がやや高くなっていますが、それ以外の理由はほぼ同程度の割合となっています。



出典：高齢者実態調査報告書（令和4年度）

(イ) 災害時の心配ごとについて

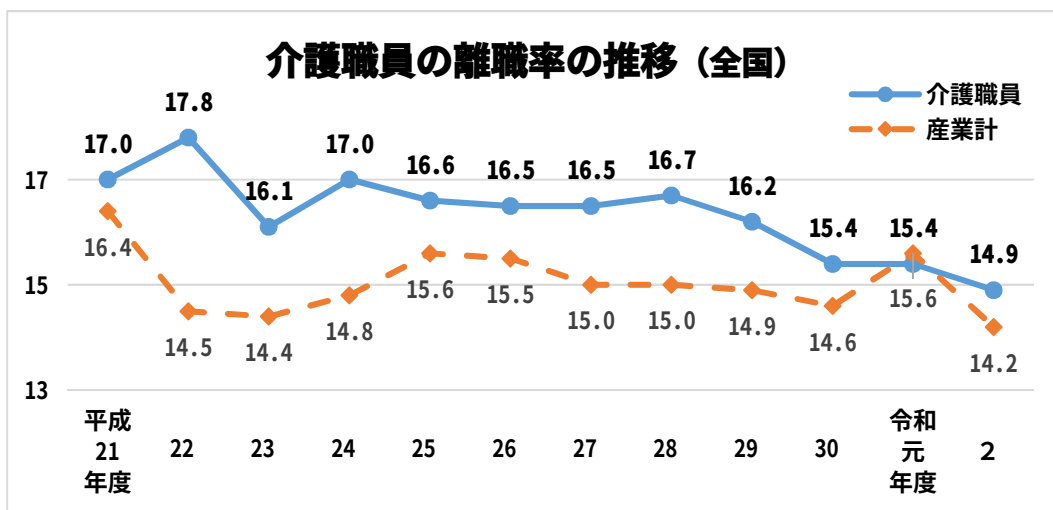
災害時の心配ごとについては、ひとり暮らし世帯で「避難情報がわからない」が25.0%で最も多く、2人以上の高齢者世帯の割合(20.8%)に比べ4.2ポイント高くなっています。また、「避難場所がわからない」がひとり暮らし世帯で17.1%となっており、2人以上の高齢者世帯に比べ6.8ポイント高くなっています。



出典：高齢者実態調査報告書（令和4年度）

(ウ) 福祉人材の確保の状況について

介護職員の離職率については、近年、改善されてきているものの、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保できていない」が24.2%、「確保はできているが、負担感が大きい」の割合が32.8%となっています。

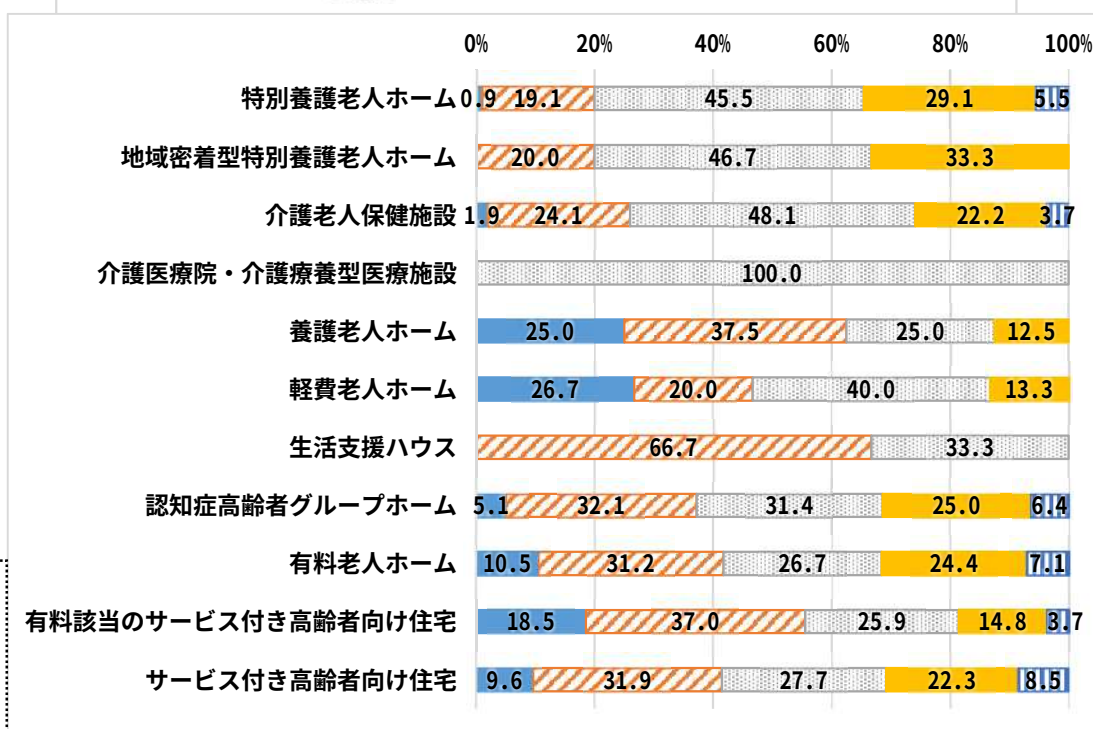
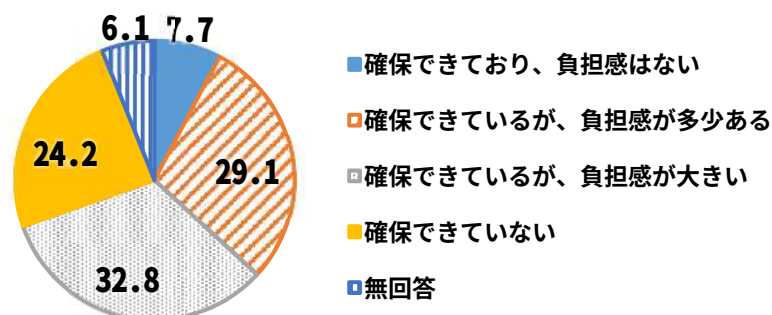


産業計：日本標準産業分類に基づく産業の内、厚生労働省が調査の範囲とする産業

（農業・林業、漁業、公務等を除くほぼすべての産業）の合計

（出典：令和4年版厚生労働白書）

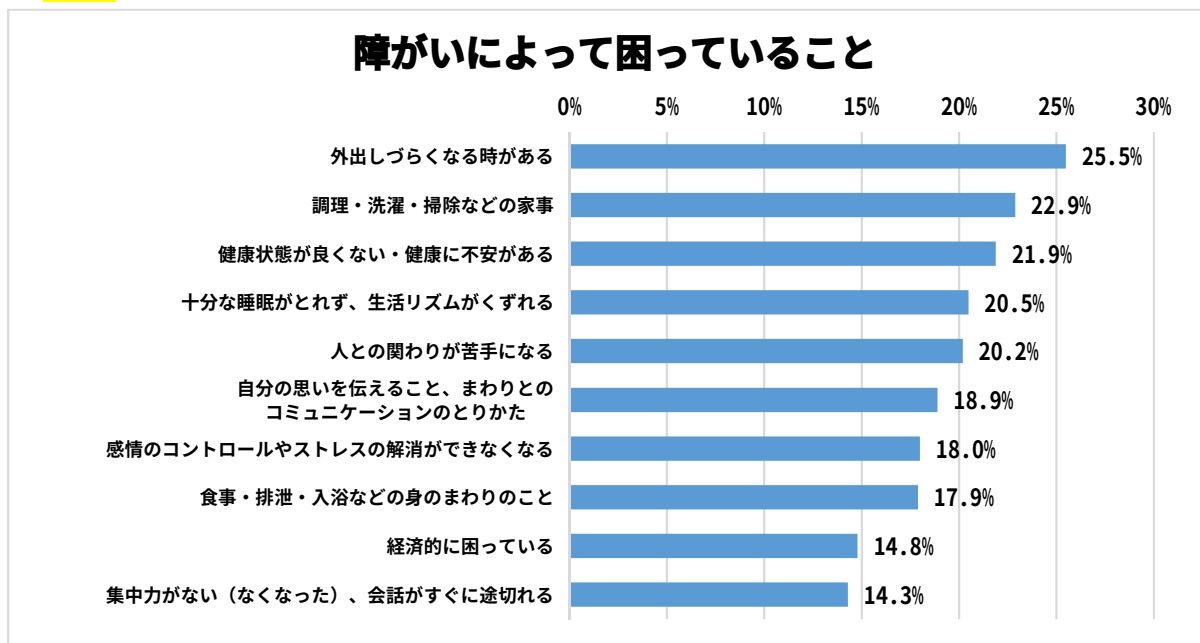
福祉人材の確保の状況と確保にかかる負担感



③ 障がい者等基礎調査から見える状況

(ア) 障がいによって困っていることについて

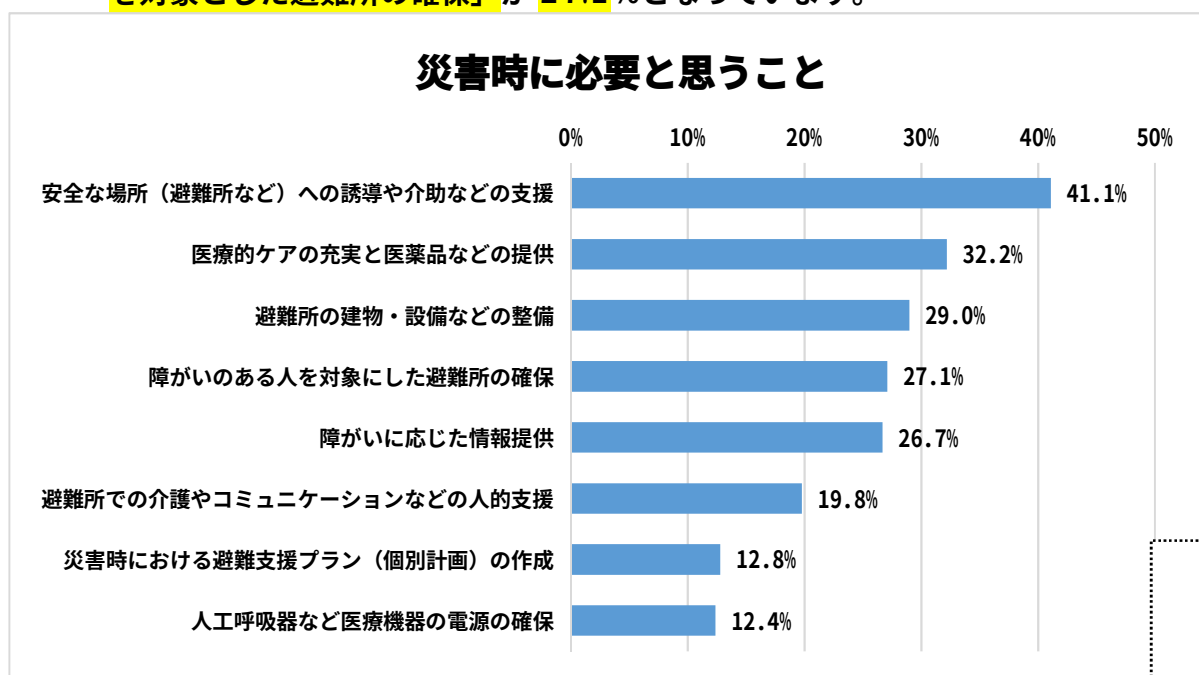
障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が 25.5%で最も高く、次いで「調理・洗濯・掃除などの家事」が 22.9%、「健康状態が良くない・健康に不安がある」が 21.9%、「十分な睡眠がとれず、生活リズムがくずれる」が 20.5%となっています。



出典：令和4年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

(イ) 災害時に必要なことについて

地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が 41.1%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が 32.2%、「避難所の建物・設備などの整備」が 29.0%、「障がいのある人を対象とした避難所の確保」が 27.1%となっています。

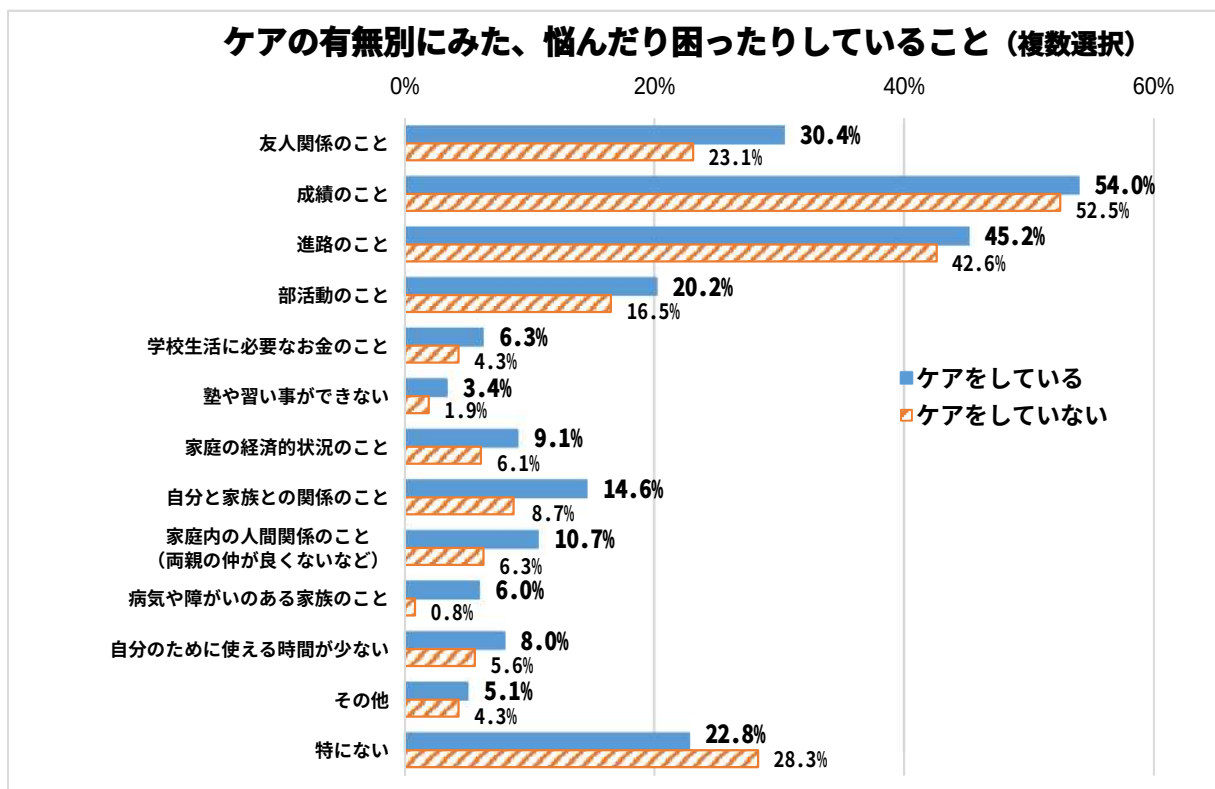


出典：令和4年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）

④ ヤングケアラー実態調査から見てくる状況

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのことです。令和4年度に実施した、大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査によると、「ケアを要する家族がいる、自分がその人のケアを担っている」と回答した生徒は9.1%で、ケアの相手としては、「弟・妹」(37.0%)、「祖母」(31.3%)、「祖父」(19.1%)等の順に多くなっています。ケアの内容としては、「話し相手」が最も多く、「見守り」「年下のきょうだいの世話、遊び相手」「家事」と続いています。また、「日本語が苦手」なケースも多くみられ、外国にルーツのある家族のケアをするヤングケアラーの存在も確認されています。

学校生活においては、ケアをしている者の方が、欠席や遅刻、宿題忘れの回数が多い傾向にあり、友人関係や部活動、自分と家族との関係のことといった悩みを抱えている者が多いことが分かっています。



ケアをしていることを家族以外の「誰にも話していない」と回答した者は約6割にのぼり、「話したことがある」と回答した場合でも、相手は「友人」が多数を占め、「頼れる大人」に話せていないことがわかっています。また、ほしいサポートについては、「勉強のサポート」が最も多く(52.1%)、「家族や自分のことについて、一緒に考えてくれる支援」(16.5%)、等が挙げられた。通常の手伝い程度のケアや、短時間のケアにとどまっているなど、それほど負荷がかかっていない者も多いと考えられますが、自分の状況を客観的に理解することが難しく、サポートが必要であることに気付にくいことも背景にある可能性があります。

⑤ ひきこもりに関する実態調査から見てくる状況

「ひきこもり」は様々な要因の結果として、就学や就労などの社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。本市における、ひきこもりに関する実態調査によると、ひきこもり群に該当すると推計される方は、子ども・若者群（満15歳～満39歳）では約1.7万人、成人群（満40歳～満64歳）では2.4万人となっています。また、内閣府の実態調査の結果では、満15歳から39歳で54.1万人、満40歳から64歳で61.3万人が、ひきこもり状態にあると推計され、8050問題等、大きな社会問題となっています。

 まとめ

- ・地域福祉実態調査では6割近くの方が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約7%にとどまっており、その理由としては、「時間がないから」に次いで、「参加するきっかけがないから」が高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。
- ・介護等の支援が必要な家族のケアを担っているケアラーもまた、支援が必要な存在です。ケアラーの心身に過度な負担がかかったり、社会から孤立したり、自分らしい生活が送れないといった事態になることは避けなければなりません。介護や子育ては精神的、体力的な負担が大きく、問題を当事者だけで抱え込みがちです。公的なサービスを利用できる場合があることや、相談窓口が存在することの周知が必要です。
- ・特にヤングケアラーについては、こどもらしい生活が送ることができるよう配慮や支援が必要です。社会がヤングケアラーのことを認識し、身近な人が気づき、理解し、手を差し伸べることが、ヤングケアラーの支援につながります。そのため、福祉や介護の関係機関、地域の関係者などへの周知や啓発を進めることが重要です。また、約6割がケアをしていることを「家族以外に話していない」ことなどから、ヤングケアラーがケアのことを「頼れる大人」へ安心して話せる環境をつくることも必要となります。
- ・市民のうち約5%の方が孤独を感じていたり孤立に悩んでおり、地域でのつながりを回復するための取組が求められています。
- ・高齢者実態調査によると、ひとり暮らし高齢者の5割以上が孤立死を身近だと感じています。そのため、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。
- ・介護職員の離職率は他の産業と比べて高く、人材の確保が難しい状況にあります。そのため、資格を持ちながら職についていない人の復職支援を行うことなどが重要です。また、少子高齢化が進む中、人材の育成・確保については中長期的な視点をもって取り組むことが必要であり、こどもの頃から福祉に親しみを持ってもらうなど裾野を広げることも重要です。

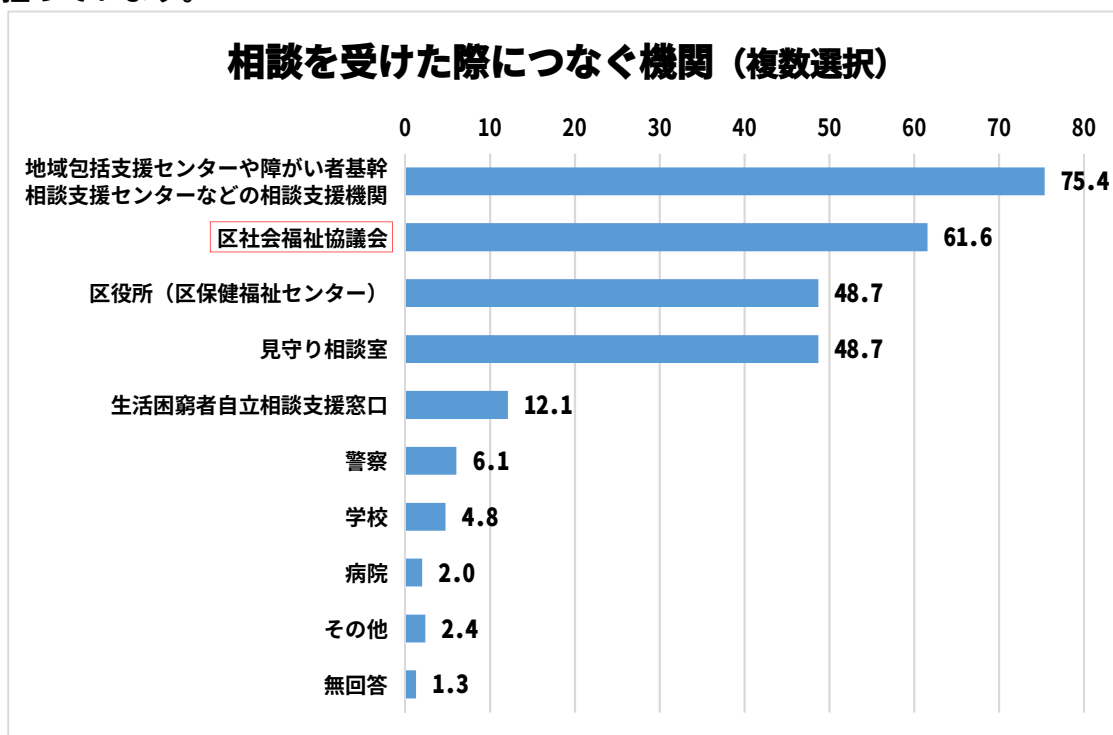
(3) 地域における団体等の活動の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 社会福祉協議会の状況

市社協及び各区社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉法人であり、大阪市及び全区に設置されています。

市社協及び区社協には地域の各種団体や住民が参加しており、地域の見守り活動の支援や地域住民が交流する場の設置支援、ボランティア活動者の登録・斡旋など、福祉のまちづくりを目的としたさまざまな取組が行われています。(◆P.8 参照)

地域福祉実態調査によると、民生委員・児童委員等の地域福祉の推進役が地域住民から相談を受けた際に連携する機関として、「地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの機関」に次いで区社協が挙げられており、地域福祉推進の中心的役割を担っています。



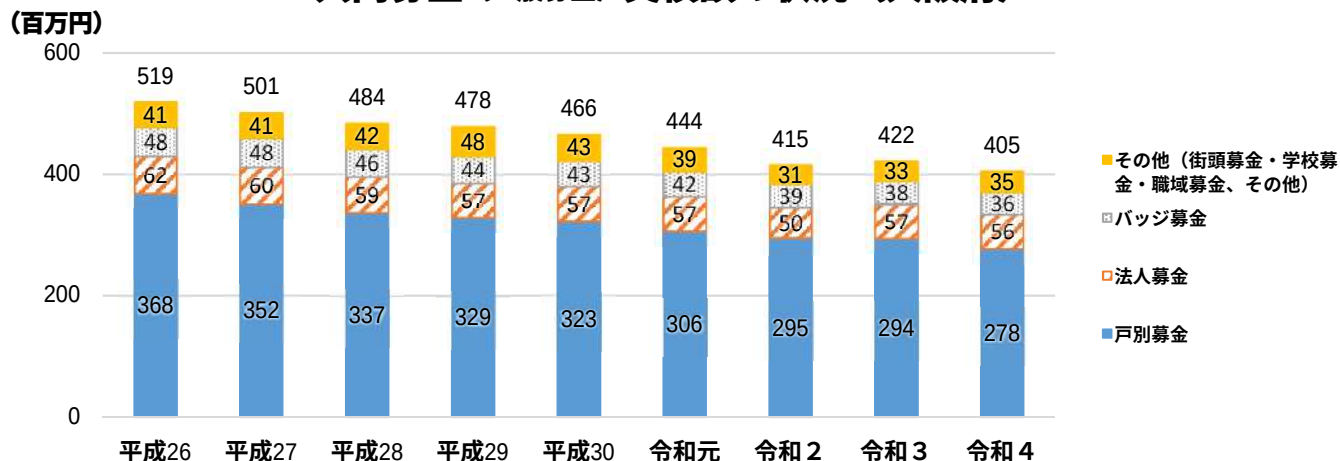
出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書
(地域福祉の推進役としての地域住民) (令和4年度) (抜粋)

② 共同募金実績額の状況

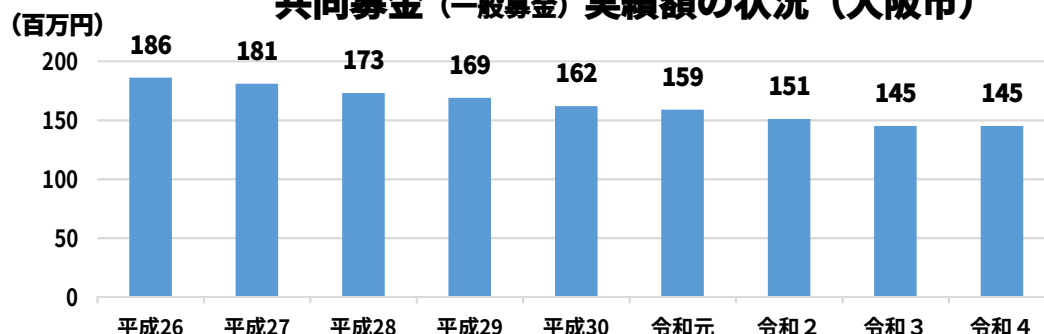
都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和4年度は、約4億500万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。

また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、令和4年度は、約1億4,500万円となっています。

共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪府）



共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪市）



出典：（社福）大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局作成

共同募金

共同募金とは

- 「赤い羽根」をシンボルとする募金で、戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。
- 民間の募金運動で、集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。
- 地域ごとの使いみちや集める額を事前に定めて、募金を呼びかける計画募金です。

赤い羽根共同募金の
シンボルキャラクター

社会福祉法

- 社会福祉法において、「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されています。

共同募金運動の歴史

- 第1回 昭和22年 「国民的たすけあい運動」の一環として創設
募金期間は1か月(11月25日～12月25日)
- 第2回 昭和23年 「赤い羽根」をシンボルとして採用
- 第8回 昭和29年 NHK 歳末たすけあい募金も共同募金の一環に
- 第13回 昭和34年 民生委員・児童委員協議会が主催する歳末たすけあい運動のうち、「寄付者からの寄付金や品物」についても共同募金の一環に
募金期間の延長(10月1日～12月31日)
- 第70回 平成28年 全国で運動期間が延長(10月1日～翌年3月31日)

共同募金（一般募金）の状況

令和4年度 募金実績

＜大阪府：4億545万9千円（内、大阪市：1億4,492万6千円）＞

主な募金種別の内訳は、戸別募金2億7,828万9千円、法人募金5,586万1千円、バッジ募金3,635万7千円となっており、3種別で一般募金の90%以上を占めています。

共同募金の使いみち

① 広域福祉事業

大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、大阪府・大阪市社会福祉協議会等に配分します。

【大阪市内における実績：大阪市里親会『夏季研修及びレクリエーション事業、シンポジウム等の啓蒙活動事業』（事業内容：里親同士が相携え、受託児童の養育について、里親自身の研鑽と相互の理解を深め、里親制度の普及啓発を図るための研修等各種事業を行う事業）など】

② 地域福祉事業

各地区の地域福祉事業を推進するため、市区町村社会福祉協議会に配分します。

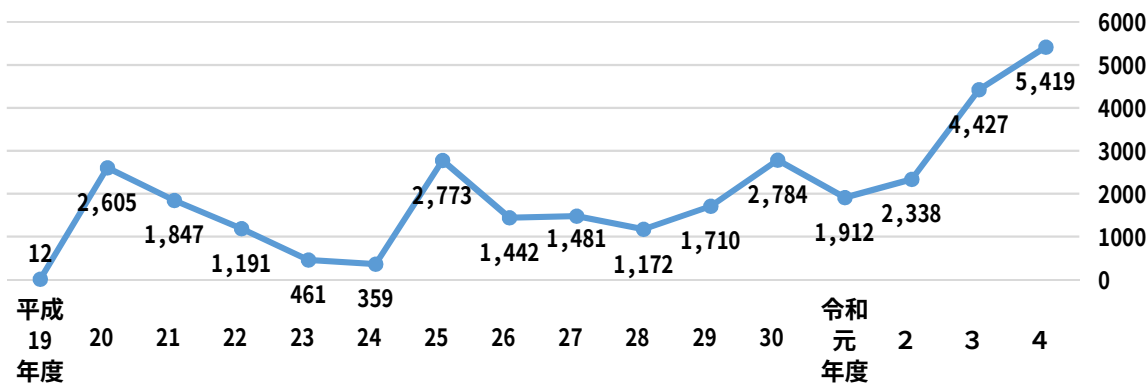
【大阪市内における実績：学習支援事業（住吉区）、敬老会等助成事業（東成区）など】

③ ふるさと寄附金の状況

大阪市ふるさと寄附金（ふるさと納税）では、多数の寄附メニュー（寄附の使い道）を設け、寄附者の想いに沿ったさまざまな取組に活用しています。

受入実績件数の推移を見ると、概ね増加傾向にあります。

大阪市ふるさと寄附金 受入件数の推移



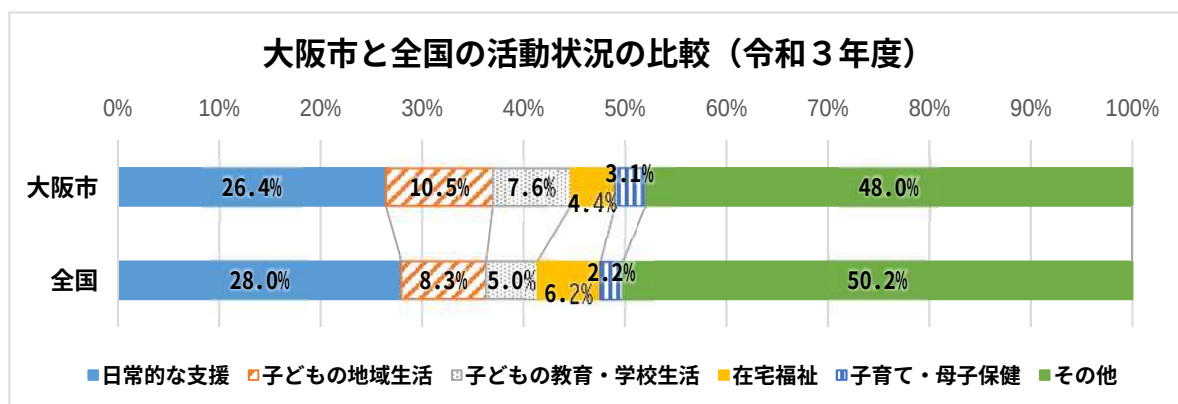
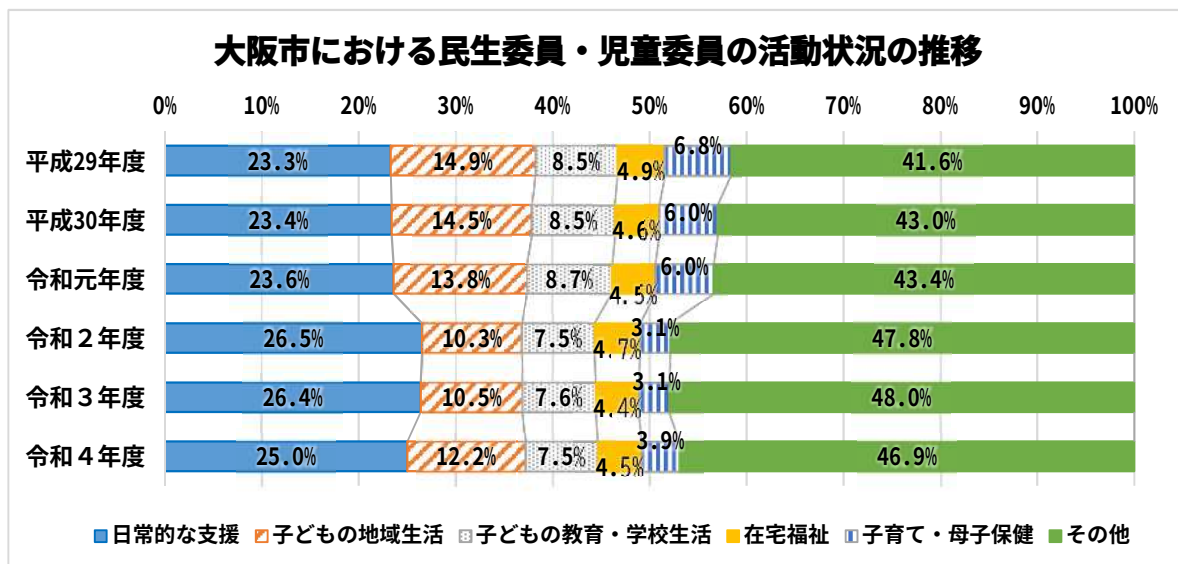
出典：大阪市政策企画室

○福祉関係メニューの例

- ・福祉関係（全般）
- ・福祉関係（障がい者スポーツの振興）

④ 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

令和4年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が25.0%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が12.2%、子どもの教育・学校生活の割合が7.5%となっています。このほか、子育て・母子保健、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。



活動状況の「その他」は、生活費や仕事、家族関係、住居に関する相談など
出典：福祉行政報告例・大阪市福祉局

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

大阪市では、令和4年度末現在、約4千人の民生委員・児童委員が活動しています。（全国では約23万人）



民生委員・児童委員
のマーク

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあり、各地域において住民への相談支援活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結びつける入口となる活動は重要であり、子育てサロンなどの活動にも取り組んでいます。

社会や家庭のありようが変化する中、地域社会において住民が抱える課題は複雑・多様化しており、子育て世帯、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、地域の状況を把握するのは、民生委員活動の基本となる重要なものであり、そのことが行政や関係機関・団体への提言、意見具申の取組につながっています。

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、相談支援活動につながることから広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立することから、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

活動事例

- ・担当区域の高齢者や障がい者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供
- ・支援が必要な人のさまざまな相談に応じ、助言
- ・高齢者世帯への友愛訪問による見守りや生活支援
- ・乳幼児健診未受診者事業への協力（未受診家庭の見守り）
- ・児童の登下校時の声かけ、パトロール活動
- ・子育てサロン
- ・歳末助け合い運動 など



大阪府民児協連キャラクター
「大阪府版ミンジー」

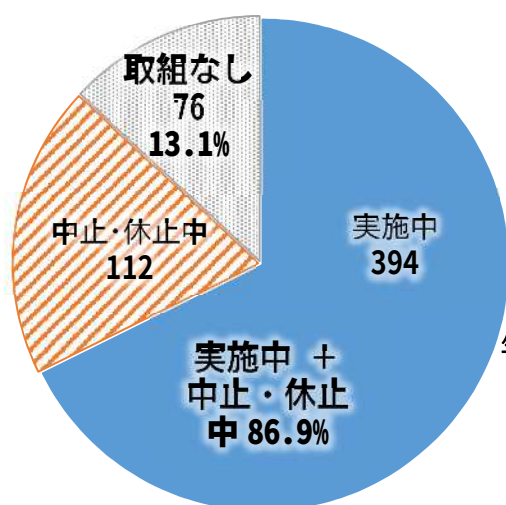
民生委員制度の歴史

大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府に設けられた「方面委員制度」が民生委員制度のはじまりとされており、平成29年に制度創設100周年、平成30年には大阪での制度創設100周年という記念すべき節目の年をむかえました。

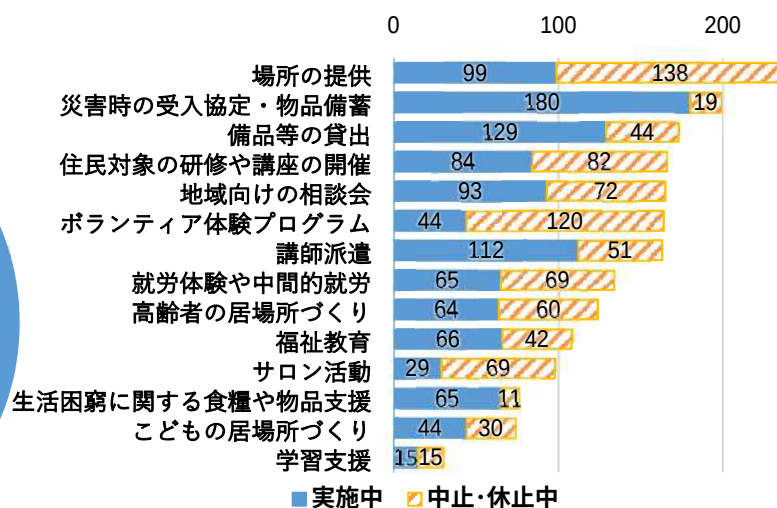
⑤ 社会福祉施設の公益的な取組の状況

大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取組が実施されています。コロナウイルスの影響で一時的に中止・休止されている取組もありますが、「場所の提供」や「災害時の受入協定・物品備蓄」「備品等の貸出」のほか、各施設の強みを活かしたさまざまな取組が行われています。

公益的な取組の実施状況
(施設数)



取組の種別 (複数選択)



大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

⑥ 地域活動協議会の状況

地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、福祉をはじめさまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくためのしくみです。

地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。

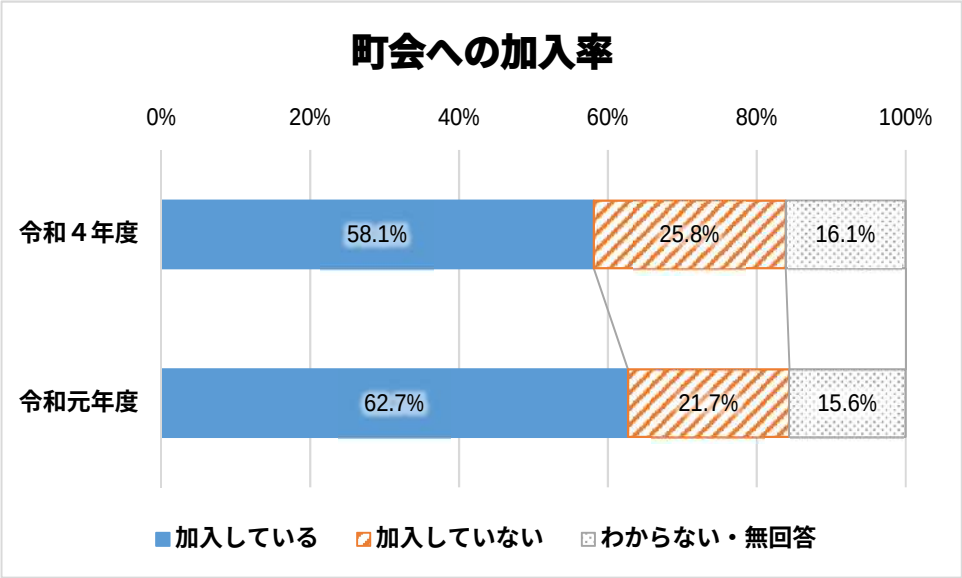
地域活動協議会で実施されている主な地域福祉活動

高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、敬老のつどい、百歳体操など

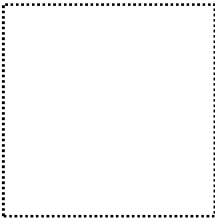
出典：各区役所ホームページ（抜粋）

⑦ 町会への加入率の状況

町会加入率は年々低下していると言われています。
「地域福祉にかかる実態調査」の回答においても、町会へ「加入している」との回答者は 62.7%から 58.1%へと、減少傾向にあります。

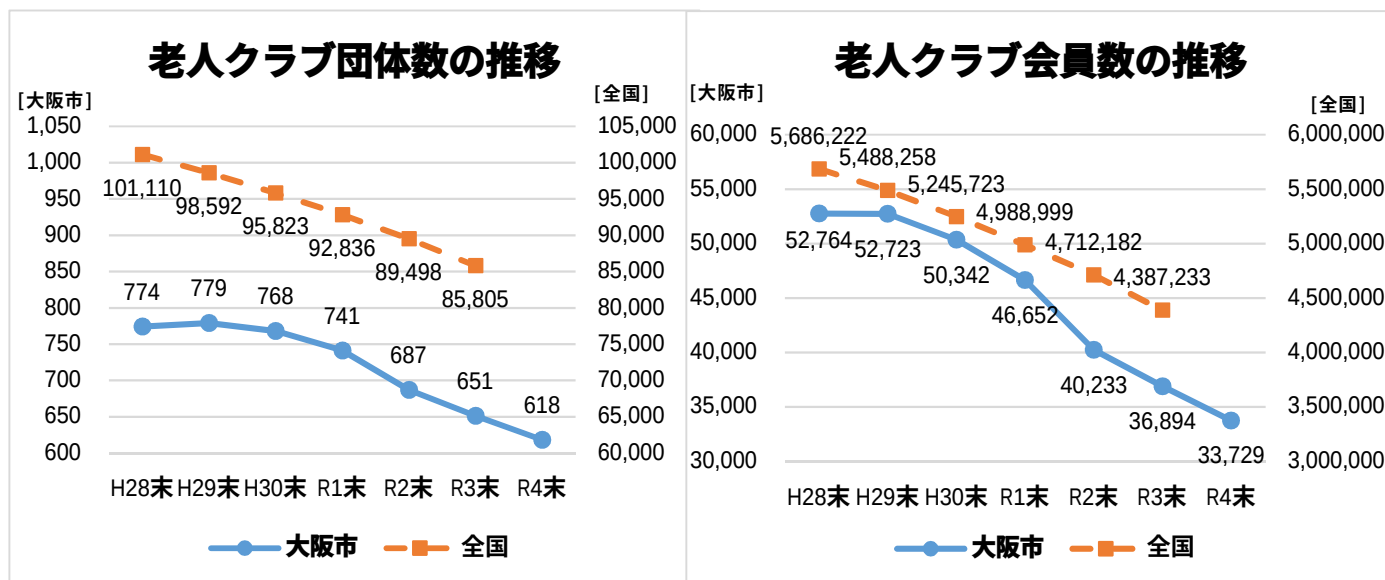


出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査



⑧ 老人クラブ数と会員数の推移

老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、令和4年度末では、団体数は**618団体**、クラブ会員数は**3万3,729人**となっています。



出典：厚生労働省
大阪市福祉局

老人クラブ

老人クラブとは

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域のさまざまな団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。大阪市ではおおむね小学校区ごとに結成された「単位老人クラブ」を基礎として組織されています。

老人クラブの活動

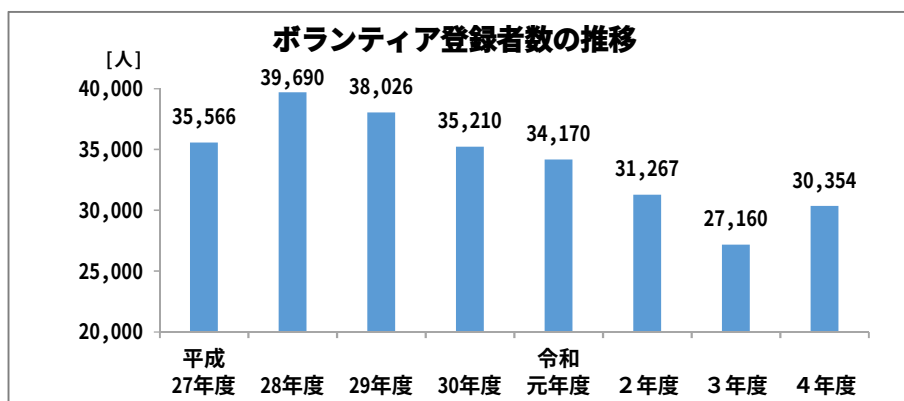
老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいます。

毎年9月の大阪市高齢者福祉月間には、友愛活動の一環として各区のねたきり高齢者を対象とした友愛訪問や百歳長寿者お祝い訪問を実施しています。また、全国運動として制定された9月20日の老人クラブ「社会奉仕の日」を中心に、さまざまな奉仕活動にも取り組んでいます。

さらに、地域包括ケアシステムでは、生活支援や介護予防で重要な役割を果たすことが期待されています。(◆P.17 参照)

⑨ ボランティア登録者数の推移

市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、令和4年度は前年度に比べ約3千人増加し3万354人となっています。

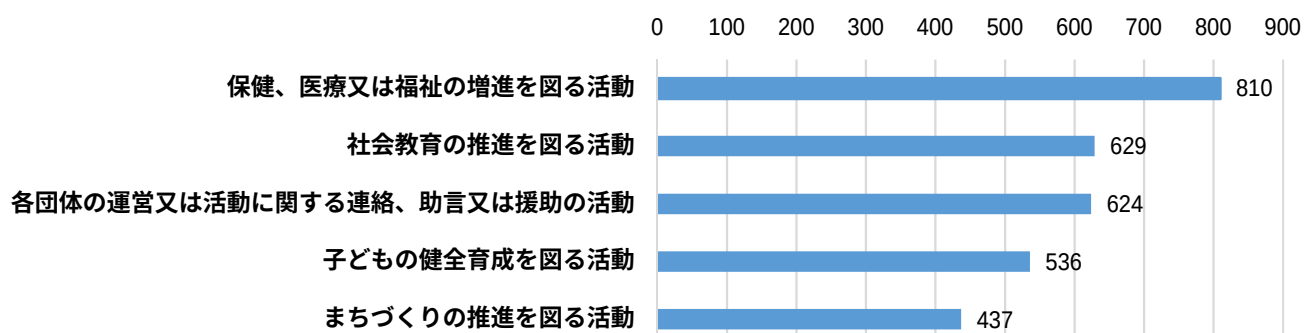


出典：大阪市福祉局

⑩ 大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容

大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、810団体となっています。

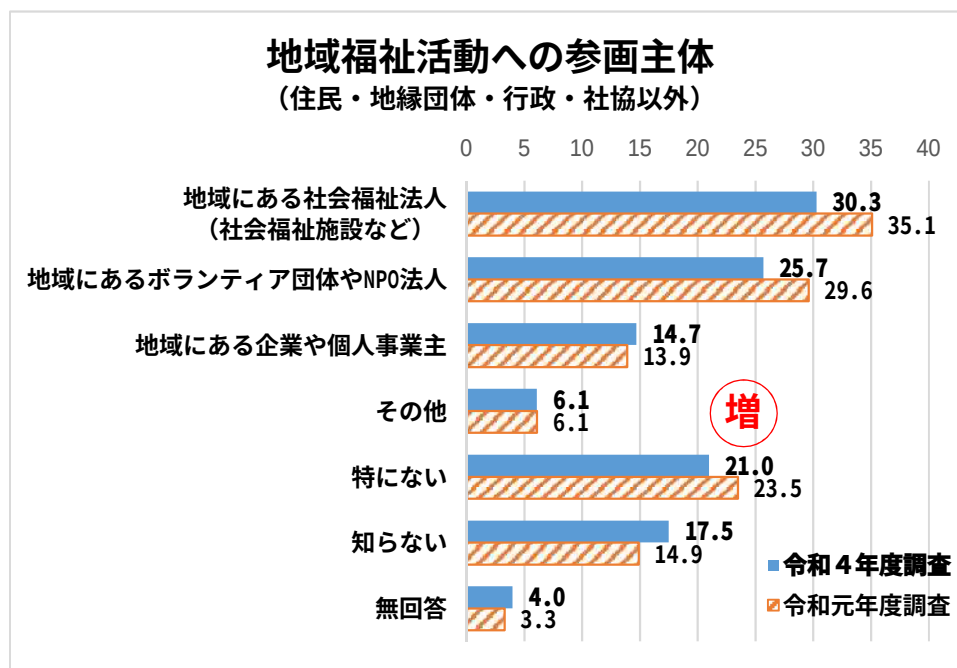
大阪市における特定非営利活動法人の活動内容 (令和5年3月(上位5位項目)) (複数選択)



出典：内閣府 NPO ホームページ

⑪ 企業の地域福祉活動への参画

地域福祉の推進役としての地域住民に対して、地縁団体等以外の主体による、地域福祉活動への参画状況を尋ねた結果によると、ボランティア団体・NPO 法人や社会福祉施設などの社会福祉法人による参画が減少傾向にあるのに比べ、地域にある企業や個人事業主による参画については増加しています。



出典：大阪市内における地域福祉にかかる実態調査報告書
(地域福祉の推進役としての地域住民) (令和4年度) (抜粋)

まとめ

- ・大阪市では、民生委員・児童委員や地域活動協議会、ボランティアやNPO法人などにより活発に地域福祉活動が行われています。そのような活動が充実するよう支援する取組が必要です。
- ・共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は、町会に加入しない人が増えたことなどを背景に年々減少しています。一方、ふるさと寄附金やクリック募金など新しい形の地域福祉活動への寄付もあります。さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいくことが必要です。
- ・住みよいまちづくりと地域の活性化に向けて様々なコミュニティ活動を展開している町会は、地域活動協議会の主要な構成要素でもあります。その活動を応援し、加入を促進していく必要があります。
- ・企業等による地域福祉活動については増加しており、地域住民からは継続的な活動が期待されています。さらなる主体的な参画と、行政や社協など他の主体との連携が重要となっています。

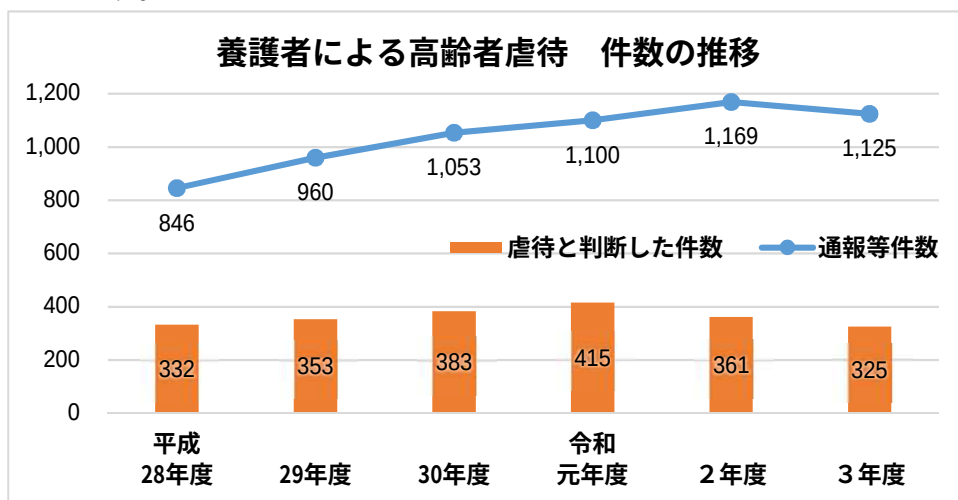
(4) 地域における社会問題の状況 ● ● ● ● ● ● ●

虐待等の状況

① 高齢者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待

大阪市における令和元年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、令和3年度では通報等件数は横ばいで1,125件、虐待と判断した件数は325件で減少しています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く58.6%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（58.1%）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く48.8%、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が27.4%となっています。近隣住民・知人の割合は4.0%となっています。



虐待の種別・類型（令和3年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護等放棄	性的虐待
人数	194	95	68	65	2
※割合(%)	58.6	28.7	20.5	19.6	0.6

※被虐待高齢者の総数 331 人に対する割合

通報者（届出を含む）の状況（令和3年度・重複あり）

	警察	介護支援専門員・介護保険事業所職員	家族・親族	医療機関関係者	近隣住民・知人	被虐待者本人	区保健福祉センター職員	民生委員	虐待者自身
人数	572	322	61	50	47	35	21	11	11
割合(%)	48.8	27.4	5.2	4.3	4.0	3.0	1.8	0.9	0.9

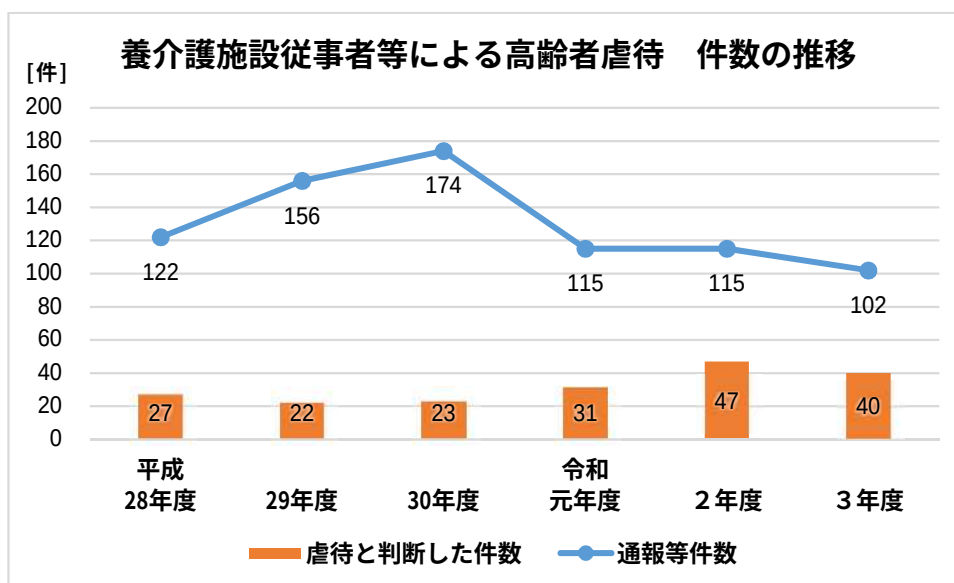
被虐待者から見た虐待者の続き柄（令和3年度）

	息子	娘	夫	その他	妻	兄弟姉妹	子の配偶者	孫
人数	131	72	63	32	22	13	10	6
※割合(%)	37.5	20.6	18.1	9.2	6.3	3.7	2.9	1.7

※虐待者 349 人（被虐待者ごとにカウントした延べ数）の内訳

・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待

大阪市における令和元年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、令和3年度では、通報等件数は微減で102件、虐待と判断した件数は40件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く64.4%となっており、相談・通報者としては、「施設・事業所の管理者」が最も高く26.5%、次いで「当該施設職員」が21.6%となっています。



虐待の種別・類型（令和3年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	29	16	4	3	2
※割合(%)	64.4	35.6	8.9	6.7	4.4

※被虐待高齢者の総数 45 人に対する割合

通報者（届出を含む）の状況（令和3年度・重複あり）

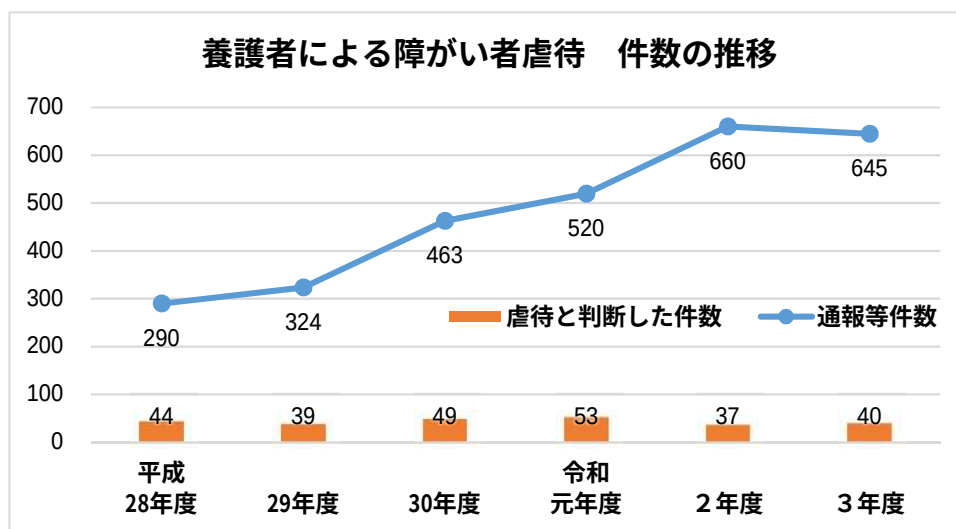
	施設・事業所の管理者	当該施設職員	当該施設元職員	家族・親族	介護支援専門員	本人による届出	医療機関従事者	警察	その他・不明
人数	27	22	14	10	3	2	2	2	20
割合(%)	26.5	21.6	13.7	9.8	2.9	2.0	2.0	2.0	19.6

② 障がい者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待

大阪市における令和元年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、令和3年度の通報等件数は645件で、増加を続けていた通報等件数が初めて減少に転じましたが、引き続き高い件数で推移しています。また虐待と判断した件数は、ほぼ横ばいで40件となっています。

虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く55.0%、相談・通報者としては、「警察」が最も高く88.1%となっています。また、虐待者は「父」の割合が最も高く25.5%、次いで「母」が23.4%、「夫」が21.3%を占めています。



虐待の種別・類型（令和3年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	性的虐待
人数	22	10	9	9	0
※割合(%)	55.0	25.0	22.5	22.5	0.0

※虐待と判断した件数40件に対する割合

相談・通報・届出の状況（令和3年度・重複あり）上位8項目

	警察	施設・事業所職員	被虐待者本人	相談支援専門員	行政職員	介護保険事業所職員	家族・親族	近隣住民・知人	虐待者自身
人数	568	21	16	16	12	11	5	5	11
割合(%)	88.1	3.3	2.5	2.5	1.9	1.7	0.8	0.8	0.9

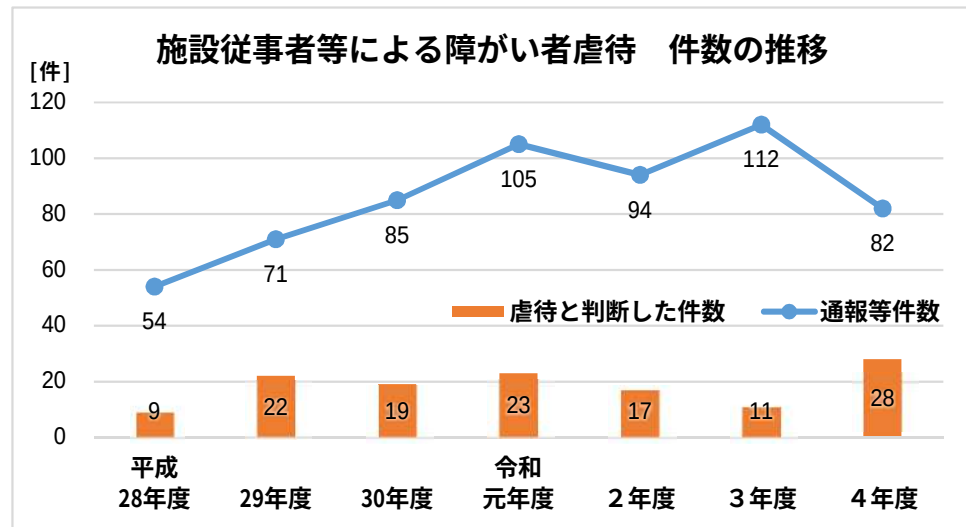
被虐待者から見た虐待者の続き柄（令和3年度）

	父	母	夫	兄弟姉妹	息子	妻	娘	その他
人数	12	11	10	8	2	1	1	2
※割合(%)	25.5	23.4	21.3	17.0	4.3	2.1	2.1	4.3

※虐待者47人に対する内訳

- ・障がい者福祉施設従事者等（障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待

令和４年度の通報等件数は８２件、虐待と判断した件数は２８件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」の割合が最も高く６７.９％、相談・通報者としては、「当該施設・事業所職員」、「当該施設・事業所設置者等」が合わせて３９.０％と最も多く、次いで「家族・親族」が１２.２％となっています。



虐待の種別・類型（令和４年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	放棄・放任
件数	19	7	4	2	1
※割合(%)	67.9	25.0	14.3	7.1	3.6

※虐待と判断した件数 28 件に対する割合

相談・通報・届出の状況（令和４年度・重複あり）上位８項目

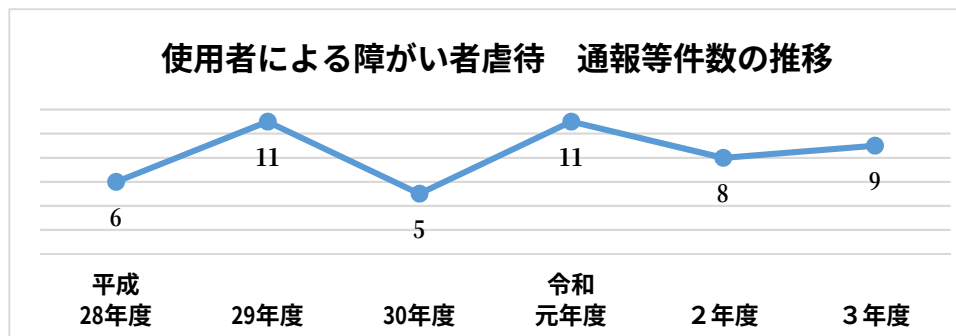
	当該施設・事業所設置者等	当該施設・事業所職員	家族・親族	他の施設・事業所職員	警察	当該施設・事業所元職員	本人	近隣住民・知人
人数	17	15	10	9	6	5	4	3
※割合(%)	20.7	18.3	12.2	11.0	7.3	6.1	4.9	3.7

※通報等件数 82 件に対する割合

出典：大阪市福祉局

・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待

令和元年度以降の通報等件数の推移を見るとほぼ横ばいとなっています。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。

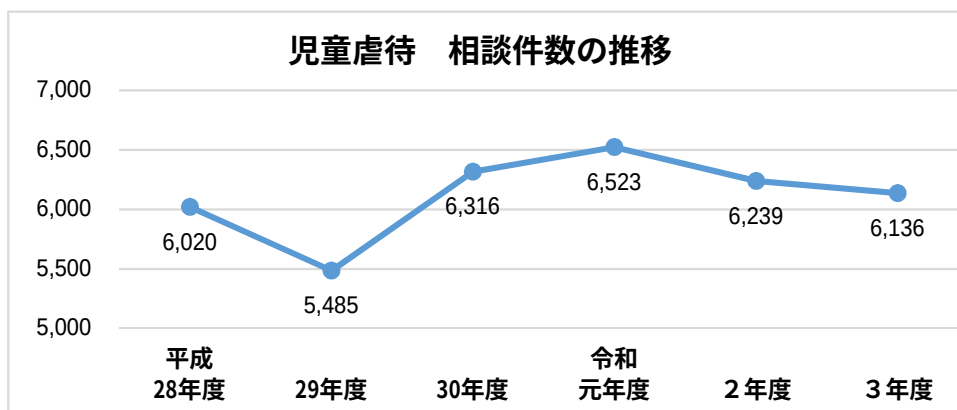


出典：大阪市福祉局

③ 児童虐待について

児童虐待相談件数は、全国的にも依然として高い数字で推移しており、令和3年度のこども相談センターにおける児童虐待相談件数は6,136件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」が最も高く66.6%、虐待相談の経路では「警察等」の割合が最も高く70.2%となっています。また、虐待者は「実母」「実父」で全体の88.2%を占めています。



虐待の種別・類型（令和3年度）

	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待
人数	4,086	1,308	751	44
※割合(%)	66.6	21.3	12.2	0.7

※相談件数6,136件に対する割合

虐待相談の経路（令和3年度）

	警察等	学校等	家族 親族	近隣 知人	児童 相談所	旧福祉 事務所	児童福祉 施設等	医療 機関	児童 本人	LINE 相談	旧保健 センター	その他
人数	4,306	581	375	285	198	129	68	43	26	18	5	102
割合(%)	70.2	9.5	6.1	4.6	3.2	2.1	1.1	0.7	0.4	0.3	0.1	1.7

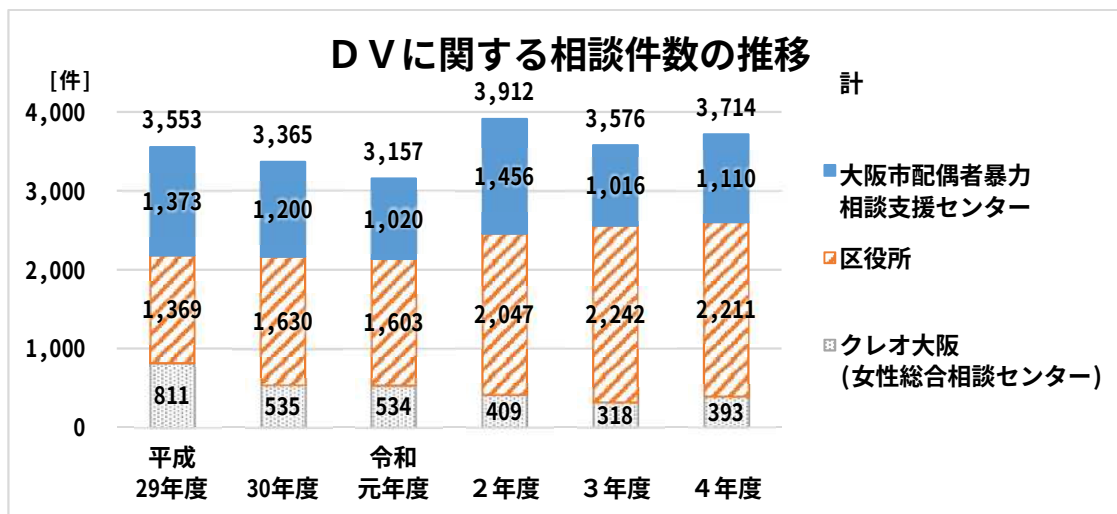
被虐待者から見た主な虐待者の続き柄（令和3年度）

	実母	実父	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他
人数	2,764	2,649	421	25	277
割合(%)	45.0	43.2	6.9	0.4	4.5

出典：大阪市こども青少年局

④ ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

大阪市における DV に関する相談件数は近年増加傾向にあり、令和 4 年度は 3,714 件で、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された平成 23 年度の 1.7 倍となっています。

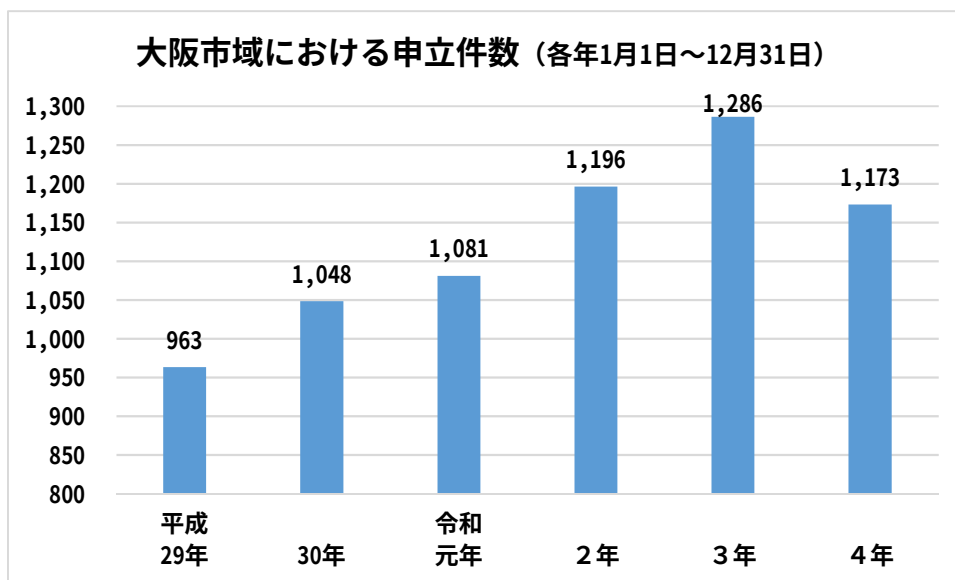


出典：大阪市民民局

成年後見制度の状況

大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、増加傾向にあり、令和 4 年中の申立件数は、1,173 件となっています。内訳としては、後見開始の申立が最も多く、全体の 69.7% を占めています。

また、身寄りがなく申立をする人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申立」の件数も、近年徐々に増加しており、令和 4 年中の申立件数は、265 件となっています。



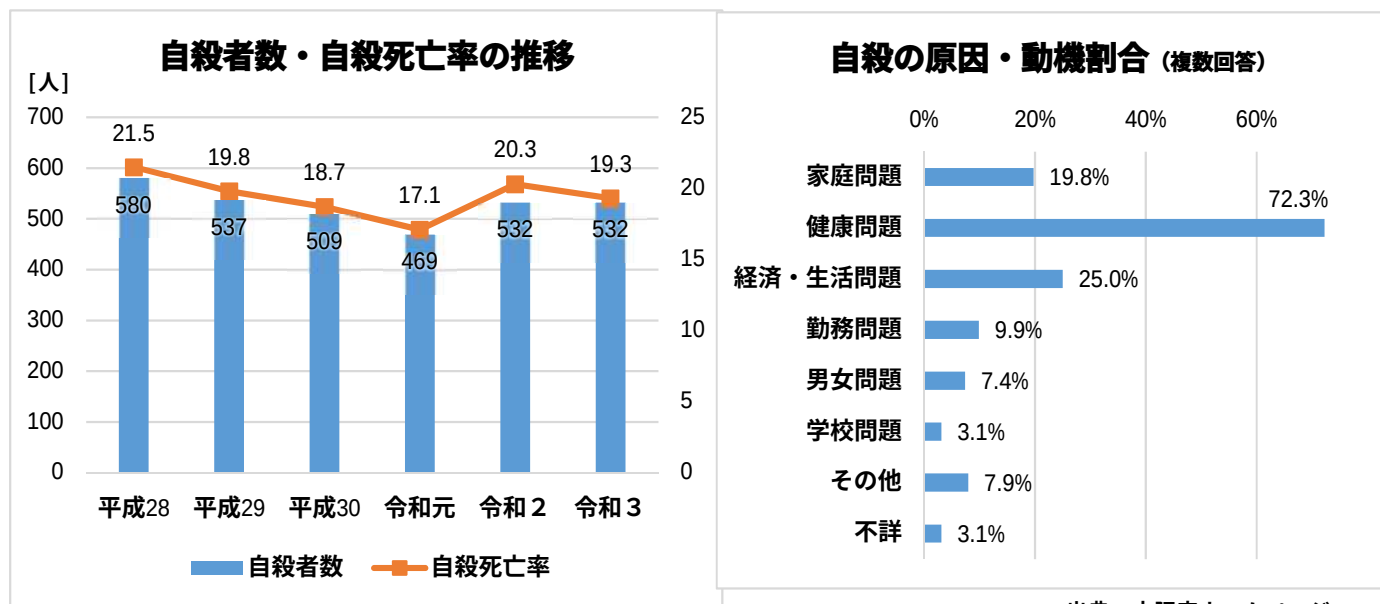
出典：大阪市福祉局

その他

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移は、近年減少傾向にありますが、令和2年以降やや増加し、令和3年には自殺者数が532人、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は19.3となっています。

原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺したと見られている方が最も多くなっています。

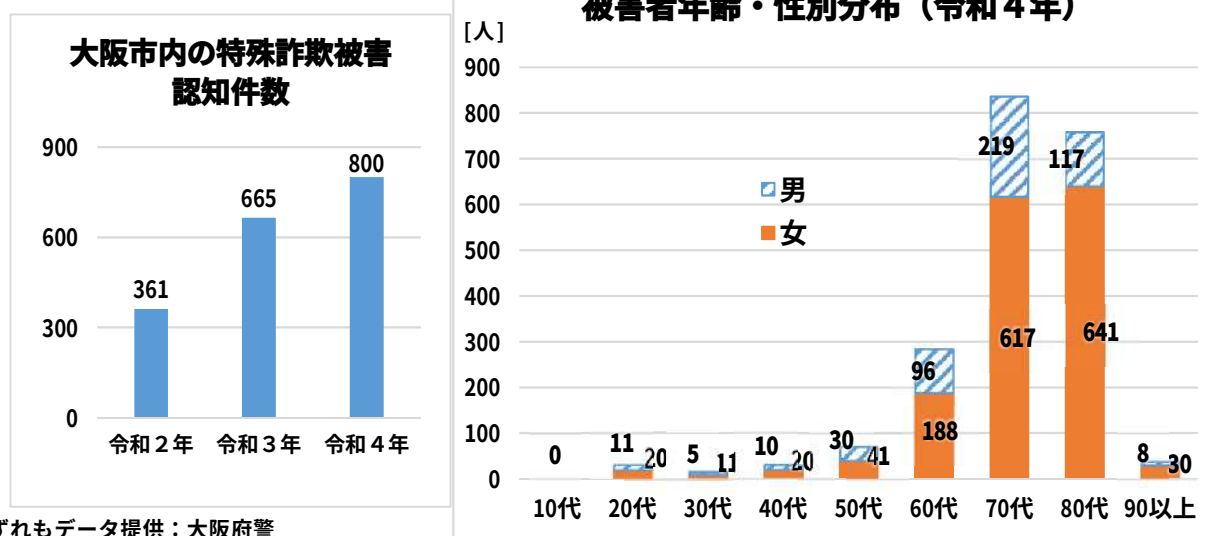


出典：人口動態統計

出典：大阪府ホームページ

② 消費者被害の状況

大阪市内の特殊詐欺被害の認知件数は、過去最高となっています。また、大阪府内の特殊詐欺被害者の約9割が65歳以上の高齢者であり、全体の約8割が女性となっています。



いずれもデータ提供：大阪府警

大阪市消費者センター
メインキャラクター
エルちゃん



(5) 地域福祉活動におけるコロナウイルス感染症の影響

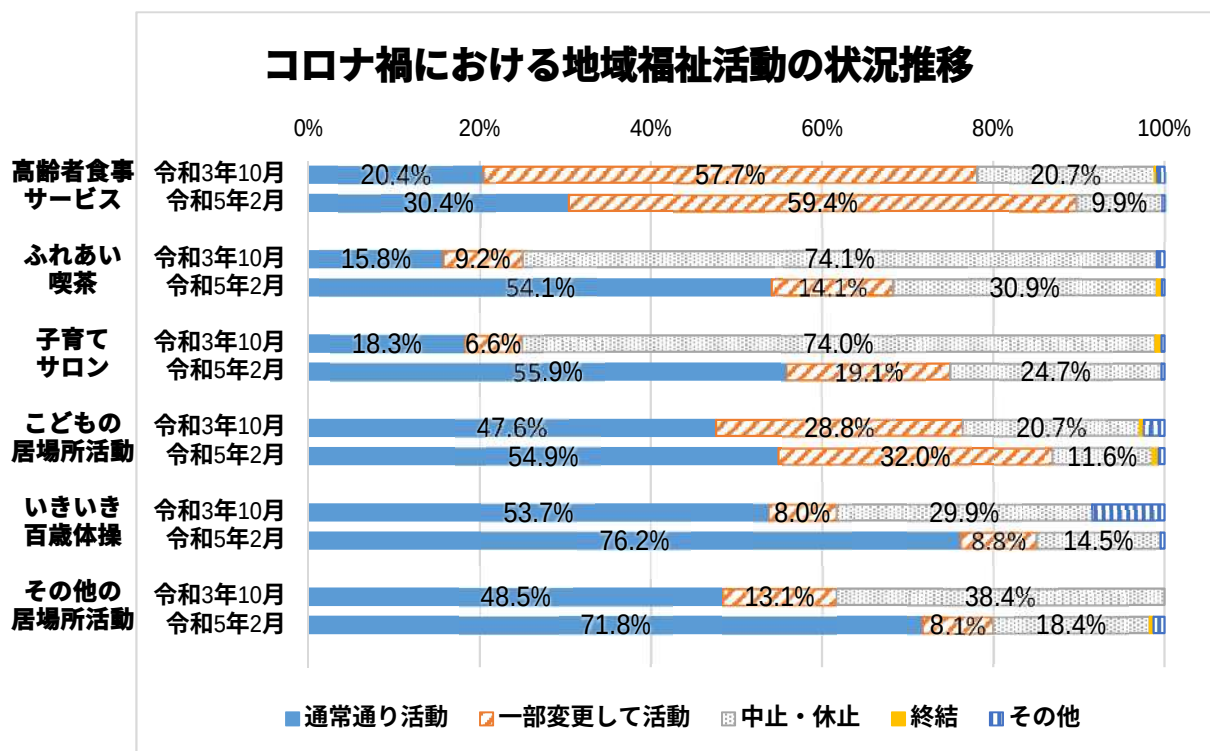
① コロナ禍における地域福祉活動状況調査から見てくる状況

地域の活動団体が実施している取組についても、コロナ禍で様々な制約を受けることとなりましたが、活動を継続または再開するため、さまざまな工夫がなされました。

例えば高齢者食事サービスでは、「会食形式から配食サービスへ変更」「テイクアウトにする」など感染対策を講じることにより、再開率が高くなっています。

また、ふれあい喫茶では、「時間帯を区切ったの実施」「予約制」「人数制限」「屋外実施」などの工夫をしながら開催する方法が模索されました。

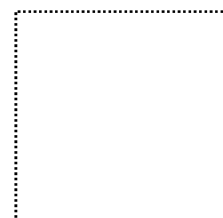
調査開始時点（令和3年10月）と、最終時点（令和5年2月）の状況を活動区分ごとに比較すると、約1年半で状況変化の波はあったものの、総じて「通常通り活動」「一部変更して活動」が増加し、「中止・休止」は減少する傾向にあります。



出典：大阪市社会福祉協議会

なお、子ども食堂や学習支援などの「こどもの居場所活動」の実施主体は地域団体、ボランティア、NPO、社会福祉施設、企業などさまざまです。本市では、大阪市社協が実施する「地域子ども支援ネットワーク事業」と連携し、社会全体でこうした活動を推進・支援する機運の醸成を図ってきたところです。

こうした取組の結果、活動数は調査期間中の約1年半で、208 か所から 275 か所に増加しています。



② 地域における公益的な取組に関する実態調査から見てくる状況

社会福祉施設の実施する取組については、取組の種別により、再開状況が異なります。「実施中」の比率の高いものから A～C のグループに分類してみると、上位 1～5 位の A グループには物品を介した取組や職員が外に出向く取組が多く見られる一方、「実施中」の比率が 2～4 割台の C グループ（11～14 位）では、施設内へ地域の方などを迎え入れる取組は再開が難しい状況であったことが判ります。

コロナ禍で継続しやすい取組、再開が難しい取組

	取組項目	「実施中」率	選択施設数
A	災害時の受入協定・物品備蓄	90.5%	199
	生活困窮に関する食糧や物品支援	85.5%	76
	備品等の貸出	74.6%	173
	講師派遣	68.7%	163
	福祉教育	61.1%	108
B	こどもの居場所づくり	59.5%	74
	地域向けの相談会	56.4%	165
	高齢者の居場所づくり	51.6%	124
	住民対象の研修や講座の開催	50.6%	166
	学習支援	50.0%	30
C	就労体験や中間的就労	48.5%	134
	場所の提供	41.8%	237
	サロン活動	29.6%	98
	ボランティア体験プログラムの提供	26.8%	164

（令和 3 年 12 月 1 日時点）
出典：大阪市社会事業施設協議会

●市社協では、「コロナ禍における地域福祉活動状況調査」「地域における公益的な取組に関する実態調査」以外にも、地域福祉推進のための調査研究や各種報告書、各区・地域の事例を含む資料などを公表・紹介しています。

https://www.osaka-sishakyo.jp/tyosa_hokokusyo/



P.3

【参考】 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（令和3年4月1日施行）

【参考】 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

（平成27年4月1日施行）

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平成 28 年 5 月 13 日施行）

P.4

【参考】 大阪市基本構想（平成 17 年 3 月 29 日議決）（抜粋）

暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪

大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かに過ごすことのできる地域社会づくりを進めます。こうしたコミュニティの力を生かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと暮らせる福祉サービスの充実や健康づくりの促進、防犯の取り組みや災害に強いまちづくりを進め、生涯を安心して暮らせるまちをめざします。

P.5

【参考】分野別計画（保健・福祉）における取組

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）

第6章 計画の基本的な考え方

2 第8期計画における取組み方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更にはその先の2040(令和22)年を見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取組みを一層強化します。また、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取り組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と2040(令和22)年の備えとして、以下の取組みが示されており、大阪市においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

(7) 関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

今後高齢化が一層進む中で、例えば、高齢の親と無職独身の子が同居する世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、介護保険制度の中で、高齢者を対象として行われてきた、地域包括支援センターによる相談支援やケアマネジャーによる介護サービスの調整、相談支援等だけでは解決できない、複雑化、多様化したケースへの対応が増加していくと考えられます。

これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が連携し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場（つながる場）」のような複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取り組み等を一層進めていく必要があります。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、支え合う地域づくりや相談支援体制の確立を進めており、本計画も連携して地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

第8章 具体的施策

4 サービスの充実・利用支援

(4) 介護サービスの質の向上と確保

キ 地域共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が相互の指定を受けやすくする特例を設けています。

障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（抜粋）

第1部 総論

第3章 計画推進の基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

- ・地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取組が連携して機能していく仕組みを構築していきます。

- ・区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPO の活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。

第2部 障がい者支援計画

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

(1) サービス利用の支援

イ 人材の確保・資質の向上

- ・福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- ・福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。

ウ 成年後見制度の利用の促進

- ・「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。

(2) 相談、情報提供体制の充実

ア 相談支援事業等の充実

- ・区障がい者基幹相談支援センターが、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。
- ・「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- ・既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っています。
- ・見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用することにより、課題の解決に取り組めます。

(4) 虐待防止のための取組

イ 養護者等による虐待への対応

- ・区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。

2 生活支援

(3) 日中活動系サービス等の充実

- ・地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。

第3章 地域生活への移行

1 施設入所者の地域移行

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

エ 地域移行困難者に対する支援

- ・矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

こども・子育て支援計画（第2期）（抜粋）

第5章 基本施策と個別の取組

基本方向 1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

(1) こども・青少年が自立して生きる力の育成

施策8 地域における多様な担い手を育成します

【基本認識】

地域の大人がこどもや青少年を対象とした体験の機会を企画し実施できるよう、こども・青少年の成長を支える基盤となる多様な担い手を育成するために支援を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

地域における多様な担い手の育成

地域等において青少年健全育成や非行防止活動に取り組む有志ボランティアを養成し、知識・技術を習得することで担い手の資質向上を図ります。

地域における多様な担い手の育成

実施事業（全市共通）

(89) 地域活動協議会

地域活動協議会では、おおむね校区等地域を単位として、これまで地域活動を担ってきた地域振興会（町会）や地域社会福祉協議会などの地域住民の組織をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな地域活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉など幅広い分野において、活動を行っています。

【市民局】

(90) 民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手です。各地区の民生委員・児童委員が、日常生活上のことやこどものことについて相談に応じています。

また、平成6年1月に児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」が設けられ児童委員と協力して活動しています。【福祉局・こども青少年局】

(91) 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が互いに協働し、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによる活力ある地域社会づくりをめざしています。【市民局】

再掲（58）青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進

青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けたさまざまな活動を制度として推進します。地域での具体的な活動は各区において地域の実情に応じて実施します。【こども青少年局】

再掲（５９）子ども会活動の推進

地域における青少年育成活動の活性化のため、体育活動・文化活動を実施し、指導者・育成者の技能向上及び新たな指導者・育成者となるジュニアリーダー・シニアリーダー育成のために研修を実施します。【こども青少年局】

再掲（８１）ＰＴＡの育成

ＰＴＡは、保護者と教職員が協力してこどもの健全な成長を図ることを目的とする団体であり、教育活動に密接に関わる活動を行っています。ＰＴＡ育成のため、指導・助言、情報提供を行い、ＰＴＡ活動を促進し、家庭と学校が連携したこどもの健全育成を図るとともに、社会教育や家庭教育への理解を深め、地域の教育力を向上させます。【教育委員会事務局】

こどもの貧困対策推進計画（抜粋）**第２章 計画の基本的な考え方****３ 施策体系****施策３ つながり・見守りの仕組みの充実**

社会構造の変化に伴い人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげ、こどもや青少年、保護者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう支援します。また、地域において、こどもや青少年に関する課題を解決するため、様々な活動主体が取り組みを行っており、活動のさらなる活性化が図られるよう取り組みます。

（１）こどもや青少年、保護者のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。困窮度の高い世帯のこどもや青少年は、交流機会が少ない傾向にあり、社会性を身につける力の発達に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、こどもや青少年が、様々な活動を通して他者とのつながり、他者との交流が深まるよう取り組むとともに、誰にも相談できないまま孤立することがないように、こどもや青少年の立場に立った支援に取り組めます。特に、高等学校に進学したものの、その後の進路が定まらないまま中途退学した場合には、相談機関につながる事が少ないことを踏まえ、高等学校在学中に中途退学の防止に取り組むとともに、中途退学した場合は、適切な相談機関に確実につないでいけるよう取り組みます。

また、地域社会に相談相手がいる保護者の方がこどもとの良好な関わりがなされていることを踏まえ、保護者が地域社会において交流を深めることができるよう、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

（２）児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

近年、児童虐待の相談対応件数は増加しています。児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子育て不安や養育上の課題に早期対応し、児童虐待を防止することが重要です。

児童虐待の防止や早期発見・早期対応には、子育て相談や子育て支援の専門機関をはじめ、学校、地域が連携して、子育て家庭が孤立しないよう見守り、虐待に至る前に、個々の家庭の状況に応じた適切な支援につなげることが欠かせません。

市民が児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合にいつでも通告できるよう、大阪市児童虐待ホットラインをはじめ通告窓口の周知に一層取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、各区保健福祉センター子育て支援室や家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークの充実に取り組めます。また、こうしたネットワークを一層緊密にし、個々の状況に応じた適切な支援や対応が行えるよう取り組みます。

(3) 社会全体でこどもや青少年と保護者を支援する取組みを推進します

こどもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。こどもや青少年が長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、大阪市こどもサポートネットの構築を図ります。

地域においては、本市の事業だけではなく、市内のほぼ全地域で形成されている地域活動協議会をはじめとして、市民ボランティアや地域団体、NPOなど様々な活動主体により、こどもや青少年が多様な体験や活動ができる機会の提供等を通じて、こどもや青少年を見守り、支援する様々な取組みが活発に行われています。こうした活動にかかわる多様な主体が協働しはじめとして、継続的にこどもや青少年のための取組みが進められるよう支援します。

また、こどもの貧困の観点から本市のこどもや青少年の現状と課題や取組みについて情報発信し、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体がこどもの貧困問題に参画する機運を醸成するとともに、新たな活動につながるよう取組みを進めます。

健康増進計画「すこやか大阪 21（第3次）」（抜粋）

第4章 計画を推進するために

第3次の文言へ要変更

1 推進体制

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次後期）」の更なる推進を図るためには、市民はもとより、市民を取り巻く地域・職域・学校に関連する各種団体、企業・事業所、医療保険者、教育機関、地域保健医療機関（医療機関・薬局等）、行政機関等が計画の基本理念を共有し、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を図りながら、社会全体で一体となり、市民の健康づくりを推進します。

(1) 地域における計画の推進

生涯を通じて、心身ともにすこやかであることは、幸せな暮らしの原点であり、その実現には市民の主体的な健康づくりが重要となります。本市では、「新たな住民自治の実現」に向けて策定された「市政改革プラン」に基づき、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域の実情や特性に即した区政運営が進められています。

健康づくりの施策や事業についても、住民の意見を取り入れながら企画・立案し、ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりに取り組みます。

また、地域の健康づくり活動の情報をわかりやすく提供するとともに、市民の意見を集めて活かす情報の双方向のやり取りに努め、科学的根拠に基づく保健・福祉サービス、地域保健活動を住民とともに推進します。

地域においては「すこやかパートナー」をはじめとする健康づくり団体との連携による活動を引き続き行います。

○自殺予防対策

大阪市自殺対策基本指針により、ゲートキーパーの養成などの人材育成や警察署と連携した自殺未遂者支援、自死遺族相談など支援体制等を充実させ、長期的に自殺死亡率の減少傾向を維持できるよう取り組みます。なお、自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐには保健医療的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含めた包括的な取り組みが必要です。

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- ※ この法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、政府が行ったさまざまな法制度整備の一つとして成立したものです。

【参考】本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年法律第 68 号）（抄）

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（平成 28 年 6 月 3 日施行）

【参考】部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（平成 28 年 12 月 16 日施行）

P.48

※ソーシャル・インクルージョン

【社会的排除】

「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。」

★「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」

（平成 24 年 9 月 社会的排除リスク調査チーム：内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官（経済社会システム担当）より抜粋）

【社会的援護を要する人々への支援】

従来の社会福祉は「貧困」を主たる対象としてきたといわれていますが、現代では、

「心身の障がい・不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存、など）

「社会的排除や摩擦」（路上死、外国人の排除や摩擦、など）

「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、など）

と言った問題が、重複・複合化しています。

これらの新たな福祉課題に対応するためには、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援助し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）、新しい社会福祉を進めていく必要があります。

★「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」

（平成 12 年 12 月 8 日社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会）より抜粋

大阪市社会福祉審議会条例

平成 12 年 4 月 1 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第 9 条第 1 項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和 62 年大阪市条例第 4 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第 1 条に規定する大阪市社会福祉審議会とみなす。

附 則（平成 12 年 9 月 28 日条例第 84 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日条例第 117 号）

この条例は、公布の日から施行する。

則（平成 30 年 9 月 28 日条例第 65 号）

例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

大阪市社会福祉審議会条例施行規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 175 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
 - (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項
- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

- 2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

- 2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。
- 3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

第5条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

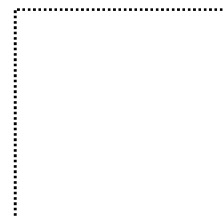
第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月30日規則第119号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。



大阪市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 175 号。以下「市規則」という。）第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第 68 条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

第6条 委員長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、審議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、審議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった審議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議事を決するためには委員の過半数の書面提出がなければならない。

(準用)

第7条 前2条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

2 前2条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

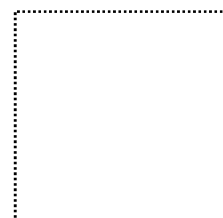
この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。



別表第1（第3条第1項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
第1 審査部会	肢体不自由に関する事項
第2 審査部会	視覚障がいに関する事項
第3 審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第4 審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第5 審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第6 審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第7 審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第8 審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第9 審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第10 審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第2（第4条第1項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業及び認知症施策に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項
認知症施策部会	認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項

別表第3（第4条第1項（地域福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
地域福祉基本計画策定・推進部会	大阪市地域福祉基本計画等に関する事項

大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順 敬称略 令和5年6月16日現在)

氏名	役職等
奥井 謙治	公募委員
○ 小野 達也	桃山学院大学社会学部教授
笠原 幸子	四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科教授
川端 均	大阪市社会事業施設協議会会長
小嶋 憲子	大阪市民生委員児童委員協議会会長
佐田 康典	司法書士
武智 虎義	大阪市地域振興会会長
手嶋 勇一	一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長
徳谷 章子	特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事
永岡 正己	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会会長
永田 典子	大阪市民生保健委員長
中村 又一	公募委員
野口 一郎	一般社団法人大阪市老人クラブ連合会理事長
◎ 藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長
宮川 松剛	一般社団法人大阪府医師会理事
薮田 雪子	特定非営利活動法人大阪NPOセンター事務局次長

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

地域福祉基本計画策定・推進部会 委員名簿

(五十音順 敬称略 令和5年7月21日現在)

氏名	役職等
浅野 幸子	公益社団法人大阪介護福祉士会会長
小野 達也	桃山学院大学社会学部教授
川上 明	南生野いちょう保育園園長（地域子育て支援拠点事業）
佐藤 佳道	くらしのサポートコーナー主任相談支援員 （大阪市港区生活困窮者自立相談支援機関）
種継 敦	玉出地域包括支援センター センター長
田村 満子	公益社団法人大阪社会福祉士会 相談役
○ 所 めぐみ	関西大学人間健康学部教授
鳥屋 利治	都島区障がい者基幹相談支援センター管理者
野村 恭代	大阪公立大学都市科学・防災研究センター ／大学院現代システム科学研究科教授
◎ 藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授

◎は部会長、○は部会長職務代理者

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を推進する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、福祉局長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉局生活福祉部長及びこども青少年局子育て支援部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、福祉局生活福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

2 連絡会議は、委員長の事前の了解があった場合に限り、委員の代理出席を認める。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に副委員長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業チーム)

第5条 委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に作業チームを置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

地域福祉連絡会議 委員

連絡会議委員（関係課長）

区役所保健福祉課長又は福祉の業務を主管する区役所の担当課長
 （福祉担当課長会幹事 5 名）
 区役所保健福祉課長又は保健の業務を主管する区役所の担当課長
 （保健業務主管課長会幹事 1 名）
 区役所保健福祉課長又は生活保護の業務を主管する区役所の担当課長
 （生活支援担当課長会幹事 1 名）
 総務局人事部人事課長
 総務局職員人材開発センター企画・研修担当課長
 危機管理室危機管理課長
 市民局区政支援室地域力創出担当課長
 市民局区政支援室地域連携担当課長
 福祉局総務部総務課長
 福祉局総務部経理・企画課長
 福祉局生活福祉部地域福祉課長
 福祉局生活福祉部連絡調整担当課長
 福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長
 福祉局生活福祉部福祉業務支援調整担当課長
 福祉局生活福祉部相談支援担当課長
 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長
 福祉局生活福祉部保護課長
 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長
 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長
 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長
 福祉局高齢者施策部介護保険課長
 健康局健康推進部健康施策課長
 健康局健康推進部保健医療計画担当課長
 健康局健康推進部健康づくり課長
 健康局健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長
 健康局保健所管理課長
 こども青少年局企画部企画課長
 こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長
 こども青少年局企画部青少年課長
 こども青少年局子育て支援部管理課長
 こども青少年局子育て支援部こども家庭課長
 こども青少年局中央こども相談センター相談支援担当課長
 環境局事業部事業管理課長
 都市整備局企画部住宅政策課長
 消防局予防部予防課長
 教育委員会事務局総務部教育政策課長
 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長
 教育委員会事務局指導部首席指導主事

「大阪市地域福祉基本計画（令和6年度～令和8年度）」策定の経過

【令和4年度】

令和4年 9月 ～10月	・地域福祉にかかる実態調査の実施	
令和5年 2月20日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・地域福祉にかかる実態調査結果の報告 ・次期計画の方向性の検討 ・計画（令和3年度～令和5年度）にかかる取組の進捗報告 等
3月16日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	
3月30日	大阪市社会福祉審議会総会	

【令和5年度】

令和5年 6月1日	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・次期計画の方向性の確認
7月21日	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 地域福祉基本計画策定・推進部会	・次期計画（素案）の審議（部会案とりまとめ） ・計画（令和3年度～令和5年度）にかかる取組の進捗報告 等
8月18日		
	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・部会でとりまとめた次期計画（素案）の審議及びとりまとめ ・計画（令和3年度～令和5年度）にかかる取組の進捗報告 等
	大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）	・次期計画（素案）の報告
	・パブリック・コメント手続きの実施	
	大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・パブリック・コメント結果報告 ・次期計画（案）の審議
	大阪市社会福祉審議会総会	・次期計画（案）の報告

**「大阪市地域福祉基本計画（令和３年度～令和５年度）（素案）」に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について**

２期計画分

１ 募集期間

令和２年１２月２５日～令和３年１月２５日

２ 募集方法

はがき、電子メール、ファクシミリ、窓口持込

３ 素案の公表方法

- （１）福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案及び概要版を配布
- （２）福祉局ホームページで公表

４ 意見提出件数

- （１）提出件数 １５ 件
- （２）意見件数 ３４ 件

・ 年齢（件）

３０歳代	４０歳代	５０歳代	６０～６４歳	６５～７４歳	７５歳以上	不明	計
４	２	２	１	４	１	１	１５

・ 住所（件）

市内	市外	不明	計
１４	０	１	１５

・ 提出方法（件）

電子メール	はがき	ファクシミリ	計
８	５	２	１５

5 意見の分類

(件)

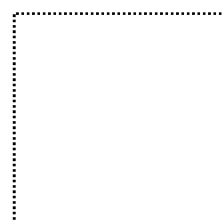
意見内容	意見件数
第1章 計画の考え方	5
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	
4 圏域の考え方	3
5 計画の推進・評価の体制	

第2章 地域福祉を取り巻く現状	11
1 統計データ等から見る大阪市の現状	4
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	5
3 各区の取組状況	
4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況	2

第3章 計画の基本理念と基本目標	2
1 基本理念	
2 基本理念の考え方	2
3 計画の基本目標	
4 計画の体系	
5 計画の指標	
基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	5
1 住民主体の地域課題の解決力強化	4
2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	
3 災害時等における要援護者への支援	1
基本目標2 だれでも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり	2
1 相談支援体制の充実	2
2 地域における見守り活動の充実	
3 権利擁護支援体制の強化	

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み	6
1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備	2
2 福祉人材の育成・確保	4
3 権利擁護の取組の充実	

その他提言・要望	3
-----------------	----------



第3期大阪市地域福祉基本計画
令和6年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601495.html>

